

令和5年第3回美里町議会定例会会期日程表

日次	月	日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	9	5	火	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会議録署名議員指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・町長提出議案の一括上程 ・議案審議（内容説明・質疑・討論・採決）
第2日		6	水	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（4名）
第3日		7	木	休 会	<ul style="list-style-type: none"> ・各常任委員会
第4日		8	金	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・各常任委員会報告及び質疑 ・議案審議（内容説明・質疑・討論・採決） ・閉会

第 1 号

9 月 5 日 (火)

令和5年第3回美里町議会定例会会議録（第1号）

令和5年9月5日（火）
午前10時00分開会

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名 6番 坂田 竜義 議員 7番 濱田 憲治 議員
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 (1) 議長
(2) 町長
(3) 監査委員
(4) 宇城広域連合議会議員
(5) 議会活性化特別委員会委員長
- 日程第4 町長提出議案の一括上程（議案第57号から議案第78号及び報告第5号）
- 日程第5 町長提出議案の提案理由説明
- 日程第6 議案第57号 押印の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第58号 美里町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第59号 美里町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第60号 災害による被害者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第61号 美里町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第62号 令和4年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第63号 令和4年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第64号 令和4年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第65号 令和4年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第66号 令和4年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第67号 令和4年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第68号 令和4年度美里町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 報告第5号 令和4年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

- 日程第19 監査委員の意見書説明
- 日程第20 議案第69号 令和5年度美里町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第21 議案第70号 令和5年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第71号 令和5年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第72号 令和5年度美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第73号 令和5年度美里町生活排水特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第74号 令和5年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第75号 令和5年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

2. 出席議員（10名）

1番	村崎公一君	2番	平野保弘君
3番	吉住淳一君	4番	隈部寛君
5番	高田美千子君	6番	坂田竜義君
7番	濱田憲治君	8番	福田秀憲君
9番	今田政行君	10番	上田孝君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町長	上田泰弘君	副町長	吉住慎二君
教育長	宮寄幸仁君	総務課長	坂村浩君
まちづくり政策係長	本住徹弥君	税務課長	島田昌臣君
住民生活課長	松永栄作君	福祉課長	谷口信也君
健康保険課長	隈部尚美君	農業政策課長	西寺清君
森づくり推進課長	安達浩一君	建設課長	富永英司君
上下水道課長	酒井博文君	会計課長	中川利加君
学校教育課長	中川幸生君	社会教育課長	長井一浩君

5. 事務局職員出席者

事務局長	立道誠君	書記	野田まや君
------	------	----	-------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。ただいまから令和5年第3回美里町議会定例会を開会します。

お知らせします。説明員の松岡美しい里創生課長より、本定例会への欠席届が提出されております。なお、松岡課長の代理として、本住まちづくり政策係長が説明員として出席されております。

それでは、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員指名

○議長（上田 孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、6番、坂田竜義君、7番、濱田憲治君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（上田 孝君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

8月24日に議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、今田政行君。

○議会運営委員長（今田政行君） おはようございます。

議会運営委員会を開きましたので、その報告を申し上げます。

令和5年第3回議会運営委員会報告。

8月24日午後1時30分より、中央庁舎議会委員会室におきまして、令和5年第3回議会運営委員会を開催いたしましたので、その報告を申し上げます。

出席者は、議会より上田議長、濱田総務文教常任委員長、坂田産業厚生常任委員長、福田委員、高田委員、と私、今田。執行部より上田町長、吉住副町長、坂村総務課長、事務局より立道事務局長、野田主事の出席のもとに開会をいたしました。

議題といたしまして、（1）執行部提出議案について、（2）議員提出議案について、（3）一般質問について、（4）日程・会期等について、（5）その他を議題としました。

まず、（1）執行部提出議案について。条例関係5件、決算関係7件、補正予算関係7件、その他4件、合計の23件の説明を受けました。

次に、（2）議員提出議案について。3件の請願・陳情分がありましたが、1件を受理し、2件を不受理としました。受理した1件につきましては、システムにて皆さんと共有いたします。また、議員発議1件を受理しましたので、発議第3号。

美里町議会基本条例の制定についてを提出議案としました。

次に、(3) 一般質問について。受付順で吉住淳一議員、高田美千子議員、坂田竜義議員、隈部寛議員の4名から通告があり、抽選の結果、1番、高田美千子議員、2番、坂田竜義議員、3番、隈部寛議員、4番、吉住淳一議員の順番に決定をいたしました。

次に、(4) 日程・会期等について。会期予定表のとおり、9月5日火曜日より9月8日金曜日までの4日間とする会期としました。日程の内容につきましては、議案集の「令和5年第3回美里町議会定例会議事予定表」のとおりでございます。

議会初日、本日は、令和5年第3回美里町議会定例会議事日程より、日程第3、諸般の報告、次に、日程第4、町長提出議案の一括上程、議案第57号から議案第78号及び報告第5号を上程し、日程第5、町長提出議案の提案理由の説明の後、日程第6、議案第57号、「押印の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」から、日程第10、議案第61号「美里町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」までを内容説明の後、質疑・討論・採決を行います。

次に、日程第11、議案第62号「令和4年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第26、議案第75号「令和5年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)」まで、内容説明のみ行い、質疑・討論・採決は議会最終日に行います。また、日程第18、報告第5号「令和4年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」及び日程第19、「監査委員の意見書説明」を求めます。終了後は、散会の予定としております。

議会2日目、9月6日水曜日は一般質問を行います。質問の順については、高田美千子議員、坂田竜義議員、隈部寛議員、吉住淳一議員の順番で行います。一般質問が終わり次第、散会といたします。

議会3日目、9月7日木曜日は休会とし、各常任委員会開催の予定となっております。

議会最終日、9月8日金曜日は各常任委員会の委員長の報告及び質問を行います。

その後、議案第62号「令和4年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、議案第75号「令和5年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)」を再度上程し、内容説明は終わっておりますので、質疑・討論・採決を行います。次に、議案第76号「公の施設の他の団体の利用に関する協定について」から、議案第78号「町道路線(内園花定野線)の認定について」までの内容説明・質疑・討論・採決を行い、次に、発議第3号「美里町議会基本条例の制定について」の趣旨説明後、質疑・討論・採決を行います。その後、議員派遣の件、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査

の件を協議し、閉会の予定となっております。

以上、8月24日木曜日に行われました議会運営委員会の報告といたします。

美里町議会運営委員会委員長、今田政行。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。ただいま議会運営委員長より報告のとおり、会期は、本日9月5日から9月8日までの4日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日9月5日から9月8日までの4日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（上田 孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議長から6月定例会以降の報告を行います。一覧はシステムに入っておりますので、主なものだけ報告いたします。

まず、6月9日、甲佐町のやな開きに参加しております。

6月12日、美里町青少年育成町民会議の総会に参加しております。

6月13日、美里町人権教育推進協議会の総会に参加したところでございます。

6月22日は、議長・副議長並びに常任委員長とともに、宮崎県の椎葉村におきまして、椎葉・矢部・砥用線整備促進期成同盟会の総会に参加しております。

続きまして、6月23日、美里町社会福祉協議会の理事会に参加したところでございます。

6月26日は、九州各県町村議会議長会の協議会に参加しております。

6月28日は、令和5年度美里町やまびこ祭り花火打ち上げ業務委託の公開プロポーザルに参加しております。

7月3日になります。合併20周年の記念式典検討委員会に副議長とともに参加しております。

7月3日、また県道小川嘉島線期成会の監査もしたところでございます。

7月5日、ホテルキャッスルにて、熊本県日中協会令和5年度総会に参加し、その後、熊本テルサにおきまして第2回のゼロカーボン社会熊本県民会議に参加しております。

7月8日、宇城市におきまして、令和5年度第54回熊本県商工会青年部連合会宇城地区大会に参加したところでございます。

7月11日、全国町村議員会館におきまして、西日本協議会及び全国議長会関連会議に出席したところでございます。

7月14日、令和5年度九州中央自動車道整備促進協議会の勉強会に出席したところでございます。

同日、国道445号線の整備促進期成総会もございましたが、こちらは副議長に出席していただいております。

7月22日、中央地区のふるさと祭りに議員の皆様とともに出席しております。

7月24日、国道443号整備促進期成会の総会に出席したところでございます。

7月26日は、常任委員長・議会運営委員長研修会に出席しております。

7月27日、令和5年第4回の議会臨時会に、議員の皆様とともに出席しております。失礼しました。7月27日、宇城広域連合の臨時会がございましたので、濱田議員とともに出席しております。

7月29日、熊本テルサにおきまして、上村則幸氏・吉田美好氏の旭日双光章受賞祝賀会に議員の皆様とともに出席したところでございます。

8月1日は、社会を明るくする運動、美里町町民の集いに議員の皆様とともに出席しております。

8月4日、熊本県町村議会議長会、第1回の正副会長会に出席しております。

8月8日、熊本県町村議会議長会、第2回の理事会がございましたので出席しております。

8月10日、第5回議会臨時会がございましたので、議会の皆様とともに出席しております。同日、議会活性化特別委員会もございましたので、こちらにも出席したところでございます。

8月15日、第2回美里町合併20周年記念式典検討委員会に出席し、その後、熊本市会館でございました令和5年熊本県戦没者追悼式に出席しております。

8月18日は、令和5年度美里町のこども議会に出席したところでございます。

8月19日、美里町やまびこ祭りのほうに、議員の皆さんとともに出席しております。

8月22日、熊本県町村議会議長会、正副議長研修会が行われましたので出席しております。

8月24日、第3回の議会運営委員会がございましたので、委員の皆様とともに出席しております。

8月25日、熊本県町村議会議長会の新議員研修会がございましたので、隈部議員とともに出席しております。

8月28日は、甲佐町との分水協定締結式がございましたので、町長とともに出席

席しております。

9月3日は、第7回の熊本県女性消防操法大会がございましたので、出席したところでございます。

以上で、議長の報告を終わります。

次に、町長に行政報告を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） それでは、6月定例会後の行政報告をさせていただきます。要約して、要約版が載っております。それを報告をさせていただきます。

令和5年6月9日、甲佐町やな開きに出席しております。

6月12日、第73回社会を明るくする運動美里町推進委員会に出席し、その後令和5年度美里町青少年育成町民会議の総会に出席しております。

6月13日、令和5年度宇城地区観光推進協議会の総会、その後、令和5年度美里町人権教育推進協議会の総会に出席しております。

6月14日、有限会社石段の郷中央の定時総会に出席しております。

6月18日、令和5年度美里町ひとり親会の通常総会に出席しております。

6月20日、令和5年度第1回美里町介護保険事業計画策定委員会に出席しております。

6月21日、令和5年度美里町産業連携協議会の総会に出席しております。

6月22日、令和5年度椎葉・矢部・砥用線期成同盟会の理事会、その後、同総会に出席をし、美里に帰ってきましてから、令和5年度第15回美里町青色申告会の通常総会に出席しております。

6月23日、熊本宇城農業協同組合第27回通常総会、その後、令和5年度美里町畝野老寿会の定期総会、そしてその後、午後から美里町社会福祉協議会の評議員会、評議員会後、社会福祉協議会の理事会に出席しております。

6月24日、令和5年度美里町フットパス協会の総会

6月26日、令和5年度九州ハイランド活性化協議会の総会

6月27日、令和5年度熊本県治山林道協会担当職員等研修会に出席しております。

6月28日、令和5年度熊本県国民健康保険団体連合会の監査、そして午後から、令和5年度美里町やまびこ祭り花火打ち上げの業務委託のプロポーザルの審査会に出席しております。

6月29日、株式会社美里まちづくり公社の令和5年度第12回の取締役会

6月30日、令和5年度宇城地域木材需要拡大協議会の通常総会

7月3日、社会を明るくする運動の趣意書伝達式、その後、令和5年度宇城地域肉用牛振興協議会の総会、その後、退職者年金連盟の中央支部の総会、そしてその

後、午後から第1回美里町合併20周年記念式典の検討委員会に出席をいたしております。

7月の5日、令和5年度全国中山間地域振興対策協議会定期総会、東京でありましたので上京をし、出席をしております。

7月7日、令和5年度熊本県道路利用者協会の理事会。

7月の8日、令和5年度第54回熊本県商工会青年部連合会宇城地区大会の合同研修会に出席をしております。

7月14日、令和5年度一般国道445号道路整備促進期成会に出席をしております。

7月18日、地域包括支援センター及び地域密着型サービスに関する運営委員会に出席をしております。

7月19日、若宮神社の夏祭りに出席をしております。

7月20日、令和5年度ふるさと祭りグラウンドゴルフ大会、そして、それが終わりました上京いたしまして、緑川改修期成会の第1回の要望会ということで、国土交通省等に要望活動を行っております。

7月27日、令和5年第4回議会臨時会に出席をし、その後、令和5年第5回議会全員協議会に出席をしております。そして、午後から令和5年度宇城地域農業活性化協議会の総会に出席をし、その後、令和5年度第1回宇城広域連合議会臨時会に出席をしております。

7月28日、美里まちづくり公社第13回取締役会議に出席をしております。

そして、7月29日、上村則幸氏・吉田美好氏の旭日双光章の受賞祝賀会に出席をしております。

7月30日、美里町土地改良区東部事業部の用排水委員会に出席をしております。

8月1日、地域おこし協力隊の辞令交付式、その後、第21回宇城・上益城地域統一畜産共進会実行委員会の総会、そして夜から、社会を明るくする運動美里町民の集いに出席をしております。

8月2日、中央中学校のソフトテニス部の表敬訪問を受けております。

8月4日、令和5年度一般県道三本松甲佐線道路整備促進期成会の役員会、その後、同期成会の総会に出席をしております。そして午後から、令和5年度全国過疎地域連盟熊本県支部の総会に出席をし、その後、令和5年度熊本県の町村会の臨時総会に出席をしております。

8月5日、萱野区のふれあい祭りに出席をしております。

8月7日、令和5年度アタック・ザ・日本一の実行委員会の会議

8月8日、宇城地区防犯協会の評議員会

そして、8月10日、令和5年第5回議会の臨時会に出席をいたしております。

8月15日になります。第2回美里町合併20周年記念式典の検討委員会、そしてそれが終わりました、お昼から令和5年第52回熊本県戦没者追悼式に出席をし、そしてその後、熊本県の治山林道協会の理事会に出席をしております。

8月18日、令和5年度美里町こども議会に出席をし、その後、午後から令和4年度決算審査報告を受けております。そして夜は、やまびこ祭りの「造りもの」審査に行っております。

8月19日は、朝から第50回宇城地区人権教育研究大会に出席をし、午後から、やまびこ祭りに出席をしております。

8月21日から23日にかけて、令和5年度熊本県町村会の役員管外研修で、京都府の京丹波町等を視察をしております。

8月24日、個人情報保護審議会、そして、その日の午後から、令和5年第3回議会運営委員会に出席をしております。

8月28日、美里まちづくり公社の令和5年度第14回取締役会に出席をし、午後から、甲佐町との分水協定締結式に臨んでおります。

8月29日、書道コンクールの表彰者が表敬訪問をされておりますので、お受けしたところです。

8月30日、令和5年度くまもと農業女性ネットワーク全体研修会、そして、それが終わりました、午後から、令和5年度第45回熊本県治山林道協会の通常総会に出席をしております。

9月1日、新人職員の研修を行い、その後、美里町の畜産育成管理品評会に出席をいたしております。

そして、9月3日、朝から美里町スポーツ協会畝野支部の体育祭に出席をしたところでございます。

以上で、6月定例会後の私の行政報告を終わらせていただきます。

○議長（上田 孝君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、監査委員の例月現金出納検査報告を求めます。5番、高田美千子君。

○監査委員（高田美千子君） おはようございます。例月現金出納検査について報告いたします。システムの同期をお願いいたします。トップページの③の3、例月現金出納検査6月から8月をご覧ください。令和5年6月27日付の美里監第14号の公文でございます。読み上げます。

美里町議会議長 上田 孝様

美里町監査委員 大西 茂、美里町監査委員 高田美千子

例月現金出納検査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第235条の2第1項により、令和5年5月分の出納検査を行ったので、同条第3項の規定によりその結果に関する報告をします。

1、検査対象は、会計管理者所管の一般会計、特別会計、歳入歳出外現金に関する現金、一時借入金。

2、検査の時期。令和5年6月26日月曜日。

3、検査結果。諸帳簿及び提出された諸表の計算は正確であり、不正、不当な出納はなく確実なものとする。

以上となっております。

次のページからは、令和4年、5年度5月分の例月現金出納検査の調書になります。3、4ページは5月分の出納計算書でございます。4ページも出納計算書でございます。5ページは、5月末現在の基金積立金調書です。次は同じく、5月末現在の基金積立金金融機関別明細書となっております。なお、令和5年6月分の出納検査につきましては、7月25日火曜日に大西監査委員とともに実施しており、7月26日付の美里監第20号の公文と調書が次のページから掲載してございます。

めくっていただいて12ページです。令和5年7月分の出納検査を、8月25日金曜日に、大西監査委員とともに実施しており、8月28日付の美里監第26号の公文と調書にて上田議長に報告をいたしております。

それぞれの検査結果につきましては、諸帳簿及び提出された諸表の計算は正確であり、不正・不当な出納はなく、確実なものとするところでございます。

いずれも、付されております調書をそれぞれご確認ください。

以上で、例月現金出納検査の報告を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、監査委員の例月現金出納検査報告を終わります。

次に、宇城広域連合議会議員の報告を求めます。7番、濱田憲治君。

○7番（濱田憲治君） 改めまして、おはようございます。

宇城広域連合議会議員の報告をいたします。

令和5年第1回宇城広域連合議会臨時会が、令和5年7月27日木曜日、午後3時より開催をされております。宇城広域連合2階交流プラザにて、守田連合長及び元松、上田副連合長、宇城市議会より広域議員5名、宇土市議会議員2名、1名が欠席でおられました。美里町より上田議長と私、濱田、宇城広域連合事務局から出席のもと、開会をされております。

議題としまして、議案第7号、宇城広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決の結果、全議員賛成により、原案どおり可決をされております。

議案第8号、宇城広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、採決の結果、全議員賛成により、原案どおり可決をされております。

議案第9号、令和5年度宇城広域連合一般会計補正予算（第1号）について、内容としまして、歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ40億2,692万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億7,987万7,000円とするものであります。宇城クリーンセンター費負担金を5億5,504万6,000円減額し、そのうち美里町は5,795万6,000円の減額であります。宇城クリーンセンター費国庫補助金86億9,038万1,000円を減額し、これは関係市町の負担軽減を目的に、令和4年度補正予算（第4号）令和5年繰越し予算で、前倒しし、予算化したエネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業債費について、令和4年度国補正第2号に関わる防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策の決定を受けたため、重複計上しておりました予算を減額するものであります。宇城クリーンセンター債26億590万円の減額は、先に述べた同じ理由から減額するものであります。消防施設債340万円は、美里分署消防ポンプ自動車202号車購入に伴う増額であります。採決の結果、全議員賛成により、原案どおり可決をされております。

その次に、報告第1号、令和4年度宇城広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告がっております。

議案3件、報告1件を終え、令和5年第1回宇城広域連合議会臨時会を終えたところであります。

以上が、宇城広域連合議会議員の報告といたします。

○議長（上田 孝君） 以上で、宇城広域連合議会議員の報告を終わります。

次に、議会活性化特別委員会委員長の報告を求めます。8番、福田秀憲君。

○8番（福田秀憲君） 皆さん、おはようございます。議会活性化特別委員会を開きましたので、その報告をいたします。

日時は、8月の10日、出席者、議会からは委員全員、それに上田議長も出席をいただいております。事務局から立道事務局長、野田主事が出席しております。

議会活性化の取り組みといたしまして、議会活性化特別委員会を15回の検討を重ねて開いております。これは委員会として、議会の基本条例の策定をやろうということで15回を開いたわけでありまして、その内容としまして、最初に議会基本条例の再確認を行いました。これにつきましては全員異論なしということでありまして、

続いて、条例案に基づく要項の検討をいたしました。要綱は5件ありますけれども、その中で一つ、議会モニターの設置要項ということで、これは一部手直しをすることで合意をしております。そのほか4件については、異論なしということであ

りました。ということで、全会一致で議会基本条例を9月の定例会に上程するということを決定したわけであります。その後、提出者及び賛成者、また施行日を決定しております。

その他といたしまして、常任委員会の開催の運用についての意見もありました。また、もう一つは、女性議会の開催を計画しているということで、坂田議員と高田議員からの報告があっております。

以上、活性化特別委員会の報告を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議会活性化特別委員会委員長の報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 町長提出議案の一括上程

○議長（上田 孝君） 日程第4、町長提出議案の一括上程を行います。

議案第57号から議案第78号及び報告第5号の案件を一括して上程し、案件のみ議会事務局長に朗読させます。立道議会事務局長。

○事務局長（立道 誠君） ①のファイル、3ページの議事予定表をご覧いただきたいと思えます。読み上げます。

議案第57号 押印の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第58号 美里町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第59号 美里町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第60号 災害による被害者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第61号 美里町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第62号 令和4年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第63号 令和4年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第64号 令和4年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第65号 令和4年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第66号 令和4年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第67号 令和4年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第68号 令和4年度美里町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

次のページをお願いします。

報告第 5 号 令和 4 年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議案第 6 9 号 令和 5 年度美里町一般会計補正予算（第 6 号）

議案第 7 0 号 令和 5 年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 7 1 号 令和 5 年度美里町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 7 2 号 令和 5 年度美里町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 7 3 号 令和 5 年度美里町生活排水特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 7 4 号 令和 5 年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 7 5 号 令和 5 年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 7 6 号 公の施設の他の団体の利用に関する協定について

議案第 7 7 号 町道路線（内園花定野線）の廃止について

議案第 7 8 号 町道路線（内園花定野線）の認定について

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、議会事務局長の朗読を終わります。

-----○-----

日程第 5 町長提出議案の提案理由説明

○議長（上田 孝君） 日程第 5、町長提出議案の提案理由説明を行います。

町長に、町長提出議案の提案理由の説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） それでは、提案理由をご説明申し上げます。

今定例会に提案しております議案は、条例 5 件、決算認定 7 件、補正予算 7 件、その他 4 件の計 23 件でございます。

はじめに、議案第 5 7 号、押印の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、行政手続きにおける町民の負担軽減や利便性を図るため、関係する条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第 5 8 号、美里町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、関係法律の改正に伴いまして、行政手続きのオンライン申請や添付書面等の省略等ができるようにするため、関係する条例を改正するものでございます。

次に、議案第 5 9 号、美里町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、マイナンバーカードを利用した印鑑登録証明書のコンビニ交付サービス導入に伴いまして、関係する条例を改正するものでございます。

次に、議案第 6 0 号、災害による被害者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国の財政支援の取扱い方針の

決定に伴いまして、関係規定を改正するものでございます。

次に、議案第61号、美里町手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、関係法律の一部が施行されたことに伴いまして、関係規定を改正するものでございます。

続きまして、議案第62号、令和4年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定から、議案第68号、令和4年度美里町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定までにつきましては、地方自治法の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付すものでございます。

次に、報告第5号、令和4年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、監査委員の意見を付けて議会に報告するものでございます。

続きまして、議案第69号、令和5年度美里町一般会計補正予算（第6号）につきましては、主に4月以降に実施しました人事異動に伴います人件費の補正のほか、歳入におきましては、令和4年度からの繰越金や普通交付税の確定に伴いまして、増額補正いたしております。また、歳出におきましては、7月上旬に発生をいたしました豪雨災害に伴います農林業施設や公共土木施設の災害復旧事業などの経費に所要の補正を行う必要が生じたため、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億9,249万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を78億5,824万4,000円とするものでございます。

続きまして、議案第70号、令和5年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から、議案第75号、令和5年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）までにつきましては、前年度決算に伴う繰越金の増額や、簡易水道事業におきまして、内山浄水場の膜ろ過装置膜モジュールの取替など、必要経費を補正いたしております。

次に、議案第76号、公の施設の他の団体の利用に関する協定につきましては、公の施設の他の普通地方公共団体の利用について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第77号及び議案第78号の町道路線（内園花定野線）の廃止及び認定につきましては、美里町町道編入基準の要件を満たさなくなったため、これまで「2級路線」として区分していた路線を廃止し、改めて「その他の路線」の町道として認定をするため、議会の議決に付すものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせますので、慎重なるご審議をいただき、速やかなるご議決をお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（上田 孝君） 以上で、町長提出議案の提案理由説明を終わります。

-----○-----

日程第6 議案第57号 押印の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第6、議案第57号、押印の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、ペーパーレス会議システムの同期をお願いいたします。なお、議案第57号の議案書につきましては、システムフォルダー内の「⑤議案第57号、押印の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例」をご覧ください。

それでは、議案第57号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第57号、押印の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について押印の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和5年9月5日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

行政手続きにおける町民の負担軽減や利便性を図るため、押印の見直しを実施することに伴い、関係条例の整理が必要となるため、提案するものでございます。

国は、「どうしても残さなければならない手続きを除き、速やかに押印を見直す」という考えのもと、民間から行政への手続きのほとんどを廃止する取り組みをされております。町では、令和4年度から全庁的に押印見直しの取り組みを行い、関係条例の整理を行うことになりました。

次のページをお開き願います。

押印の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例でございます。

第1条につきましては、災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の一部改正となります。

新旧対照表の1ページ、2ページをご覧ください。様式第1号（第7条関係）及び様式第2号（第7条関係）にあります氏名欄の㊟を削るものでございます。

再度、改め文をご覧ください。第2条につきましては、美里町地籍調査測量による基準杭等の管理保護に関する条例の一部改正でございます。

改めまして、新旧対照表の3、4ページをご覧ください。様式第1号（第4条関係）及び様式第2号（第5条関係）にあります氏名欄の㊟を削るものでございます。

再度、議案書をお開き願います。附則でございます。この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で、議案第57号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第57号、押印の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第57号、押印の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第58号 美里町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第7、議案第58号、美里町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、ペーパーレス会議システムの同期をお願いいたします。なお、議案第58号の議案書につきましては、システムフォルダー内の「⑥議案第58号、美里町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご覧ください。

それでは、議案第58号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第58号、美里町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年9月5日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

情報通信技術の活用による行政手続き等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行による行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）の一部改正に伴い、本町もこれに準じ、行政手続きにおける手数料の電子納付、添付書面等の省略等ができるよう、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

今回の改正につきましては、令和元年5月に国の行政手続きのオンライン化を可能とする行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正され、法律名も情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律となりました。このような中、地方公共団体につきましては、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、条例又は規則に基づく手続きについて、情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするために必要な施策を講じるよう努めなければならないとの努力義務が定められました。今後、町では、パソコンやスマートフォンを活用し、自宅等から電子申請ができるように、オンラインによる手続きの拡大やマイナンバーカードを使った電子申請を可能とするため、本条例の改正が必要となったところです。

次のページをお開き願います。

美里町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例でございます。なお、改正内容につきましては、別添議案第58号資料、新旧対照表によりご説明いたします。

新旧対照表の1ページをお開き願います。左側の欄が改正前、右側の欄が改正後でございます。

はじめに、条例の題名を「美里町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に変更いたしております。

次に、第1条の目的につきましては、町民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化・効率化を目指し、町の機関等に係る申請・届出等の手続きをインターネット等の情報通信手段、その他の情報通信技術を活用する方法により行うことができるようにすることについて定めております。

次に、2ページをお開き願います。

第3条の電子情報処理組織による申請等につきましては、第1項で条例等の規定で書面等により行うこととしている申請等について、オンラインで行うことができるように改正するものでございます。

また、第4項で、町の機関は他の条例等の規定で署名等を行うこととしている申

請等について、オンラインの場合、氏名又は名称を明らかにする措置であって、町の機関が定めるものをもって当該署名等に代えることができるよう改正するものでございます。

次に、3ページをお開き願います。

第5項では、条例等の規定で手数料納付方法が規定されている申請等について、オンラインで行った場合、町の機関が定める納付方法により行うことができる規定を追加いたしております。

また、第6項では、オンラインによる申請等において、オンライン等で行うことが困難又は著しく不適當な部分があるとして町の機関が定めた場合には、部分的にオンラインで行うことができる規定を追加いたしております。

次に、第4条の電子情報処理組織による処分通知等の第1項では、条例等の規定で書面等により行うこととしている処分通知等について、オンラインで行うことができる規定に改正するものでございます。

4ページをお開き願います。

第5項では、オンラインによる処分通知等において、オンラインで行うことが困難又は著しく不適當な部分がある場合は、その部分以外にオンライン等で行うことができる規定を追加いたしております。

6ページをお開き願います。

改正前の第7条、手続き等に係る情報システムの整備等の見出しを「適用除外」に変更し、第7条本文を申請事項に虚偽がないことを対面により確認する必要がある場合や許可証等の書面を事業所に備える必要があるなど、オンライン化が適當でない手続き等について、町の機関が定めることとする規定に改正するものでございます。

次に、第8条、添付書面等の省略につきましては、行政機関の情報連携等により入手・参照できる情報に関する添付書類について、町の機関で定めた上で添付を不要とする規定を追加いたしております。

そのほか、関係する字句につきまして、所要の改正等を行っているところでございます。

再度、議案書をお開き願います。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するをいたしております。

以上で、議案第58号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第58号、美里町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第58号、美里町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。再開を11時15分とします。

-----○-----

休憩 午前10時59分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第8 議案第59号 美里町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第8、議案第59号、美里町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。松永住民生活課長。

○住民生活課長（松永栄作君） 議案第59号について、ご説明申し上げます。システムの同期をお願いいたします。

議案第59号、美里町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年9月5日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございますが、マイナンバーカードを利用した印鑑登録証明書のコンビニ交付サービス導入に伴い、関係規定の追加が必要となるため、提案するものでございます。

次のページをご覧ください。

美里町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例でございますが、詳細につきましては、資料として提出しております新旧対照表によりご説明いたします。

別添の議案第59号資料、美里町印鑑の登録及び証明に関する条例新旧対照表をご覧ください。左の欄が改正前、右の欄が改正後となります。

まず、第4条の改正は、字句を訂正するものでございます。

次に、第5条の規定につきましては、1ページから2ページにわたりますが、国が定めている印鑑登録証明書事務処理要領に合わせる字句の整理をするものでございます。

2ページ目をご覧ください。

第10条の2の規定でございますが、新たに追加する規定でございます。マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストア等に設置される多機能端末機で印鑑証明書の申請と交付を可能とする規定となっております。

再度、美里町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をご覧ください。附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で、議案第59号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、平野君。

○2番（平野保弘君） 2番、平野です。

ただいまの議案第59号について質問いたします。

最後のページの、追加になった部分、第10条の2、下から5行目ですかね。

「又は移動端末設備」とありますけれども、これは一般的にはマイナンバーカードを搭載したスマートフォンを指すというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（上田 孝君） 松永住民生活課長。

○住民生活課長（松永栄作君） ご説明申し上げます。

第10条の2の「又は」から始まる部分でございますが、こちら、議員がおっしゃるとおり、マイナンバーカードを搭載したスマートフォンに対応するものでございます。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） 印鑑登録証明書の交付はですね、コンビニで受け取るときにマイナンバーカードがなくてもスマートフォンで交付を受けることができるという内容だと思うんですけども、これ、いつからできるようになるのか、お尋ねします。

○議長（上田 孝君） 松永住民生活課長。

○住民生活課長（松永栄作君） ご説明申し上げます。

コンビニ交付におきまして、スマートフォンによる住民票等の交付サービスでございますけれども、これ、年内に対応ということで、まだ明確に実施の期日のほうには、そういった情報には触れていないところでございます。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） 非常に便利になると思うんですけども、これやるためにはスマートフォンにマイナンバーカードを搭載という言葉が適切かどうかわからないんですけども、搭載しなくてはいけないと思うんですね。これに対してですね、町のほうでサポートとかは考えられているのでしょうか。

○議長（上田 孝君） 松永住民生活課長。

○住民生活課長（松永栄作君） ご説明申し上げます。

スマートフォンへのマイナンバーカードのそちらのサポートということでございますけれども、検討はしていきたいと思っておりますけれども、まず第一にスマートフォンを使える環境にある方という方が対象になりますけれども、ご相談があればですね、サポートのほうはしていきたいと思っております。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） 若い方であればですね、すぐできるかと思えますし、年配の方であれば逆にもうスマートフォンじゃやらないということになるかもしれませんけれども、私もちょっとやってみたんですけども、簡単にできると言えば簡単にできるんですけども、難しいと言えれば難しいと思います。で、もしサポートされる場合ですね、この場合はスマートフォンと、自分のスマートフォンと自分のマイナンバーカードがないとできませんので、トラブルにはなりにくいと思うんですけども、ひも付けあたりでですね、いろんな自治体でトラブルが起きてますので、十分注意をしていただいてですね、サポートされる場合は十分注意していただいて、住民のサービス向上のつなげていただければいいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに、質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第59号、美里町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第59号、美里町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第60号 災害による被害者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第9、議案第60号、災害による被害者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
内容説明を求めます。限部健康保険課長。

○健康保険課長（限部尚美君） 議案第60号について、ご説明申し上げます。システムの同期をお願いいたします。

議案第60号、災害による被害者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について

災害による被害者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年9月5日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に対する国の財政支援の取扱い方針の決定に伴い、関係条例を改正する必要が生じたため、提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

災害による被害者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例

災害による被害者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例（平成16年美里町条例52号）の一部を次のように改正する。

以下、改正規定でございます。

詳しくは、次のページ、議案第60号資料、災害による被害者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例（平成16年条例第52号）新旧対照表により、ご説明いたします。

附則第7項中「支払日」の次に、「。以下この項において同じ」を、下から3行目、「除く。」の次に、「及び令和4年度以前の年度分の国民健康保険税であって令和5年4月1日以降に普通徴収の納期限が定められているもの」を加えております。

次のページをお開き願います。

また、押印の見直しに伴う別記様式の改正と内容の一部を改正しております。

再度、議案書の最後のページ、「災害による被害者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」をお開き願います。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第7項の規定は、令和5年4月1日から適用するとしております。

以上で、議案第60号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第60号、災害による被害者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第60号、災害による被害者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定されました。

-----○-----

日程第10 議案第61号 美里町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第10、議案第61号、美里町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。松永住民生活課長。

○住民生活課長（松永栄作君） 議案第61号について、ご説明申し上げます。システムの同期をお願いいたします。

議案第61号、美里町手数料条例の一部を改正する条例の制定について美里町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年9月5日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございますが、電子証明書のスマートフォンへの搭載を可能とするデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の一部が施行されたことに伴い、関係規定を改正する必要性が生じたため、提案するものでございます。

なお、住民票等のコンビニ交付におきましては、現行ではマイナンバーカードを利用するものが、年内には電子証明書を記録したスマートフォンでも利用できるようになる予定でありますので、それに対応するものでございます。

次のページをご覧ください。

美里町手数料条例の一部を改正する条例でございますが、詳細につきましては、資料として提出しております新旧対照表によりご説明いたします。

別添の議案第61号資料、美里町手数料条例新旧対照表をご覧ください。左の欄が改正前、右の欄が改正後となります。

別表における証明書等交付手数料の住民票の写しの交付の摘要欄を改めており、改正後の摘要欄の赤いアンダーラインの部分が、今回追加した部分になります。

現行ではコンビニ交付に利用するものが、マイナンバーカードだけとなっておりますが、スマートフォンの利用についても追加をしております。

再度、美里町手数料条例の一部を改正する条例をご覧ください。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で、議案第61号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第61号、美里町手数料条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第61号、美里町手数料条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第62号 令和4年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 議案第63号 令和4年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 議案第64号 令和4年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 議案第65号 令和4年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 議案第66号 令和4年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 議案第67号 令和4年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 議案第68号 令和4年度美里町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田 孝君） 日程第11、議案第62号、令和4年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第17、議案第68号、令和4年度美里町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7案件について、一括して議題としたいと思います。

お諮りします。議案第62号から議案第68号までの7案件について、一括議題とし、本日は内容説明のみを行い、質疑・討論・採決は、最終日に行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号から議案第68号までの7案件を一括議題とし、本日は内容説明のみを行い、質疑・討論・採決は、最終日に行うことに決定しまし

た。

それでは、議案第62号から議案第68号までの決算認定についてを一括して議題とします。

議案第62号から議案第68号までを、続けて内容説明を求めます。会計管理者、中川会計課長。

○会計課長（中川利加君） 議案第62号から議案第68号につきまして、内容の説明をいたします。ペーパーレス会議システムの同期をお願いいたします。システムの「⑩議案第62号から68号、令和4年度決算の認定について」をご覧ください。

令和4年度下益城郡美里町決算書、一般会計並びに6つの特別会計の決算書となっております。

それでは、一般会計決算書をご覧ください。

議案第62号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第62号、令和4年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度美里町一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、普通地方公共団体の長は、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定に付さなければならぬため、提案するものでございます。

次のページから、総括表、決算書となっております。

システムでは、下に表示されているページでご説明いたします。

それでは、19ページをご覧ください。

実質収支に関する調書、一般会計、歳入総額85億5,235万6,158円に對しまして、歳出総額79億3,446万8,114円となっており、歳入歳出差引額は6億1,788万8,044円となっております。

翌年度へ繰越すべき財源につきましては、（2）繰越明許費繰越額が3億8,004万2,567円となっております。なお、繰越額の詳細につきましては、6月の定例会での報告第2号に添付されている計算書のとおりとなっております。

次に、歳入歳出差引額から翌年度へ繰越すべき財源を差し引いた実質収支額は2億3,784万5,477円となっており、令和5年度への繰越金となります。

また、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入はございません。

以下のページにつきましては、事項別明細書、財産に関する調書、附属資料となっております。

これで、議案第62号の説明を終わります。

次に、国民健康保険特別会計決算書をご覧ください。

議案第63号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第63号、令和4年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由につきましては、議案第62号と同じとなっております。

次のページから、総括表、決算書となっております。

それでは、247ページをご覧ください。

実質収支に関する調書、国民健康保険特別会計、歳入総額14億7,748万8,600円に対しまして、歳出総額14億1,822万9,656円となっており、歳入歳出差引額は5,925万8,944円となっております。実質収支額は5,925万8,944円となっており、令和5年度への繰越金となります。

以下のページにつきましては、事項別明細書、財産に関する調書、附属資料となっております。

これで、議案第63号の説明を終わります。

次に、土地取得特別会計決算書をご覧ください。

議案第64号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第64号、令和4年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由につきましては、議案第62号と同じとなっております。

次のページから、総括表、決算書となっております。

それでは、291ページをご覧ください。

実質収支に関する調書、土地取得特別会計、歳入総額10万451円に対しまして、歳出総額312円となっており、歳入歳出差引額は10万139円となっております。実質収支額は10万139円となっており、令和5年度への繰越金となります。

以下のページにつきましては、事項別明細書、財産に関する調書、附属資料となっております。

これで、議案第64号の説明を終わります。

次に、介護保険特別会計決算書をご覧ください。

議案第65号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第65号、令和4年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由につきましては、議案第62号と同じとなっております。

次のページから、総括表、決算書となっております。

それでは、321ページをご覧ください。

実質収支に関する調書、介護保険特別会計、歳入総額20億8,185万4,571円に対しまして、歳出総額20億465万7,902円となっており、歳入歳出差引額は7,719万6,669円となっております。実質収支額は7,719万6,669円となっており、令和5年度への繰越金となります。

以下のページにつきましては、事項別明細書、財産に関する調書、附属資料となっております。

これで、議案第65号の説明を終わります。

次に、生活排水特別会計決算書をご覧ください。

議案第66号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第66号、令和4年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定について地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由につきましては、議案第62号と同じとなっております。

次のページから、総括表、決算書となっております。

それでは、367ページをご覧ください。

実質収支に関する調書、生活排水特別会計、歳入総額1億8,325万3,417円に対しまして、歳出総額1億7,902万9,791円となっており、歳入歳出差引額につきましては422万3,626円となっております。実質収支額は422万3,626円となっており、令和5年度への繰越金となります。

以下のページにつきましては、事項別明細書、財産に関する調書、附属資料となっております。

これで、議案第66号の説明を終わります。

次に、後期高齢者医療特別会計決算書をご覧ください。

議案第67号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第67号、令和4年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由につきましては、議案第62号と同じとなっております。

次のページから、総括表、決算書となっております。

それでは、399ページをご覧ください。

実質収支に関する調書、後期高齢者医療特別会計、歳入総額1億7,609万7,816円に対しまして、歳出総額1億7,397万2,269円となっており、歳入歳出差引額につきましては212万5,547円となっております。実質収支額は212万5,547円となっており、令和5年度への繰越金となります。

以下のページにつきましては、事項別明細書、財産に関する調書、附属資料となっております。

これで、議案第67号の説明を終わります。

次に、簡易水道事業特別会計決算書をご覧ください。

議案第68号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第68号、令和4年度美里町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度美里町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由につきましては、議案第62号と同じとなっております。

次のページから、総括表、決算書となっております。

それでは、429ページをご覧ください。

実質収支に関する調書、簡易水道事業特別会計、歳入総額2億328万4,372円に対しまして、歳出総額2億327万8,559円となっており、歳入歳出差引額は5,813円となっております。実質収支額は5,813円となっており、令和5年度への繰越金となります。

以下のページにつきましては、事項別明細書、財産に関する調書、附属資料となっております。

これで、議案第68号の説明を終わります。

以上で、議案第62号から議案第68号までの、決算認定に係る説明を終わらせていただきます。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第62号から議案第68号までの内容説明を終わります。

-----○-----

日程第18 報告第5号 令和4年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（上田 孝君） 日程第18、報告第5号、令和4年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、ペーパーレス会議システムの同期をお願いいたします。なお、報告第5号の議案書につきましては、システムフォルダー内の「⑰報告第5号、令和4年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」をご覧ください。

それでは、報告第5号につきましてご説明申し上げます。

報告第5号、令和4年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、別紙のとおり令和4年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和5年9月5日提出 美里町長 上田泰弘

次のページをお開き願います。健全化判断比率の報告書になります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

表をご覧ください。一般会計の赤字の程度を示します、実質赤字比率及び全ての会計を合算し、その赤字の程度を示します連結実質赤字比率につきましては、共に赤字ではないため、比率が算定されておりませんので、ハイフンで表示をいたしております。

次に、地方債の返済の比重を示します実質公債費比率につきましては、宇城広域連合が起こした地方債に充てた負担金の増や普通交付税等の減少により、令和2年度から令和4年度の3か年平均で6.7%と昨年度より0.3ポイント上昇しておりますが、町の早期健全化基準の25%を下回っております。

次に、地方債残高のほか、一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の程度を示します将来負担比率につきましても、地方債等の将来負担額を財政調整基金等の充当可能な財源等が上回っておりますので、将来負担比率は算定されず、ハイフンで表示をいたしております。

次のページをお開き願います。資金不足比率報告書になります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

表をご覧願います。資金不足比率につきましては、公営企業会計ごとに、資金不足の比率を報告するもので、表に記載しております2つの公営企業会計に準ずる特別会計につきましては、いずれも資金不足は生じておりませんので比率は算定されず、全てハイフンで表示をいたしております。こちらも健全な範囲にあることと認識をいたしております。

以上で、報告第5号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、報告第5号、令和4年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を13時00分とします。

-----○-----

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第19 監査委員の意見書説明

○議長（上田 孝君） 日程第19、監査委員の意見書説明を求めます。5番、高田美千子君。

○監査委員（高田美千子君） それでは、令和4年度美里町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び財政健全化に関する審査意見書について、ご説明を申し上げます。システムの同期をお願いいたします。

表紙をめくっていただきますと目次になります。

1美里町一般会計、特別会計歳入歳出決算審査意見書、2財政健全化審査意見書、3経営健全化審査意見書という、大きな3つの項目になっておりますので、順を追って説明を申し上げます。

めくっていただきまして、3ページは、8月18日付の美里監第24号の公文でございます。

美里町長、上田泰弘様。美里町監査委員、大西茂、美里町監査委員、高田美千子。

令和4年度美里町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書の提出について

「地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和4年度美里町一般会計及び特別会計歳入歳出決算、証書類、そのほか政令で定める書類の審査を終了したので、その結果について、次のとおり意見書を提出します。」とあります。

次のページから、審査について述べております。

1、審査の対象は、令和4年度美里町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書と、それらの実質収支に関する調書、歳入歳出事項別明細書、財産に関する調書及びこれらに関する証書類について審査をいたしました。

2、決算書の調整並びに提出時期につきましては、地方自治法第233条第1項及び第2項に沿って、決算整理事務が適正かつ迅速に行われ、法定期限内に提出されております。

3番、審査の期間は、7月20日から8月17日までの実働12日間で行いました。

4、審査の範囲については、各会計の関係諸帳簿の作成が関係法令に準拠しているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、予算執行が適正かつ効率的であるか、等に主眼を置き、関係諸帳簿や証書類の照合、また関係各課の資料提出や関係職員の説明などを随時求めて、計数の正確性等の審査をいたしました。

2ページは審査の結果です。

(表1)において、各会計ごとに歳入歳出決算額が記載してございます。予算に対する執行率並びに令和3年度との増減と比率も出ております。各会計の決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、地方自治法施行規則第16条及び第16条の2の様式を備え、計数は関係帳簿と符合し、正確であると認められます。予算執行に関する事務は、概ね適正に執行されていると認められ、基金の運用状況についても適正と認められました。

一般会計の歳入決算額の状況につきましては、3ページの(表2)に示してあります。歳入総額は85億5,235万6,158円で、前年度に比べて1億1,857万2,420円の減額となります。歳入の主なものは、地方交付税34億6,314万3,000円、国庫支出金14億5,697万6,135円などで、構成比が示してありますのでご確認ください。

前年度比欄を見ていただきますと、増額となった国庫支出金、県支出金、繰越金などの科目があるものの、町債、諸収入、地方交付税などの減額が大きかったために歳入総額は1億1,857万2,420円の減額となりました。収入未済額は4ページの(表3)に示してございます。2億3,585万9,440円となっており、前年度より2億7,928万5,320円の減額となりました。

5ページです。(表4)で、自主財源・依存財源の内訳と構成比が示してあります。歳入合計における自主財源率は21.7%となります。(表5)で、最近5か年間の地方交付税交付状況が示してありますので、ご覧ください。

6ページになります。(表6)は、歳出決算額の状況となっております。歳出総

額は79億3,446万8,114円で、前年度に比べ1億9,956万5,293円の減額となっています。主な歳出は、民生費、総務費、公債費、土木費、衛生費などとなっております。前年度比を見ますと、増額となったのは、農林水産業費、災害復旧費、公債費、総務費の4件であり、7つの科目が減額となりました。

(表7)をご覧ください。財政諸指数の推移が示してありますのでそれぞれご覧いただきたいと思えます。

7ページの(表8)です。歳出決算額の状況が示してあり、予算額に対する執行率は88.3%と前年度に比べ2.9ポイント増加し、繰越明許費は7億3,237万8,680円となっております。

8ページからは、特別会計の歳入歳出決算状況について説明をしております。

1、国民健康保険特別会計。国民健康保険特別会計は、(表9)のとおり、歳入決算総額が14億7,748万8,600円、(表10)のとおり、歳出決算総額が14億1,822万9,650円となりまして、質収支は5,925万8,944円の黒字です。しかし、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支では1,168万2,724円の赤字となっております。

令和5年3月末の被保険者数は2,234人、保険給付件数は5万1,507件、被保険者一人当たりの給付費は47万8,806円となり、被保険者数の減少と保険給付件数と一人当たりの給付費の増加が続いております。

次に、土地取得特別会計です。土地取得特別会計については、(表11・表12)に示してありますとおり、実質収支は10万139円でありましたが、前年度の実質収支も139円であったために、単年度実質収支に差はありませんでした。

次に、介護保険特別会計です。介護保険特別会計については、(表13)のとおり、歳入決算総額が20億8,185万4,571円、(表14)のとおり、歳出決算総額が20億465万7,902円となっており、実質収支は7,719万6,669円の黒字となっております。令和5年3月末の被保険者数は4,294人、保険給付件数は2万8,003件、一人当たりの給付費は42万2,023円で、前年度に比べましていずれも減少している現状です。

11ページです。生活排水特別会計。生活排水特別会計については(表15・表16)で歳入決算・歳出決算の状況が示されております。歳入決算総額は1億8,325万3,417円、使用料及び手数料の収入済額は増加したものの、収入未済額は前年度より69万2,670円増加しております。歳出決算総額は1億7,902万9,790円となっております。実質収支は422万3,626円の黒字でしたが、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支では204万1,876円の赤字でした。令和5年3月末の浄化槽管理基数は1,796基で、前年よりも27基減少

しました。

12ページです。後期高齢者医療特別会計。後期高齢者医療特別会計については、(表17・表18)をご覧ください。歳入決算総額は1億7,609万7,816円、歳出決算総額は1億7,097万2,269円となっており、実質収支は212万5,547円の黒字になります。しかし、単年度収支は9万4,769円の赤字でした。令和5年3月末の被保険者数は2,387人、保険給付件数は7万2,716件となり、いずれも減少しております。被保険者一人当たりの給付費は、前年度よりも7万7,321円減少したものの、一人当たり100万8,665円と依然として高額となっております。

続いて、簡易水道事業特別会計です。簡易水道事業特別会計につきましては、13ページの(表19・表20)に歳入決算額・歳出決算額の状況が記載されております。

歳入総額は2億328万4,372円、歳出総額は2億327万8,559円となり、実質収支は5,813円の黒字ですが、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支では20万477円の赤字となりました。令和5年3月末の簡易水道事業の加入戸数は1,961戸、給水人口は4,364人と共に減少しております。

以上、各会計の歳入歳出決算についての説明をいたしました。

次に、財政運営の状況につきまして、14ページから15ページにまとめてあります。

一般会計の実質収支は、歳入総額85億5,235万6,158円、歳出総額79億3,466万8,114円で、次年度へ繰越すべき財源3億8,004万2567円を差し引くと2億3,784万5,477円の黒字となります。前年度の実質収支を差し引いた単年度収支では4,451万8,856円の赤字となります。また、ここには、歳入歳出の増減の主なものについても詳しく記載してございますのでご覧ください。

15ページです。次は、予算の流用状況、不用額について、予備費の充用について記載してあります。予算流用における事務手続きは、美里町財務規則に則って処理されておりますが、流用した額以上の不用額がある科目が見られ、支出見通しの精査と適正な額の流用が望まれます。

次に、予備費を除いた一般会計の不用額2億5,716万8,358円のほか、各特別会計の不用額を記載してありますのでご覧ください。

予備費の充用につきましては、前年度に比べ、件数、充用額とも減少しておりますが、2件について充用した額以上の不用額があり、十分な精査の上執行されたいと示しております。

16ページから17ページには、契約・入札について、指摘・要望事項の自主的実行について詳細が記載してございますので、目を通していただきたいと思います。

18ページから、総括的意見が記載されております。令和4年度美里町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書並びに基金運用状況の審査の結果については、証書類・諸帳簿等も整理され、計数に誤りもなく正確であることを認めております。ただ、予算の流用、予備費の充用については、流・充用をした額以上の不用額が生じている科目や、財務規則に反すると思われる流用もあったことから、財務規則に則った適正で効率的な執行をなされたいと述べてあります。

また、令和6年度から公営企業会計に移行する生活排水特別会計につきましては、平成30年度以降の生活排水施設の収支状況を示した表21を新たに付してありますので、参考にご覧ください。

主な事業については、款ごとに区分して内容を記載しております。総務費においては、マイナンバー取得促進給付金の交付などで取得が促進され、令和4年度の取得者は6,536人、取得率は69.64%となっております。

デジタル活用による住民サービスの向上として、キャッシュレス決済やコンビニ収納が導入されて、効率化が図られました。美里まちづくり公社が資本金1,000万円で立上げられ、その効果が期待されているところです。

そのほか、原油価格物価高騰対策支援給付金や美里バスについて記載してございます。

民生費について、衛生費について、また、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費について、その他多くの重要な事業の中から主なものをピックアップして、内容を記載しております。後ほど、詳しく目を通していただきたいと思います。

最後に、本町の財政状況に触れ、今後の中・長期的計画に基づいた効果的効率的な財政運営を促して、決算審査意見書の結びとしております。

ページを送っていただきますと、8月18日付の美里監第25号の公文がございました。

美里町長、上田泰弘様。美里町監査委員、大西茂、同じく、監査委員、高田美千子。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された、令和4年度美里町財政健全化判断比率・資金不足比率に関する審査意見書の提出について、とあります。

ページを進んでいただきまして、22ページです。令和4年度財政健全化審査意見書が示してあります。

審査に付された関係書類は、いずれも適正に作成されており、①実質赤字比率、

②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率のいずれも健全な範囲にあると認められ、特に指摘すべき事項はありませんでした。

次に、それぞれの総括表が付されております。

27ページをご覧ください。令和4年度経営健全化審査意見書が示してあります。審査の結果については、審査に付された簡易水道事業特別会計・生活排水特別会計の関係書類はいずれも適正に作成されているものと認められ、資金不足がないことから、資金不足比率は算定されませんでした。ただし、簡易水道事業につきましては、実質収支額が5,813円と少額の黒字であり、積極的な収納対策で健全性の確保に努められたい、としております。

また、年度末の決算見込みについては、十分に精査し、予算の編成・執行をされるように求めています。

これで、令和4年度美里町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び財政健全化に関する審査意見書の説明を終わります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、監査委員の意見書説明を終わります。

-----○-----

- 日程第20 議案第69号 令和5年度美里町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第21 議案第70号 令和5年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第71号 令和5年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第72号 令和5年度美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第73号 令和5年度美里町生活排水特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第74号 令和5年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第75号 令和5年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（上田 孝君） 日程第20、議案第69号、令和5年度美里町一般会計補正予算（第6号）から、日程第26、議案第75号、令和5年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）までの補正予算7案件について、一括して議題としたいと思います。

お諮りします。議案第69号から議案第75号までの7案件について、一括議題とし、本日は内容説明のみ行い、質疑・討論・採決は、最終日に行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第69号から議案第75号までを一括議題とし、本日は内容説明のみ行い、質疑・討論・採決は、最終日に行うことに決定しました。

それでは、議案第69号から議案第75号までを一括議題とします。

まず、議案第69号、令和5年度美里町一般会計補正予算（第6号）の内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第69号につきましてご説明申し上げます。ペーパーレス会議システムの同期をお願いいたします。

なお、議案第69号、令和5年度美里町一般会計補正予算（第6号）につきましては、システムフォルダー内の「①9議案第69号、令和5年度美里町一般会計補正予算（第6号）」をご覧ください。

それでは、議案第69号、令和5年度美里町一般会計補正予算書（第6号）の1ページをお開き願います。

議案第69号、令和5年度美里町一般会計補正予算（第6号）

令和5年度美里町の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億9,249万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億5,824万4,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年9月5日提出 美里町長 上田泰弘

5ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正でございます。まず、上の段の追加でございます。事項の一枠目、合併20周年記念講演会開催事業費から、地籍情報管理システムリース料までの4項目につきまして、期間及び限度額をそれぞれ設定いたしております。

次に、下の段の変更でございますが、地域福祉支援システムリース料につきましては、限度額を209万1,000円から233万5,000円に増額するものでございます。なお、期間につきましては、変更はございません。

続きまして、6ページをお開き願います。

第3表、地方債補正の変更でございます。起債の目的の臨時財政対策債の限度額を2,385万3,000円から1,975万4,000円に変更し、その下の旧合併

特例事業債（公共土木施設整備事業）の限度額を4,100万円から8,400万円に変更いたしております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。

続きまして、9ページをお開き願います。

なお、詳細につきましては歳入歳出事項別明細書により、主なものにつきましてご説明いたします。

まず、2の歳入でございます。二枠目の、款の10地方交付税、項の1地方交付税、目の1地方交付税の普通交付税1億2,880万9,000円につきましては、交付決定により増額するものでございます。

次に、三つ目の枠の、款の12分担金及び負担金、項の1分担金、目の2災害復旧費分担金の農用地等災害復旧事業分担金（R5災害分）704万円につきましては、6月末から7月上旬にかけて発生しました梅雨前線豪雨災害に伴う関連工事に係る受益者分担金を計上いたしております。

次に、四つ目の枠の、款の14国庫支出金、項の1国庫負担金、目の3災害復旧費国庫負担金の公共土木施設災害復旧費負担金（R5災害分）1億365万1,000円につきましても、梅雨前線豪雨災害に伴う関連工事に係る国庫負担金を計上いたしております。

次に、その下の枠の、款の14国庫支出金、項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金の説明欄の1行目の地方創生推進交付金（デジタル連携共同事業）2,910万8,000円の減額につきましては、事業申請と交付決定に大きく乖離があったため、事業を精査し、申請を取り下げたことにより減額をいたしております。

次に、二つ下の、情報通信技術講習事業費補助金141万1,000円につきましては、移動型スマホ教室実施に伴います補助金を計上いたしております。

次に、その下の、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金768万9,000円につきましては、交付決定を受けて増額いたしております。

10ページをお開き願います。

款の15県支出金、項の2県補助金、目の1総務費県補助金の移住定住促進すまい支援補助金150万円につきましては、当初推進交付金の事業として実施予定であった美里未来づくり事業委託について、新たな財源を求めたもので、事業費の4分の3が県の移住補助金として補助されるものでございます。

次に、3段目の、目の4農林水産業費県補助金の、節の1農業費補助金の説明欄一番下の農用地等災害復旧事業補助金（R5災害分）6,336万円につきましても、6月末から7月上旬に発生しました梅雨前線豪雨災害に伴う関連工事に係る県の補助金を計上いたしております。

次に、節の2 林業費補助金の熊本県県民の未来につなぐ森づくり事業補助金19万5,000円につきましては、石段の1,000段付近の東屋解体・新設工事に係る県補助金を計上いたしております。

次に、その下の林業施設災害復旧事業補助金（7月豪雨災）2,795万円につきましても、7月の豪雨で被災した林道4路線（8か所）の災害復旧工事に係る県補助金を計上いたしております。

次のページ（11ページ）をお開き願います。

款の18繰入金、項の1基金繰入金、目の1基金繰入金の財政調整基金繰入金430万円の減額につきましては、今回の補正予算における財源調整のため、基金へ繰り戻すものでございます。

次に、二つ目の枠の、款の18繰入金、項の2特別会計繰入金、目の1特別会計繰入金の説明欄の3行目の生活排水特別会計繰入金372万3,000円につきましては、前年度精算額としまして繰り入れるものでございます。

次に、三つ目の枠の、款の19繰越金、項の1繰越金につきましては、令和4年度の繰越金2億3,784万5,477円になりますので、当初予算との差額2億1,784万5,000円を計上いたしております。

次に、四つ目の枠の、款の20諸収入、項の5雑入、目の3雑入の説明欄の1行目、宇城広域連合負担金前年度決算剰余金返還金1,676万4,000円を計上いたしております。

次に、五つ目の枠の、款の21町債、項の1町債、目の1総務債の臨時財政対策債409万9,000円の減額につきましては、発行可能額の決定により、減額いたしております。

次に、その下の、目の6土木債の旧合併特例事業債（公共土木施設整備事業）4,300万円につきましては、町道の改良・維持工事等の財源として計上いたしております。

12ページをお開き願います。

3の歳出でございます。歳出におきましては、関係科目におきまして、4月の人事異動に伴う人件費の補正や、人事評価の実施に伴います成績率を6月の賞与の勤勉手当に反映したため、それぞれに計上いたしております。

はじめに、2枠目の款の2総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費の、節の12委託料の上から2つ目の移動型スマホ教室委託料141万2,000円につきましては、現在、業者が行っています移動型スマホ教室を、町が県の補助金を受けて、11月から3月の期間で全28回実施するための委託料でございます。

次に、その下の、節の18負担金、補助及び交付金の社会保障・税番号制度中間

サーバー負担金 310万1,000円につきましては、自治体中間サーバー・プラットフォーム運用負担金に係る経費でございます。

次のページをお開き願います。

一つ目の枠の、款の2総務費、項の1総務管理費、目の6企画費の、節の12委託料の産業連携促進事業委託料185万円の減額から、地域経済活性化事業委託料1,022万円の減額までの3事業につきましては、地方創生推進交付金の決定により減額するものでございます。

次の段の、目の11財政調整基金費の財政調整基金積立金1億2,000万円につきましては、地方財政法の規定により、令和4年度決算剰余金の2分の1以上を積み立てるものでございます。

次に、16ページをお開き願います。

款の3民生費、項の3児童福祉費、目の1児童福祉総務費の、節の12委託料のこども計画策定業務委託料522万5,000円につきましては、こども基本法に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「美里町こども計画」を策定するものでございます。令和5年度は、主にニーズ調査を予定しております。

次に、節の22償還金、利子及び割引料の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金返還金138万3,000円につきましては、令和3年度と4年度に事業実施しました、実績による返還金で、令和3年度分と4年度分を合算して返還するものでございます。

次に、目の2児童措置費の、節の18負担金、補助及び交付金の一時預かり事業補助金276万9,000円につきましては、補助基準額の増加及び青空保育園が認定こども園になったことにより、利用者数の増加等により、増額補正をするものでございます。

次に、その下の節の22償還金、利子及び割引料の令和4年度子ども・子育て支援交付金国庫返還金110万3,000円につきましても、事業実績に伴います返還金でございます。

17ページをお開き願います。

三つ目の枠の、款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の5環境衛生費の、節の18負担金、補助及び交付金の宇城広域連合負担金（環境衛生費）103万7,000円の減額につきましては、宇城広域連合職員の人事異動に伴い、人件費等が減少したため負担金が減額されるものでございます。

次に、目の7水道施設整備費の、節の18負担金、補助及び交付金の簡易水道施設整備補助金236万6,000円につきましては、水道未普及地域において地区

又は組合が行う水道施設整備に対する補助金を増額いたしております。

次に、その下の、節の24積立金の水道事業基金積立金4,500万円につきましては、後年度の水道施設の整備に要する経費及び簡易水道事業に係る町債の償還の財源とするため、積み立てるものでございます。

次に、その下の、節の27繰出金の簡易水道事業特別会計繰出金1,478万9,000円につきましては、主に内山浄水場の膜ろ過装置膜モジュールの取替えに係る業務等の実施に伴い、増額するものでございます。

次のページをお開き願います。

二つ目の枠の款の5農林水産業費、項の1農業費、目の6農地費の、節の18負担金、補助及び交付金の町単独土地改良事業費補助金878万5,000円につきましては、7月3日に発生しました豪雨により被災した補助事業に該当しない農地等の災害復旧に係る補助金でございます。農地災害が27件、施設災害が13件、農業用施設修繕が1件の合計41件でございます。

次のページをお開き願います。

一つ目の枠の、款の5農林水産業費、項の2林業費、目の1林業総務費の、節の7報償費の地域おこし協力隊員報償金419万9,000円の減額及び次の節の18負担金、補助及び交付金の地域おこし協力隊活動助成金299万9,000円の減額につきましては、当初自伐型林業のために、3名の協力隊員を募集しておりましたが、現在まで採用に至っておりませんので、4月から9月分までの報償金及び助成金を減額するものでございます。

次に二つ目の枠の、款の6商工費、項の1商工振興費、目の2観光振興費の、節の7報償費の地域おこし協力隊報償金140万円と、その下の節の18負担金、補助及び交付金の地域おこし協力隊活動助成金100万円につきましては、新たな観光形態の検討やポタリングを中心とした新たな観光メニューの開発など、観光振興に携わる地域おこし協力隊の経費を計上いたしております。

次のページをお開き願います。

一つ目の枠の、款の7土木費、項の1土木管理費、目の1土木総務費の、節の18負担金、補助及び交付金の老朽危険空き家等除却推進補助金453万3,000円につきましては、補助申請案件の増加に伴い、増額するものでございます。

次に、二つ目の枠の、款の7土木費、項の2道路橋梁費、目の2道路維持費の、節の12委託料の町道維持工事測量設計委託料235万円につきましては、町道3路線の改良・拡幅等に係る測量設計委託料を増額するものでございます。

その下の、節の13使用料及び賃借料の重機借上料128万円につきましては、佐俣地区ほか2地区の区が行う集落道等の維持管理に伴う重機借上料としまして、

増額するものでございます。

その下の、節の14 工事請負費の町道維持工事3,000万円につきましては、町道7路線の維持工事及び、3路線の道路区画線工事に対する経費としまして、増額するものでございます。

その下の、節の16 公有財産購入費の用地購入費180万円の減額につきましては、分筆が進まない町道岩上脇瀬線におきまして、分筆が不要な分のみを購入し、分筆が進まない用地分の予算を他の工事に組み替えるため、減額いたしております。

次に、節の21 補償、補填及び賠償金の立木等補償費150万円につきましては、町道下原線の一部線形変更に伴い、補償費を増額するものでございます。

次に、目の3道路新設改良費の、節の12 委託料の単独改良事業900万円につきましては、町道中川原甲佐線の測量設計委託料を増額するものでございます。

次に、その下の、節の14 工事請負費の社会資本整備総合交付金事業（通学路対策）1,145万円につきましては、町道鳥越線ほか3路線の事業間調整のため、増額するものでございます。

次に、その下の、節の16 公有財産購入費の用地購入費（社交金）206万1,000円の減額及びその下の節の21 補償、補填及び賠償金の立木等補償費（社交金）903万9,000円につきましては、事業間調整のため、減額するものでございます。

21ページをお開き願います。

一つ目の枠の、款の7 土木費、項の2 道路橋梁費、目の4 橋梁維持費の、節の10 需用費の橋梁修繕料330万円につきましては、椿橋及び上小夏橋の修繕に伴いまして、増額するものでございます。

二つ目の枠の2段目、項の3 河川費、目の2 河川維持費の、節の14 工事請負費の河川維持工事300万円につきましては、打吹川、ほか4河川の浚渫工事を行うため、増額計上いたしております。

次に、三つ目の枠の、項の4 住宅費、目の1 住宅管理費の、節の10 需用費の町営住宅修繕料547万9,000円につきましては、町営住宅の退去に伴う修繕（3か所）のほか、突発的に対応すべき修繕費用としまして、増額するものでございます。

次に、四つ目の枠の、款の8 消防費、項の1 消防費、目の1 非常備消防費の、節の18 負担金、補助及び交付金の宇城広域連合負担金（消防費）500万2,000円の減額につきましては、主に宇城広域連合職員の退職や育休、その他手当等の減額により、負担金が減額されるものでございます。

次に、三段目の、目の4 災害対策費の、節の10 需用費の修繕料880万円につ

きましては、防災行政無線の白山中継局が故障し、一部の地域で受信・放送できない状況でしたが、現在、応急的に、坂本地区の子局の装置を移設して、仮復旧をしている状況でございます。仮復旧のため、再び受信できない状況が発生する可能性もありますので、白山中継局の送受信機を修繕するものでございます。

22ページをお開き願います。

一つ目の枠の、款の9教育費、項の1教育総務費、目の2の事務局費の、節の12委託料の学校給食調理業務等委託料109万2,000円につきましては、中央中学校の学校栄養職員が不在のため、食材発注等の一部の業務を急遽、現在委託している業者に改めて委託するものでございます。

次に、その下の、節の14工事請負費の砥用中学校グラウンド排水流末整備工事360万円につきましては、グラウンド校舎側の排水側溝が、老朽化により機能を果たしていないため、側溝の布設替え等に係る工事請負費を計上いたしております。

次に、二つ目の枠の、項の2小学校費、目の1学校管理費の、節の10需用費の修繕料（中央小・学校教育係）1,387万9,000円につきましては、中央小学校校舎（プレハブ棟でございますが）の屋根の修繕料を計上いたしております。

23ページをお開き願います。

二つ目の枠の、款の9教育費、項の5保健体育費、目の2体育施設費の、節の14工事請負費の総合体育館トイレ改修工事970万円につきましては、総合体育館の男女トイレの洋式化を行うものでございます。

次に、三つ目の枠の、款の10災害復旧費、項の1農林水産業施設災害復旧費、目の1農用地等災害復旧費の、節の14工事請負費の農用地等災害復旧工事（R5災害分）7,100万円につきましては、6月下旬から7月上旬に発生しました豪雨災害により被災した農地26件、施設17件の災害復旧工事でございます。

次に、その下の、目の2林業施設災害復旧費の、節の14工事請負費の林道施設災害復旧工事（7月豪雨災）4,300万円につきましては、こちらも7月の豪雨災害により被災した中央砥用線ほか3路線（8か所）の災害復旧工事でございます。

24ページをお開き願います。

二つ目の枠の、款の10災害復旧費、項の2公共土木施設災害復旧費、目の1町単独災害復旧費の総額1,523万3,000円の増額につきましては、こちらも7月上旬に発生しました豪雨災害により被災した道路16件の災害復旧工事等でございます。また、その下の、目の2国庫負担災害復旧費、総額1億6,040万円につきましても、豪雨災害により被災した道路26件及び河川9件の災害復旧工事等でございます。

次に、三つ目の枠の、款の11公債費、項の1公債費、目の1元金の町債償還元

金1,495万9,000円につきましては、平成29年度及び令和2年度に実施を予定していました県営事業「農業農村整備事業」の入札が不調となり、事業が見送られ、県に支払っておりました負担金が返還されましたので、借入を行っていました起債を繰り上げ償還するための元金を増額するものでございます。

また、その下の、目の2利子の町債償還利子176万円の減額につきましては、借入利率の確定により、利子を減額するものでございます。

以上で、議案第69号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第69号の内容説明を終わります。

次に、議案第70号、令和5年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。限部健康保険課長。

○健康保険課長（限部尚美君） 議案第70号について、ご説明申し上げます。システムの同期をお願いいたします。

議案第70号、令和5年度美里町国民健康保険特別会計補正予算書（第1号）の1ページをお開き願います。

議案第70号、令和5年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度美里町の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,941万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,586万7,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月5日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

4ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でござい

ます。款の6繰入金につきましては、一般会計からの繰入金として16万円を計上しております。

次に、款の7繰越金につきましては、令和4年度の繰越金として2,925万8,000円を計上しております。

5ページをお開き願います。3、歳出でござい

ます。款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費につきましては、職員の時間外勤務手当として12万円を計上しております。

次に、款の1総務費、項の2徴税费、目の2賦課徴収費につきましては、コンビニ収納事務手数料として4万円を計上しております。

次に、款の6基金積立金、項の1基金積立金につきましては、国民健康保険基金積立金として1,000万円を計上しております。

次に、款の8諸支出金、項の3繰出金、目の1一般会計繰出金につきましては、令和4年度の事務費繰入金の確定に伴い、一般会計への繰出金として50万3,000円を計上しております。

次に、款の9予備費につきましては、歳入歳出の調整により1,875万5,000円を計上いたしております。

以上で、議案第70号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第70号の内容説明を終わります。

次に、議案第71号、令和5年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第71号につきましてご説明申し上げます。

ペーパーレス会議システムの同期をお願いいたします。なお、議案第71号、令和5年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1号）につきましては、システムフォルダー内の「㊸議案第71号、令和5年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1号）」をご覧ください。

それでは、議案第71号、令和5年度美里町土地取得特別会計補正予算書（第1号）の1ページをお開き願います。

議案第71号、令和5年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1号）

令和5年度美里町の土地取得特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10万1,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月5日提出 美里町長 上田泰弘

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

4ページをお開き願います。まず、2の歳入でございます。

款の2繰越金、項の1繰越金でございます。前年度繰越金を9万9,000円増額いたしております。

次に、その下の枠、3の歳出の、款の2予備費、項の1予備費におきまして、予

備費を9万9,000円増額いたしております。

以上で、議案第71号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第71号の内容説明を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を14時15分とします。

-----○-----

休憩 午後2時00分

再開 午後2時15分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第72号、令和5年度美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ペーパーレス会議システムの同期をお願いいたします。

議案第72号についてご説明申し上げます。

令和5年度美里町介護保険特別会計補正予算書（第1号）の1ページをお願いいたします。

議案第72号、令和5年度美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度美里町の介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,017万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億4,727万5,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月5日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

6ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。

一つ目の枠、款の3国庫支出金、項の2国庫補助金、目の2地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）の32万8,000円の増額は、歳出側の介護予防・生活支援サービス事業費の増額分145万9,000円から、歳入の7ページになりますが、款の9諸収入、項の2雑入、目の1雑入の総合事業利用料14万5,000円を差し引いた金額（以下、算定金額と言います）の25%を計上しております。

二つ目の枠、款の4支払基金交付金、項の1支払基金交付金、目の2地域支援事業支援交付金の増額につきましても、一つ目の枠と同様の算定金額の27%を計上しております。

三つ目の枠、款の5県支出金、項の1県負担金、目の1介護給付費負担金1,120万9,000円の増額につきましては、令和4年度の精算に伴う追加交付分でございます。

四つ目の枠、款の5県支出金、項の2県補助金、目の1地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）の16万4,000円の増額につきましては、一つ目の枠の国庫支出金、二つ目の枠の支払基金交付金と同様の算定金額の12.5%でございます。

五つ目の枠、款の7繰入金、項の1一般会計繰入金、目の2地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）の16万4,000円の増額につきましても、同様の算定金額の12.5%分として、一般会計から繰り入れる法定負担分でございます。目の5その他一般会計繰入金61万8,000円の増額につきましては、事務費繰入金として繰り入れるものでございます。

7ページをお願いいたします。

一つ目の枠、款の8繰越金、項の1繰越金、目の1繰越金につきましては、前年度決算剰余金を繰越金として、7,719万5,000円を増額しております。

8ページをお願いいたします。3の歳出でございます。

一つ目の枠、款の1総務費、項の2徴収費から、二つ目の枠、款の1総務費、項の3介護認定調査費までにつきましては、それぞれ事務費分における増額補正でございます。

なお、二つ目の枠、款の1総務費、項の3介護認定調査費、目の1介護認定調査費の宇城広域連合負担金50万8,000円の増額は、宇城広域連合における4月の人事異動に伴う人件費の組み替えによるものでございます。

三つ目の枠、款の3地域支援事業費、項の1介護予防・生活支援サービス事業費、目の1介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、短時間通所サービスA、これは1時間半程度の運動機能プログラムが中心の事業委託料になりますが、こちらを145万9,000円増額計上しております。これまで週1回、水曜日の午後のみであったものを、月曜から金曜、週5回、午前の部も追加して行うことで、利用者が利用時間を選択できるようになり、利用者の増加を見込んでいるところでございます。

四つ目の枠、款の5諸支出金、項の1償還金及び還付加算金、目の2償還金につきましては、令和4年度において受け入れた介護給付費負担金返還金（国庫分）以

下、9ページをお願いいたします。一つ目の枠、説明欄の最後、令和4年度地域支援事業交付金返還金（総合事業以外県費分）まで、それぞれの精算に伴うものでございます。

最後の枠、款の7予備費につきましては、歳入歳出予算の調整によるものとなりまして、6,270万7,000円を増額しております。

以上で、議案第72号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第72号の内容説明を終わります。

次に、議案第73号、令和5年度美里町生活排水特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。酒井上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君） システムの同期をお願いいたします。

議案第73号についてご説明申し上げます。

次のページ、1ページをご覧ください。

議案第73号、令和5年度美里町生活排水特別会計補正予算（第2号）

令和5年度美里町の生活排水特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ372万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億979万9,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月5日提出 美里町長 上田泰弘

4ページをご覧ください。まず、歳入についてご説明を申し上げます。

款の6繰越金、項の1繰越金、目の1繰越金、節の1繰越金につきましては、前年度事業決算により繰越金の確定により、372万3,000円を計上しております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費、節の27繰出金、一般会計繰出金につきましては、繰越金の確定により372万3,000円を計上しております。

以上で、議案第73号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第73号の内容説明を終わります。

次に、議案第74号、令和5年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。隈部健康保険課長。

○健康保険課長（隈部尚美君） 議案第74号についてご説明申し上げます。システムの同期をお願いいたします。

議案第74号、令和5年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）の1ページをお開き願います。

議案第74号、令和5年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和5年度美里町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,373万3,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月5日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、4ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。

款の3繰入金、項の1一般会計繰入金につきましては、8,000円を計上しております。

次に、款の4繰越金につきましては、令和4年度の繰越金として62万5,000円を計上しております。

次に、3、歳出でございます。

款の1総務費、項の2徴収費、目の1徴収費につきましては、コンビニ収納事務手数料として8,000円を計上しております。

次に、款の3諸支出金、項の2繰出金、目の1他会計繰出金の繰出金につきましては、令和4年度の事務費繰入金の確定に伴い、一般会計への繰出金として1万6,000円を計上しております。

次に、款の4予備費につきましては、60万9,000円を計上しております。

以上で、議案第74号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第74号の内容説明を終わります。

次に、議案第75号、令和5年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の内容説明を求めます。酒井上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君） システムの同期をお願いいたします。議案第75号についてご説明申し上げます。

次のページ、1ページをご覧ください。

議案第75号、令和5年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度美里町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ629万

5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,082万1,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月5日提出 美里町長 上田泰弘

4ページをご覧ください。まず、歳入についてご説明を申し上げます。

款の4繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1一般会計繰入金につきましては、歳出の財源としまして1,478万9,000円を計上しております。

次に、三つ目の枠、款の6諸収入、項の1受託事業収入、目の1給水工事受託事業収入につきましては、給水工事に伴う工事受け入れ金として94万円を計上しております。

次に、款の6諸収入、項の2雑入、目の1雑入、これにつきましては、水道布設替補償費を843万9,000円の減額としております。これは、町道改良工事の路線変更による補償費の減額によるものでございます。

次のページをご覧ください。次に、歳出について、ご説明を申し上げます。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費の節の10需用費の修繕料につきましては、当初見込み予算額を上回る漏水対応の経費が発生しておりますので、今後の見込額として206万7,000円を計上しております。

次に、三つ目の枠、節の12委託料の水道布設替設計業務委託料につきましては、7月の豪雨災害による町道災害復旧に伴う設計業務委託料270万6,000円を計上しております。

次に、美里町簡易水道事業水源調査（夏水地区）探査業務委託料492万8,000円につきましては、山出水源の自然災害などに備えて、新たに洞岳地区内の夏水地区内での水源探査・調査を行うためのもので計上しております。

次の、内山浄水場膜ろ過装置膜モジュール取替業務委託料につきましては、前回取替えから6年経過しており、膜モジュールの詰まりが早くなり、破損する可能性があるため、その取り替え費用として1,035万1,000円を計上しております。

次に、四つ目の枠、節の14工事請負費、水道布設替工事につきましては、町道改良工事の路線変更により、水道布設替え工事を1,500万円減額するものでございます。

以上で、議案第75号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第75号の内容説明を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

明日6日、水曜日は、午前10時から会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後2時33分

第 2 号

9 月 6 日 (水)

令和5年第3回美里町議会定例会会議録（第2号）

令和5年9月6日（水）
午前10時00分開会

1. 議事日程

日程第1 一般質問

順 番

- (1) 5番 高田美千子 議員
- (2) 6番 坂田竜義 議員
- (3) 4番 隈部寛 議員
- (4) 3番 吉住淳一 議員

2. 出席議員（10名）

1番	村崎公一君	2番	平野保弘君
3番	吉住淳一君	4番	隈部寛君
5番	高田美千子君	6番	坂田竜義君
7番	濱田憲治君	8番	福田秀憲君
9番	今田政行君	10番	上田孝君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町 長	上田泰弘君	副 町 長	吉住慎二君
教 育 長	宮寄幸仁君	総務課長	坂村浩君
まちづくり政策係長	本住徹弥君	税務課長	島田昌臣君
住民生活課長	松永栄作君	福祉課長	谷口信也君
健康保険課長	隈部尚美君	農業政策課長	西寺清君
森づくり推進課長	安達浩一君	建設課長	富永英司君
上下水道課長	酒井博文君	会計課長	中川利加君
学校教育課長	中川幸生君	社会教育課長	長井一浩君
観光商工係長	大本由加君		

5. 事務局職員出席者

事務局 長 立道 誠君 書記 野田まや君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

お知らせします。昨日お知らせしました説明員の松岡課長の代理として、本住まちづくり政策係長に加え、本日から大本観光商工係長が出席されております。

また、一般質問の広報紙掲載のため、広報担当者、福田主査の議場内での写真撮影を許可します。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（上田 孝君） 日程第1、一般質問を行います。

通告がっておりますので、順次発言を許します。なお、発言時間は申し合わせ事項により、答弁を含め60分以内となっておりますので申し添えます。

5番、高田美千子君の一般質問を行います。高田美千子君。

○5番（高田美千子君） 5番議席、高田でございます。通告に沿いまして一般質問をいたします。1、文化のまちづくりについて、2、公共施設の利・活用について、質問を進めてまいります。

長い長いコロナ禍のトンネルを抜けまして、やっと元の日常生活を取り戻しつつある昨今ですけれども、感染状況が完全に収束したわけではございません。まだまだ身近に感染される方々がおられます。マスクが外せない、人と自由に会うこともできない、そんな不自由な暮らしは二度と体験したくありません。感染拡大を二度と招かないためには、一人一人がこれからも感染防止に努めることが大事だと感じております。

そんな中、山都町のシンボルとも言える通潤橋が、この秋国宝に指定されるというニュースが飛び込んでまいりました。聞くところによりますと、石橋が国宝になるのは、全国で初めてということでございます。同じ郷土のうれしい出来事と喜ぶ気持ちと、我が町にも通潤橋に勝るとも劣らない霊台橋をはじめ、35基もの石橋群が現存していることを思いますと、残念に思う気持ちも覚えます。

美里町の石橋は、これまでに大雨被害で流出したものや、橋の改修で石橋の建築美を損なわれたものや、コンクリートで覆われて石橋の姿が見えないものなどがございます。そのことを思うと、今こそ私たちは、唯一無二の石橋群の本当の価値を知って、それらの保存について、深く考えるべきときだと強く感じております。

そこで、町は、これらの石橋群の歴史的・文化的位置づけをどのように認識されており、それらの保存対策にこれからどう取り組まれるのか、お聞きいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） お答えいたします。

本町には、先ほど議員がおっしゃられましたように、国内最大級の単一アーチ式石橋である霊台橋をはじめ、県内最古級の用水橋である雄亀滝橋、津留川と釈迦院川の合流地点に架かる「二俣二橋」など、多種多様な35基の石橋が現存しています。緑川流域には約80基の石橋が確認されておりますので、そのうち半数に近い石橋が本町に現存していることとなり、地域におけるひとつの石橋群を形成しております。

これらの石橋のほとんどが、江戸後期の1800年代に「砥用手永」、「中山手永」と言われる当時の熊本藩の一つの行政体により公共事業が計画され、「手永」を統括する惣庄屋と在地の石工などの技術専門集団が中心となって架橋工事が実施されております。これら事業の成果として、本町に現存する石橋は、19世紀の水利土木事業の実態を現代に伝える歴史的建造物であるとともに、当時の高い土木技術水準や建造物の様式を伺い知ることができる、文化的価値のある遺構として位置付けられるものと認識しております。

しかし、現存する石橋のほとんどが、架橋後、約150年以上経過し、経年劣化しているものや、水害・災害等による毀損が確認できるものもあります。現在も、車で通行に利用されているものには、コンクリート等により補強や拡幅されているものもあります。

その保存対策につきましては、現存する石橋のうち10基が、法令により指定された重要文化財となっております。維持保存のため必要な措置を自治体や所有者が講じることになっております。これらの指定された石橋については、毀損を確認した場合は、必要に応じて、国・県の指導・助言を受け、文化財保護委員会や専門家の意見も伺いながら、修復方法を決定し、修繕や修復工事を実施しております。

また、日常的な維持管理につきましては、適宜、社会教育課や文化財保護委員会において現地確認を行うとともに、地域団体へ石橋本体部分の除草・清掃をお願いするなど、現況の維持に努めているところです。

近年、石橋の保存対策を講じたものとしましては、平成29年、熊本地震で崩落した町指定重要文化財、二俣福良渡の修復工事、平成30年の県指定重要文化財、雄亀滝橋修復工事における熊本県との連携、平成31年の霊台橋石垣の計測調査等を行っております。

ただ、指定されていない石橋については、国・県・町道であれば、道路管理者が維持管理を行いますが、それ以外の石橋については、被災後そのままになっているものもあります。法令による文化財の指定には、測量や構造、文献等の調査が必要

になるため、なかなか進まないのが現状です。

今後の対応につきましては、文化財保護の観点に加え、地域の活性化や環境保全の面からも、関係部署や地域の方々とも打合せを行い、その方向性と適切な保存対策を模索していきたいと思っております。

また、「みさとの石橋」という全ての石橋を掲載したガイドマップも平成30年に作成しております。先人が残した大切な石の文化でありますので、その魅力を広く伝えるためにも、石橋群を活用した集客や観光振興も考えていく必要があると思っております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 高田君。

○5番（高田美千子君） ただいま、詳しく説明していただきました。

今回、通潤橋が国宝指定を受けたのは、近世石橋文化の傑作としてという評価はもとより、町と地域の方たちが先祖から受け継いだ歴史遺産としての通潤橋を心の支えとして大切に保存・活用されてきたことが、今回の国宝指定につながったのだと思っております。

美里町にも、町内の石橋をかけがえのない町の宝として守っていこうと頑張っておられる方たちがおられます。現在、砥用地区三和にあります「みつわんかふえ」の隣に、「石橋の館」という、美里の石橋資料館ができているのをご存じでしょうか。ここは、町内の福祉事業所の施設をお借りして、石橋を守る会の有志の方たちが仲間の奉仕活動で開設されたもので、今も資料の充実のために頑張っておられ、石橋に関する情報を知ることができます。

今後の取り組みとしまして、石橋公園を設けて、流失が危惧される橋を移築したり、また、そこに人口の流れをつくって観光スポットにするということなども、また一案かと思えます。また、霊台橋の歩道橋が完成しましてから、橋の写真をする人の姿をさらによく見かけるようになりました。上から見た石橋の姿も美しいのですが、下から橋を見上げるアングルの撮影スポットを準備することも、観光客に喜ばれるのではないのでしょうか。美里の観光を盛り上げる貴重なツールとして、石橋の保存と活用を行政と地域が一体となって、様々に取り組まれることを期待いたします。

次の質問です。文化のまちづくりを表す美里町には、石橋以外にも多くの町指定の文化財があります。しかし、その所在をほとんどの方がご存じないのではないのでしょうか。

例えば、山の上にある史跡を観光マップで見ても、ルートがなかなかわかりません、探せません。もちろん、若い方たちは、ナビで探すことをされるかも

しれませんが。

そこで、私は町の町有林の間伐材や大きな丸太を標識用に切って、国道沿いや幹線沿いに立てることを提案したいと思います。

木の看板というのは、とても雰囲気があり、文化のにおいともいいますか、訪れる人に温かみのある良い印象を与えてくれると思います。観光やフットパスで訪れる方への親切なもてなしの一つとも言えます。

また、地域には代々守ってきた神社やほこらなどの古い史跡と言える建造物もございます。ほかには例えば、畝野小学校跡地は、昔、成年学校があった所ですが、その名を刻んだ石の門なども残すべき町の歴史の一つではないでしょうか。

ところが、年々高齢化が進み、地域の歴史遺産とか史跡の維持や保存が難しくなりつつあります。また、町の文化財指定の時期を見ますと、昭和の年間が多く、40年以上前のものが多いようです。また、35基ある石橋のうち、ほとんどが先ほど教育長から説明がありましたように、文化財の指定は受けておりません。今度新しい町の文化財委員さん方の顔ぶれもそろいましたので、新しい視点での検討もなされることかと思えます。

そこで、町の史跡や神社などの所在をもっと効果的に表示できないか、各地域の古い史跡の保存と文化財指定の見直しはないのか。この2点について、町のお考えをお聞かせください。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 本町の指定文化財に関しましては、「文化財マップ」ダイジェスト版を作成し、その概要と所在について周知を図るとともに、無形民俗文化財、工芸品、古文書を除き、現地に標柱を設置しております。ただ、議員おっしゃいますように、わかりづらい点もあると思いますので、文化財の所在に関する効果的な表示につきまして、先ほど議員がおっしゃいました木製の看板であったり、案内看板の設置や注意を引く表示内容の検討、文化財マップの更新、町のホームページの活用など、周知方法の改善を図る必要もあると考えております。ただ、史跡・神社などの所在表示につきましては、原則、所有者又は管理者において行われており、特に未指定文化財の神社仏閣などの宗教施設については、行政により周知を図ることが難しい部分もございます。

また、本町の古い史跡としましては、堅志田城跡をはじめとする中世城跡が10、土喰や下中郡の台地上に確認できる古墳などがあります。中世城跡については、3城を調査しており、堅志田城跡については、平成18年に国史跡に指定され、町において保存管理を行っております。中世城や古墳の一部については、調査成果に基づき、文化財保護法で規定される埋蔵文化財として保存の対象となっております。

先ほどおっしゃられました畝野小学校跡地につきましては、明治期以降の近代・現代の比較的新しい建造物になりますので、指定については難しい点もあるかと思われませんが、石の門については、今後現地を確認させていただきたいと思っております。また、町内にある神社やほこら、お堂等につきましても、一部の指定文化財を除き、江戸期以降の建造物であり、保存につきましては、原則、所有者にお願いをしているところです。

指定の見直しにつきましては、今のところ新しく候補になる文化財はあがっておりませんが、今後、新たな文化財の掘り起こしや再確認等をしていく中で、歴史的価値が高い文化財につきましては、文化財保護委員会への諮問・答申を踏まえ、所有者の同意を得ながら、町教育委員会により町の重要文化財として指定をしていきたいと考えているところです。

町の先人たちが残された多くの歴史的遺産を、後世に伝えていくためにも、文化財の指定・保存の取り組みを継続してまいりたいと思っております。

○議長（上田 孝君） 高田君。

○5番（高田美千子君） これからも様々な、町の宝とも言えるようなそういった史跡ですとか、文化財ですとか、そういったものを保存できるような取り組みをお願いいたしたいと思います。

次の質問です。美里町には、文化センターひびきという文化活動の拠点というべき、すばらしい施設があります。町の行事や町の文化協会主催の催し、また自主事業などが開催されておりますが、まだまだ活用の余地があると思います。

先般、竹下景子さんのお話会や天然木のミュージカル公演を拝見したのですが、観客席は立ち見が出るほどの盛況でした。そこで、注目度の高い自主事業で、今回のように町内外の観客を呼び込めないものだろうか、また、あるいは町外の方のイベントにひびきを利用していただくことができないだろうかと考えます。ひびきには、スタインウェイという価値の高いピアノもあります。それを生かした音楽関係のイベントは、町外の方にとっても魅力があると思います。また、広いホワイエや展示スペースを利用して、町の郷土資料や各種文化作品の展示を年間を通して行うことで、美里の文化にいつでも触れることができます。

そこで、町内の文化活動をもっと活発にするために、先ほど申しましたように、注目度の高い自主事業で、町内外の観客を呼び込めないでしょうか。各種文化グループへの活動費の支援や公共施設利用料金の軽減はできないのでしょうか。この2点について、町のお考えをお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） まず、文化センターの利用についてお答えいたします。

文化交流センターの町外利用者数は、平成30年度は年間2,910人で、令和4年度は年間1,279人となっており、コロナ禍前に比べて1,631人減少しております。新型コロナウイルス感染症の影響により、町外利用者数が大きく落ち込んでいる状況が続いています。令和4年度の年間利用者数が全体で3万5,082人となっておりますので、約3.6%が町外利用者となります。ただし、この数値には当日一般参加された町外利用者はカウントされておりませんので、実際の数値はもっと増えるものと考えられます。

自主文化事業につきましては、町の文化・芸術活動の充実を目的として、美里地域づくりコンソーシアムに文化事業を委託し、実施しているところです。事業内容は、鑑賞型、普及啓発・育成型、参加創造型の3類型で構成され、令和4年度は、11事業、1,585人の参加がありました。この中に、先ほど議員が提案されましたスタインウェイピアノの演奏・体験会、それと、常設ではございませんが、書き初め書道展、学校へのアーティスト派遣事業等が含まれております。

今後も、さらなる利用者の増加を目指し、指定管理事業者と連携し、議員ご提案の内容もお伝えしながら、町外団体との文化交流事業や利用者のニーズに応じた事業を企画するとともに、効果的な広報媒体を利用して、町内外へ情報発信の強化に取り組んでまいりたいと思います。

また、老朽化等に伴う施設や設備の改修修繕につきましても、安全基準を維持し、利用者へのサービス低下等につながらないように、計画的に実施していきたいと考えているところです。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今、教育長のほうからいろいろと説明がございましたが、文化センターひびきですけども、先ほど議員もおっしゃいましたように、竹下景子さんが来られたときは非常に盛況であったというふうに伺っております。

町といたしましても今、「教育の日講演会」この際にはですね、一流の方を呼ぼうということで、それなりの予算を確保して、著名な方を現在呼ばせていただいております。やはり、動員をしてですね、文化センターに来てもらうんじゃなくて、「この人の話だったら聞きたい」、「こういったことだったら行ってみたい」と思われるような、そういったことをやる必要があるというふうに考えております。田舎であっても一流の話が聞けるとか、田舎であっても一流の演奏が聴ける、できればそういった活動をですね、自主的な文化事業としてやっていただければというふうに考えるところです。

グループへの活動支援についてでございますが、本町の文化活動の中心として、活動を今継続していただいている団体、これ中心になるのが、美里町の文化協会で

ございます。令和5年度38の構成団体で、約300人に上る会員によりまして、文化祭をはじめ、各種文化活動に取り組んでいただいているところでございます。

町では、幅広く活動を行われているこの文化協会への活動支援として、補助金を交付することにより、町民の皆様の文化活動の推進に取り組んでいるところでございます。

今後も、文化協会と協議を行いまして、現状や課題等についてお話をお伺いしながら、自主的な文化活動が発展・継続していけるように、活動場所の確保も含めて、可能な範囲で支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

なお、各公共施設のこの利用料金の軽減、減免等につきましては指定管理者との協定の関係もございますので、個々の団体の実情を考慮しながら対応を考えていきたいと思っているところでございます。

○議長（上田 孝君） 高田君。

○5番（高田美千子君） 今、町長にもお答えいただきました。これからさらに、文化協会への支援の強化等もご検討いただきたいと思います。

美里の子どもたちにとりましては、先ほど町長のお話に出てきましたような、一流の、みんなが聞きたくなるような舞台であったり、お話であったり、そういう機会をとおっしゃいましたけれども、やっぱり本物の文化的な活動に触れるということは、子どもたちにとりましては将来の成長の糧となる、豊かな感性を高めることにつながります。さらなる取り組みをよろしく願います。

それから、美里の子どもたちが全国大会などに出場します場合に、以前はスポーツ関係の場合しか補助がなかったのですが、今は文化活動の場合も補助してもらえるようになったということで、子どもたちの頑張りを支えていただいているということを知っております。本当によい取り組みだと感じているところでございます。

次に、質問いたします。美里町史の編さんの検討はされたのか、実施計画はあるのか、という質問です。

私が令和2年12月定例会において、同様の質問をしておりまして、当時の教育長でありました吉永公力先生が答弁をされております。答弁の内容は、合併後16年も経っていることで、町史のことも考える時期が来ているのではないだろうかということと、近隣の町を見ても、編さんには5年から10年の長い歳月がかかっているということ、また、事業費は、編集の仕方によっては3,000万から8,000万ほどかかるのではないかとということでした。最近の物価高騰の現状を見ますと、今ではもっと大きな事業費が見込まれることと思います。

もはや、合併から20年になろうとしており、中央町史編さんからおおよそ40年、砥用町史編さんからおおよそ60年が経とうとしております。この間の社会の変貌の

スピードは、日本の歴史の中でも最も著名だと言えます。時間が経つほどに、当時の情報を正確に収集することは困難になると思われます。私は日頃の生活そのものに文化があり、文化は継承していかなければ消えてしまうものだと思っております。60年の歳月に消えてしまって、もう継承できないというものがたくさんあるのではないのでしょうか。町の歴史を正しく記録としてとどめ、後世に伝えることは私たちの務めだと思います。時間と費用が掛かるからこそ、早く検討に取り組むべきではないのでしょうか。町のお考えをお聞かせください。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 町史の編さんにつきましては、先ほど議員がおっしゃられましたように、令和2年の12月の定例会の一般質問において、検討を進めるとの答弁が行われております。しかし、諸事情により、その後の検討が進んでいないというのが実情です。この点につきましては、お詫びを申し上げたいと思います。

そして先ほど、議員がおっしゃられましたように、町史編さんにつきましては、その内容にもよりますが、他市町村の事例を踏まえますと、期間がやはり5年から10年、事業費も3,000万から8,000万程度になるとなっております。また、実際の編さんにおいては、委員の選任や関係者や関係機関との連絡調整、実地調査、資料収集・整理、原稿執筆等に携わる労力として、他の町村の実例では職員が2名ほど必要になるということも聞いているところです。

現時点においては、人員や予算確保の点から、実施計画は立案できておりませんが、最近、市町村史を作成された自治体の例を参考に、編さんに必要な体制や経費などをもう少し詳しく積み上げ、実行できるかの判断材料を出していきたいと思っております。議員が心配されますように、地域の歴史や伝統等に詳しい高齢者の方々が少なくなっておられるのも事実です。町史編さん実施となった場合に備えて、文化財保護委員会と連携し、各地区の文化財の掘り起こしや再確認等も進めていければと思っております。できるだけ、早い段階での検討を、結果を積み上げてお示しができればと考えているところです。

○議長（上田 孝君） 高田君。

○5番（高田美千子君） 美里町第二次振興計画にも文化財の保護と活用、また、文化活動・芸術活動の充実を謳っております。さらに、文化の薫り高い美里町となりますように、今後の取り組みをお願いしたいと思います。

次の質問です。公共施設の利・活用について、質問をしてみたいです。

町には、例えば廃校・廃園となった校舎や園舎など、開設された本来の目的を果たさなくなった多くの公共施設がございますが、それらの公共施設の現況を町は把握されておられるのでしょうか。また、それらの施設を地域活性化に生かすために、

新たな活用方法について、どのような検討をなされているのでしょうか。

例えば、今後の対策について、地域の意見や希望を調査・把握などされたことはあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

まず、本来の目的を果たさなくなった公共施設の状況でございますが、町では、次世代に継承可能な公共施設等を引き継いでいくため、また、将来にわたって持続可能な行政サービスを維持するために、平成28年度に「美里町公共施設等マネジメント計画」を策定しました。令和3年度に改定を行っているところでございます。

この「マネジメント計画」の計画期間は、平成28年度から令和37年度までの40年間とし、5年ごとに計画の見直しを行っております。

本計画では、公共施設等の実態や詳細な把握を行い、今後の再整備の方向や進捗管理のあり方を示しております。その中で、建物を対象に、施設の老朽度や安全性から見たハード面、また、利用・運営状況などから見たソフト面の2面から施設を相対的に四つの分類に区分し、施設評価を行っております。今後の方向性の考え方を振り分けておるところでもございます。

この施設の評価の四つの分類につきましては、A評価が「継続」、B評価が建て替えなどの「改善」、C評価が複合や転用などの「見直し」、D評価が「廃止」に分類されております。現在、町では100の施設がございます。その中で、A評価「継続」の施設が22施設、B評価「改善」の施設が17施設、C評価「見直し」の施設が22施設、D評価の「廃止」の対象となる施設が39施設ございます。この中で、D評価の「廃止」の対象となる施設39施設には、町が管理する地区集会所などの文化集会系施設が13施設で最も多く、次いで、旧小学校施設などのその他の施設が11施設、スポーツ・レクリエーション系施設が8施設ございます。

今後も、マネジメント計画に沿いながら、施設管理・運営を行っていく必要があると考えております。

次に、2点目の地域活性化に生かすため、新たな活用方法につきましては、先ほど説明いたしました美里町公共施設等マネジメント計画の中で、町民意識調査を実施しております。その調査では、公共施設の利用状況や公共施設を取り巻く現状と課題、今後の公共施設のあり方などについて、調査をいたしております。

その調査の中で、公共施設の利用頻度を問う質問をしております。過去1年間の利用回数で最も多かった公共施設が、「両庁舎」で、次いで「文化センターひびき」、「各小中学校の体育館」の順となっております。

また、逆に、「ほとんど行かない」の回答が多かった施設は、「陶芸室」が最も

多く、次いで「老人憩いの家」、「高齢者地域ふれあいセンター」の順となっております。

自由回答では、「老朽化した施設や稼働率の低い施設は思い切って削減したほうがよい」や、「施設を集約化し、災害時、拠点施設になるような、統合的な施設を整備してほしい」などの意見をいただきました。

今後も、町民のニーズ調査などを行い、施設の統廃合を含め、検討してまいります。

また、先にご説明いたしました町の公共施設等のうち、D評価「廃止」となった39施設につきましては、今後、廃止計画を策定する段階で、地元での利活用が可能な施設につきましては、譲渡なども視野に入れ、協議を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 高田君。

○5番（高田美千子君） 町には、公共施設マネジメント計画がございますので、その計画に沿った対応をされていることはよくわかりました。

町の高齢化がどんどん進んでおまして、少子化も進んでおります現状から、今までの対策ではうまくいかない点もでてきているのではないかと思います。

例えば、地域に委託された施設の維持管理がもう地域のみでは困難になったとか、利用されてた方々がやっぱり高齢化によって利用頻度が少なくなっているとか、そういったほとんど使われないような施設の一つに、緑川ダムのそばにございます東部の活性化施設でありました「やまびこの家」がございます。私は、令和2年3月の定例会と令和3年12月定例会の一般質問で、やまびこの家の、通称ですね、通称やまびこの家の有効な再活用についてお尋ねをいたしました。令和2年の答弁では、当時の下田企画情報課長が、指定管理者の利用促進のために、既存の老朽化した機材の撤去、配管設備の修繕などを年度内に計画していると答えておられます。また、令和3年の一般質問では、上田町長が答弁されておまして、施設の老朽化による安全面への危惧と改修費用のこと、また、施設の解体撤去や民間への払い下げも念頭に、今後のあり方を検討するという内容の回答を得ております。そして、私のほうからもしつかり調査・精査をしていただきたいと述べております。

そこで、改めて、やまびこの家の状況について、詳しく調査・精査はされたのか、また、その結果はどうだったのか。やまびこの家の今後の活用について、民間への貸与、あるいは譲渡などの方法はできないのか、というこの2点について、町のお考えをお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 本住まちづくり政策係長。

○美しい里創生課まちづくり政策係長（本住徹弥君） ご説明いたします。

当該施設につきましては、昭和63年に農産物加工所として整備し、地域の生産加工団体へ貸付を行っておりました。しかし、町の合併前には、その団体の解散により、使われない状況となり、その後、平成24年からは、東部地区活性化施設の指定管理施設の一つとして管理され、干し柿や漬物作りなどで利用されていました。

その後、令和元年に店舗兼加工所としての活用案があがり、改修を行うことも検討されましたが、当時は指定管理施設であり、別の事業者への貸付ができないことから見送られ、改修工事は行われなまま現在に至っております。

現在の建物の状況につきましては、建物の老朽化は進んでおりますが、浄化槽の点検も行っており、トイレについては使用できます。しかし、水道については、施設内で水漏れが発生するため、本線から閉めている状況にあり、本格的に使用する際には修繕が必要となります。また、外壁も傷んできている状況です。

なお、公共施設マネジメント計画では、「廃止を妥当」とする評価ランクDとなっております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） やまびこの家の今後の活用について、民間等への貸与、譲渡、そういったご質問でございます。

まず、今年度のやまびこの家の利用状況についてでございます。7月に計4回、8月に計3回、貸し出しを行っております。利用目的は、更衣室利用で、ダム湖を利用している団体に対しまして、町外者利用として、1時間440円で貸し出ししているというような状況でございます。

次に、やまびこの家の権利関係についてでございます。令和2年6月より、東部活性化施設の指定管理から切り離し、建物は行政財産として町が所有しておりますが、その土地、建っております土地は、国土交通省が所有をしているという状況で、町は占有許可を受けているという立場になります。

そこで、ご質問の民間への貸与についてですが、貸し出しについてでございますが、民間に貸与するためには、まず、占有許可の観点から使用用途等について、国土交通省と協議した上で、町の公有財産管理運用等審議会の承認を経て、行政財産としての用途を廃止し、普通財産への変更を行う必要がございます。その上で、貸し受け、借りたいと思われる、そういった希望者を公募して決定をする必要がございます。また、貸与、貸し出しに当たって、町が修繕を行った場合は、その費用に見合う貸付料をいただくということが、これが基本になってくるというふうに考えております。

次に、民間への払い下げにつきましては、土地を所有する国土交通省に確認した

ところ、ダム管理の観点から、民間に払い下げることは難しいとの回答があつてございます。建物につきましては、町の所有になりますので、例えば解体して、別の土地に建築しなおされるのであれば、これは払い下げも可能というふうに思われます。

今後ですね、例えば農産物等の加工施設を利用したい、あそこを使ってですね、利用したいというような思いをお持ちだというふうに思いますが、現実的にはですね、既存の加工施設をご利用いただくことがよりよい方法、ベターな方法だというふうに考えております。

なお、当該施設の今後についてでございますが、公共施設等マネジメント計画でも、先ほどから説明があつておりますとおり、D判定と、これは4段階で一番下の判定となつており、例えば、貸し受け、あるいは払い下げ、貸しますよとか、払い下げますよとか、そういった公募を行った場合に、これはもう誰も応募がなければ、建物の解体も視野に検討を進めていく必要があるというふうに考えているところでございます。

○議長（上田 孝君） 高田君。

○5番（高田美千子君） お話を伺いまして、いろいろなやっぱり縛りがあると言いますか、規約の中で活用していかなければならないということで、簡単にはやっぱり改修利用ということにはつながらないということがよくわかりました。ですけど、今、世の中見てみましても、人口減少とか高齢化とか様々なことから、新しい施設をまた新たに造るというようなことはほぼ期待できないといえますか、そういう状況の中にあつて、やっぱり何とか手を加えれば使える、そういうふうな施設があるとしたらやっぱり、私たちはもったいないな、地域にとってためになるのであればもったいないなという気持ちがとても強くあります。先ほども、国土交通省とのお話し合いとかそういうことを経て、何らかの再利用の可能性があるのであれば、もう一度前向きな検討をしていただいて、十分に詳しく調査していただいて、その可能性を探っていただければありがたいなとは思っています。

今、町では人口減少により様々な課題が姿を現しつつあります。そんな中、自分たちの手で美里町を元気にしようという趣旨で、新たな活動組織が幾つか誕生しております。「美しく住みやすい美里町を次の世代に引き継ぐために、今私たちがやらなければ」というモットーで頑張っておられる方たちです。

一方で、国は農村RMOという中山間地域の保全のための農村型地域運営組織の活動を支援しており、町内にもその組織形成を目指すグループもございます。町はその気運を注視していただき、それらの活動が大いに成果を発揮できるように、支援していただきたいと強く願っております。

様々な事業所や活動組織が同じ取り組みをする場合も、競合をおそれずに、互いに協働できる環境をつくっていかねば前には進まないと思います。

美里町の今の様々な課題を解決するために、行政と多くの町民が知恵を寄せ合いながら、真剣に取り組んでいく、そんな町の姿を今こそ実現できるように、そんな願いを込めて、私の一般質問を終わります。

○議長（上田 孝君） これを持ちまして、高田美千子君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。再開を11時ちょうどといたします。

-----○-----

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、6番、坂田竜義君の一般質問を行います。坂田竜義君。

○6番（坂田竜義君） 6番、坂田竜義でございます。今回は4項目、通告をいたしております。1点目は、健康保険証の廃止とマイナンバーカード一本化について、2点目が、ふるさと納税の課題について、3点目が、町の石橋群の保存、管理について、4点目が、町政座談会の課題について、4点お尋ねをいたします。

まず、健康保険証の廃止とマイナンバーカードの一本化ですが、これは町がどうこうという判断ができないという事項というのはわかっておりますが、ただ、住民に直結する問題でありますので、あえて質問をしたいということでございます。

2024年秋に、健康保険証を廃止してマイナンバーカードに一本化するとの方針でございますが、これについてどうなるかということでお尋ねですが、まず、ずっとここ数か月の新聞をピックアップしてみましても、めざましいです。毎日のようにマイナンバーカード、健康保険証の関係は報道がされておるところでございます。6月の19日に共同通信のアンケートによりますと、世論調査ですね、来秋、来年の秋のマイナ保険証、いわゆるマイナンバーに一本化することについて、7割が反対ということで新聞報道がされております。政府は保険証廃止は譲らないということで、7月になりますといろんなミスが多発をした関係で、マイナンバーの総点検ということを国が打ち出しまして、ただこれは作業量が膨大で、実際点検をやるのは自治体ですから、相当全国の自治体から不満が出ておるところでございます。そして、民間委託は困難というようなことで、非常に自治体に大きな負担をかぶせるようなかたちになってるところでございます。

あと、個人情報保護委員会が、7月8日になりますと、デジタル庁に立入検査を

しますよということで、これまでのミスが多発、国民の不安、そういったことを踏まえて、個人情報保護委員会が立入検査をするという異例の事態になっているところでございます。

また、県内のマイナンバーカードにおきましても、これも熊日の報道ですが、自主返納が15市町村で64件、自主返納しますというのが出てきたと、こういったことが報道されております。

また、7月の中旬になりますと、マイナ保険証問題と、いわゆる福島原発の処理水をめぐって国民の不満が拡大いたしまして、内閣の支持率が非常に落ちてきたということで、非常に政府も苦境に立たされたという状況でございます。その後、総理大臣の記者会見等がありましたけれども、結局は基本方針は変えずに、保険証廃止のときの、いわゆる資格確認証の有効期限を1年から5年にするということですね。それだけ、変わったところと言えばそういうことが記者会見で言われたと、こういったことでございます。

そしてまた、共同通信の、この市町村首長に対してアンケートが8月2日にされたということで報道されておりますが、首長の中でもこの事務処理が非常に負担になっているというのがかなり多く答えとして出ておりますし、また、保険証の廃止又は延期を求める首長が4割に達しているということで、非常に大きな課題になっているところでございます。

この点について、この改めて、2024年秋に健康保険証を廃止して、マイナンバーカードに一本化するとの方針については、どうなっていくのかですね、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 隈部健康保険課長。

○健康保険課長（隈部尚美君） ご説明申し上げます。

国が2024年（令和6年）秋に健康保険証を廃止し、マイナンバーカードを健康保険証として利用することの方針についてのお尋ねでございますが、国では、6月の7日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、マイナンバーカードと健康保険証の一体化は、令和6年秋に予定されております。

マイナ保険証、マイナンバーを保険証として利用することについてですが、病院や歯科医療機関、そのほか、薬局の受付にある顔認証付きの機器に、マイナ保険証をかざすことで本人確認ができます。

また、自身のお薬の履歴や特定健診の情報などの提供に同意するというにすると、重複するお薬を回避した処方などを受けることができ、より適切な医療を低い窓口負担で受けることができます。

さらに、高額な医療費が発生する場合でも、一時的に自己負担したり、役場での限度額適用認定証の書類の申請の手続きをする必要がなくなります。

このようなマイナ保険証利用のメリットを実感していただける仕組みづくりを推進していくとしています。

一方で、マイナンバーカードを取得していない方や保険証として利用登録をされていない方等に関しては、「資格確認書」というのを本人の申請によらず交付運用し、全ての人が今よりも不便を感じないように、安心して確実に必要な保険診療を受けられるよう、整備を進めていくとしております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） それ以上の答えはできないのかなとも思いますけど、ただ、いわゆる保険医団体の会長がですね、新聞で会見されております内容を見ると、保険医団体そのものが反対していると、こういう状況でございます。

なぜ反対してるかというのと、マイナ保険証を使った場合に、まず受付時点で混乱が生じると。オンライン資格確認がうまくいかずに、患者が列をつくって、時間もかかるし、スタッフに対してクレームが出ると。こういったことで言われております。必ず起きるそのトラブルということで、マイナ保険証への紐づけの誤りによる危険、これは幾つもの自治体で出てきておりまして、これは重大な医療事故につながりますよと。それから資格者全員に交付する保険証と違って、マイナ保険証や資格確認書は申請主義でありますので、申請漏れとか遅れが生じて、保険資格情報の誤りが出てきますと。オンラインに付きもののシステム障害の発生、これは富士通で実際起こっておりまして、このシステム障害よっての大きなこういう事務処理ができないと。こういうことが実際起きているわけございまして、いろんなことから、保険医、お医者さんの団体がですね、反対しているわけで、もう少しこの辺りの実際現場で治療やられる団体と十分話し合いをしてもらわないとですね、非常に困るなど、このように思うわけでございます。

あと、受付で、無保険扱いが続出したしまして、10割請求がどんどん出てきた段階で、厚生労働省は窓口負担を3割にするよとということを指示をいたしましたけれども、ただ窓口で一旦3割にするか、しても後で、正しい資格確認が必要になります。それはいわゆる、支払基金が仕事をするわけですが、この報道によりますと、支払基金のそのチェック、資格確認の件数というのが月に70万件ありますということでございまして、毎日この積み残しとか支払い遅延がですね、起こってくるということが現実問題として起こっていると、こういうことでございます。

じっさい、資格確認書を1年から5年、有効期間を延ばしますということである

ならばですね、健康保険証との併用、紙と併用しても同じじゃないかというふうに一般的に思われますけれども、この世論の7割が反対、保険医団体も反対しているということで、どのように収束していくのか、なかなか答えが示せないかもしれませんが、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 健康保険証を廃止して、マイナンバーカードと一体化させるとの政府の方針につきましては、先ほど議員もご指摘なさいましたとおり、これは各世論調査ごとにばらつきはありますけれども、7割程度の人が延期すべき、あるいは撤回すべきと回答されておりまして、マイナンバーカードとの一体化について、現在のところ理解が広がっていない状況が見て取れるというふうに感じております。

また、本来は1割負担であるにもかかわらず3割の負担を請求されたり、顔認証エラーなどが生じて、資格確認ができず、一旦10割負担を請求されるなどの誤請求等も起こっている状況でございます。

なお、本町におきましては、全ての医療機関、あるいは薬局で、マイナ保険証を利用できるようになっておりますが、現在のところ、大きな混乱や苦情等の報告はあっていないというような状況でございます。

そのような中、今後国民の理解を深めていくためには、先日政府が表明した、これは今、議員がおっしゃいました、資格確認書の交付方法であったり、マイナ保険証を保有後も、その利用登録を解除すれば資格確認書を取得できること、資格確認書の有効期限を延長したことなど、資格確認書の運用の見直しについて、国の責任においていねいに説明していくことが重要であるというふうに考えているところです。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） 状況としてはそうだろうと思います。先ほど8月2日と言いました、8月12日に共同通信がアンケートを取りまして、全国の市町村長にアンケートを取っております。どう答えをされたのかわかりませんが、全国的には90%の首長がですね、マイナ事務負担が重いと、このように答えられております。この交付申請の急増によって事務量が拡大して、個人情報へのひも付けミスなどトラブルも相次いで、住民対応に追われていると。また、来年の秋に廃止予定の健康保険証の代わりとなる資格確認書発行の事務負担も非常に重くかかってくると。それからマイナポイント事業など、国が進めるカード普及促進策については、70%は評価されておりますけれども、普及率の高い自治体に対して、地方交付税の配分を、差をつけることについては不適切だと、このように答えになっております。

町村の事務負担は、先ほど言いますように、9割が重いということですが、やっ

ぱりカードの駆け込みが多くて窓口が混乱した、あるいは国の普及促進策の69%は評価するけれども、マイナポイントの申請が殺到して対応する職員が疲弊したとか、いろいろですね、実際起こった状況に照らして、非常に職員に負担がかかってくるんですよということを首長のアンケートで答えてあるわけでございます。

その中で、国が指示しました自治体に大きな負担をかけるマイナンバー総点検、これの進捗状況については、わかる範囲でどうなっているか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 現在、国におきましては「マイナンバー情報総点検本部」が設置をされております。7月中旬に、都道府県及び市町村に対しまして、健康保険証のほか、介護や福祉、社会保障や税に関連するマイナンバーとの紐付け作業の実態調査が行われております。

美里町では、住基システム又は宛名管理システムとの自動連携によりまして、マイナンバーカードと紐付けをする機能を導入しておりますため、職員が個別に紐付け作業を行っていない状況でありまして、そのような回答をしているところでございます。

中間報告を行った結果といたしまして、個別データの点検が不要となるケースに該当しているものと思われまます。これは現時点です。

今後、都道府県及び市町村の実態把握の結果を踏まえ、点検が必要なケースの整理を9月末までに。そして、総点検完了を11月末までに行うというふうに国のほうではなっております。

今、議員のほうからいろいろ、このマイナンバーカードについてのご指摘ありました。地方6団体といたしましては、8月24日に自由民主党総務部会に対し、マイナンバーと健康保険証や公金受け取り口座の紐付けにおける誤登録など、国民のマイナンバー制度への信頼を損ないかねない事態が発生していることから、国民のマイナンバー制度への理解促進に向けた取り組みの強化など、国の責任において、国民の不安払拭に取り組むことを要望いたしております。

また、今後行われる個別データの点検におきまして、その進め方や作業期限、点検作業への適切な支援と、当該業務にかかる費用につきましては、地方自治体の負担が生じることのないよう、確実に措置すること等も併せて要望したところでございます。

町といたしましては、これら全てのことに對しまして、しっかりこの後も注視してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） 状況はわかりました。町でどうこうという、答えにくいこと

をお尋ねしましたけれども、いずれにしても住民に直結する大きな課題でございます。今、言われましたように、地方6団体、町村会あるいは、議長会もですが、国あるいは与党に対しての申入れをしたということでございますので、今後、その成り行きを注視して、住民の側に立ったですね、取り組みをされますように、チェックしていただきたいと思っております。

続きまして、第2点目のふるさと納税の課題について、お尋ねをいたします。

まず、その3点ほどですね。税の原理原則に沿っているか。2点目は地方財政に与える影響をどう捉えるか。3点目が企業版ふるさと納税の人材派遣型をどう活用するか。この点、お尋ねをいたします。

まず、ふるさと納税を2008年に導入されまして、いわゆる納税という名は付いておりますけれども、この寄附金控除ですね、これが主になっております。2015年以降、規模が拡大いたしまして、2021年度には受入額が8,302億円、2022年度には9,654億円集まっていると、こういうことでございます。また、企業版ふるさと納税については、地方創生応援税制ということで、2016年度から始まりまして、自治体が行う地方創生の取り組みに、企業の寄附について法人関係税を全額控除すると、こういう仕組みになっております。

ふるさと納税の寄附金額は限定的規模の現状ですがけれども、一部の自治体では極端に大きくなるケースもあっております。反対に、大都市では税の流出額が大きくなっているということで、その流出額の大きくなっている所については、減収分を75%、交付税で補てんすると、こういう措置を今現在とられているところでございます。

総務省の納税ポータルサイトにふるさと納税の意義ということで出ておりますけれども、まず、納税者の税に対する意識が高まる、地域を応援することができる、3点目は自治体間競争を通じて地域のあり方を考えるきっかけとなるということで、総務省は示しておりますけれども、このふるさと納税の趣旨に合致しているのか、返礼品を通じて地域産業の開発、販売促進につながっているのか、制度設計自体が地方自治財政上の大きな問題になっているというふうに私は思うところでございます。

まず、税の原理原則に反すると。なぜかと言うと、納税という言葉に冠しておりますけれども、実態は寄附金控除でございます。自分が住んでいない自治体に寄附金、経常年度の所得税からの所得控除20%と、翌年度の個人住民税の税額控除によって成り立っております。寄附額から2,000円を差し引いた額の30%が返礼品として受け取り可能ということでございます。そもそも、寄附は自分が持っている金銭や財産を誰にどれだけ渡すか選択できますし、寄附額に応じて返礼品が送

られてきますが、税はいつまでにどれだけ誰に渡すかを、選択や決定することが個人としてはできない。人々にとって痛みを感じさせるのは、自由に使えるはずだったお金を強制的に取り上げられて、使い途も直接個別に決められないというところに寄附と税の差があるということでございます。

そういうことで、非常に問題と言いますのが、税金によって引き起こされる自由処分支払い選択という消費の喜びの剥奪を、ふるさと納税というシステムを巧妙に回避させているというのは事実でございます。しかし、消費者としての喜びを回復させることは、総務省が抱えるふるさと納税の税金の意義を高めるという目標に反して、租税の原則「公平・中立・簡素」、この三原則を傷つけるものになっております。税金とは、共同で財・サービスを購入するために集めた金を、いわゆる共同の財布のようなものでございます。個人が共同の財布である税収から自由にお金を引き出して商品と交換する行為は、税金という制度の約束事に反しているということが言えるというふうに思います。

実際、ふるさと納税によって、少なくない財源が流出する自治体にとっては、本来行う予定だった様々な公共サービスの水準に影響が出てきております。ふるさと納税による寄附額が増加するという事は、税金という共同の財布により行われるはずだった未来への投資を減らすということではございます。

ふるさと納税によって、要するに税の逆進性がですね、進むということが言われているわけではございます。普通、寄附金をする人は、概して全部、統計見てもみますと、高額所得の人が多いわけですね。そして、控除は一律ですから、高額納税者ほど優遇されていると、こういうことで、これも税の原則からちょっと外れていないかというようなことではございます。

そういうことを幾つか指摘をいたしましたけれども、そういう点を踏まえて、この税の原理原則に本当にこのふるさと納税というのは沿っているのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田著長。

○町長（上田泰弘君） 議員ご指摘のとおり、ふるさと納税につきましては、等しい負担能力のある人には等しい負担を求める、負担能力の大きい人にはより大きな負担をしてもらうという、税の公平の部分においても齟齬が生じていると言えないのではないかというふうに考えます。また、税の原理原則の問題以外にも、受益者負担の問題、返礼品競争の過熱、一部の自治体への偏在、ワンストップ特例制度による地方負担の増など、様々な問題があり、現在も賛否両論あることは承知しております。

そもそも、このふるさと納税は、地方と都市部の税収格差是正を図る手段の一つとして、地方から都市部に転居した人が、ふるさとに対して寄附を行う仕組みとし

て、平成20年度に導入されたものでございます。本来は、生まれ育った故郷を応援したいという、善意の形がスタートであったはずでありますけども、今では、お得な返礼品を目的としたECサイトでの消費活動の一つとして、形を変えている状況にあります。

とはいえ、令和4年度のふるさと納税の寄附総額は、全国で約1兆円に迫る勢いでございます。1位の宮崎県都城市では、約196億円にも上ります。ふるさと納税という町外の方の寄附により、これまで実施できなかった行政サービスの提供が可能になり、事業者の売上げにも波及し、特産品等のPRから、関係人口・交流人口の創出にもつながりますので、特に寄附の多い自治体にとっては、とても有益な制度であるというふうに認識をしておりますし、ぜひ、今後、美里町もしっかりそういったところは負けないように頑張る必要があるというふうに考えております。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） 私は、本来の趣旨と相当変わってきてるなというふうに思うもんですから、幾つかお尋ねをしているところでございます。

また、2点目、地方財政に与える問題といたしまして、ふるさと納税は非常に効率が悪いというふうに指摘がされております。返礼品を送らない限りは金を集められないと、自治体が独自に寄附金を集めることは難しいと、幾つものオンラインプラットフォームに登録しなければならないということで、返送コストも大きな負担になっております。真の納税と比べて、同じ額の歳入を手に入れるために、高いコストが必要になると、こういうことであります。

返礼品の考え方が、総務省の基準が変わりまして、返礼のコストの寄附額は3割と、事務手数料とコストは5割以内ですよということに、今なりました。2021年度ふるさと納税のコストは、寄附金全体の47%になってるというのが発表されております。普通の税収ならば、10割入ってくる歳入ですけど、わざわざ5割目減りさせて歳入に組み入れているということになります。税の用途は自由なのに、ふるさと納税は支出内容に対して寄附者から、社会保障とか教育とか、「何々に使ってください」ということでの要望を入れておきまして、歳出の自由度が低下していると、そういうことで、デメリットしかないと言う人もおりますけれども、地方交付税の原資そのものを毀損しているという指摘がございまして、なぜかと言うと、この地方交付税というのは、所得税・法人税の33.1%、収税の50%、消費税の19.5%とか、細かに原資が決められておりますが、この所得税の、いわゆる地方交付税の原資となる所得税の控除をするということは、その地方交付税総体の原資が減ってるじゃないかという指摘をする人があるわけです。そういうことで、いろいろ影響が出てきてるだろうと、こういうことでございます。

減収自治体については、先ほど言いました75%を交付税で補てんをしますと、ただ交付団体とか東京23区とかは除外するんですけれども、全体的に2019年度で、純減する自治体は17%と。東京・名古屋・大阪等の大都市を中心に17%が収入が減少していると、こういうことでございます。ネットで見ると、市町村の多くは、プラスの所が多いということですが、都市部の大多数が巨額の減収になると、こういうことでございます。

そして、要するに、都城とか、先ほど例が出されました都城とか北海道の紋別とかですね、上位の百何十億も集める自治体もありますけれども、そのお金が集まったのを何に使ってるかということが調べてありました。それを見ますとですね、要するに、全部基金に入れてあると。だけん、寄附者がですね、何に使ってください、社会保障、地方創生に使ってくださいと言っても、実際は全部基金に積んでしまってるからですね、本来そのお金が生きてないという指摘がされてるわけです。ですから、そこら辺りもよく分析していただいてですね、そりゃ、うちは少ないから云々ということではないですけど、もちろん努力して、今の現行制度です。これ否定するところじゃないんですけれども、ある以上は多く集めてですね、やっぱり町の財政に役立てたいというのはそのとおりだと思いますけれども、実際今集めたところについては、ほとんど基金に積んでいるから、寄附者が求めているものに使ってないということは死に金になっていると、こういうことが非常に私は大きな問題だと、このように思うところでございます。

ふるさと納税というのは、財源の奪い合いになっておってですね、これはちょっと個別の自治体の枠を超えて、国の未来を貧しくするんじゃないかと、こういう指摘がされております。そういう意味で、地方財政に与える影響というのは、どう考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） ふるさと納税による地方財政に与える影響についてでございますが、現行のふるさと納税制度のもとでは、寄附を受け取った地方自治体の収入が増加し、寄附を行った個人が居住する自治体の収入が減少します。また、このふるさと納税の寄附金は、基準財政収入には算入されませんので、どんなに寄附金が増えても、地方交付税は当たり前交付されるということになります。

逆に、ふるさと納税により、税収が減少した地方交付税交付金の交付団体、これは税収減少額の、先ほどお話がありました、75%が基準財政収入に反映されることとなっておりますけれども、残りの25%は自治体の負担というふうになります。

なお、横浜市や川崎市などの不交付団体には全く、その75%の補てんもないというような状況でございます。つまり、寄附を受け取った自治体と、寄附者が受け

取った利益、これは、その寄附者が居住する自治体と国の負担でもたらされると言えるのではないかと考えます。

また、先ほど議員がおっしゃいましたように、国税である所得税が減免されるのは、最終的には地方交付税の原資がそがれているのかもしれませんが。

なお、美里町におきましては、町民が他の地町村にふるさと納税として寄附することにより、昨年1年間、約270万の税収減となっております。これに対しまして、本町へふるさと納税として入ってきた分が約2,080万程度ありましたので、昨年1年間の暦年で見えた場合の差額は、約1,800万のプラスとなっております。

なお、先ほども申し上げましたとおり、税収の減少額の75%、約200万円ぐらいが次年度の地方交付税交付金により補てんされる予定であります。

なお、これもご指摘がありましたが、ただ基金に貯めるのではなくてですね、しっかりとやっぱり活用していくということも、今後は一つの課題として考えていく必要があるのではないかというふうに思います。とは申しましても、地方税というのは、地方自主財源の根幹を成し、地域の自主性及び自立性の向上を実質的に担保するものでございますので、政策誘導的な控除の拡大が行われないう、注視していく必要があると考えておりますし、この点につきましては、今年の全国町村長大会の要望事項として、国に要望を行っているところでございます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） 今、川崎市の例が示されましたが、川崎市におきましてはですね、2019年度の減収額が53億円と言われておりまして、ここの保育所拡充の予算が15億円ですね、計上してあったけれども、53億円減収になったから、その事業ができなくなったということで、出されておりました。そういうことで、経済力が比較的高い都市部といえどもですね、50億から100億の減収ということでありまして、非常に大きな自治体で、財源が豊かな所ではありますけれども、非常に影響は小さくないと、このように考えるところでございます。

今言われましたように、町村会6団体におきましても、適切にですね、国に対して意見を言ってもらいたいと思っております。

続きまして、企業版ふるさと納税の人材派遣型をどう活用するかということですが、これは、この前の6月議会におきまして、1番議員がですね、質問されております。重複するところは省略いたしますけれども、基本的にこのふるさと納税については、幾つか聞かれている中で、この企業版のふるさと納税についても尋ねられております。

それを前提に、ちょっとお尋ねいたしますけれども、2016年に、この地方創生応援税制ということで開始されまして、自治体の地方創生施策に賛同する企業が

寄附を行うことに対し、地方創生応援税制ということで、企業版ふるさと納税が創設されたということでございます。2019年までということでしたけれども、2024年度までに延長されるということになっております。

税額控除の割合は、6割から9割に拡充をされたということであります。特色としては、寄附先から経済的見返りを求めることはだめですよと、寄附の金額は損金算入されますということが特色でございます。現行の損金算入措置に加えて、法人事業税、法人住民税及び法人税の税額控除を導入し、寄附金額の約6割の負担を軽減する、今は9割ですが、寄附額に対する控除額の割合は3割になったということでございます。その中で幾つか、人材派遣型についても、1番議員が前の議会で聞いておられますけれども、要するに、企業が自社の社員をですね、自治体に派遣をした場合に、人件費などの経費が税制面で優遇をされるという制度でございます。

企業はこの制度を利用することによって、自治体に対して人件費を含めた寄附をすることができるのと、企業側のメリットとしては、社員の人材育成と専門知識を有する社員をもって地域に貢献ができると、こういうことが企業側のメリットとしてあります。自治体にとっては、実質的に負担することなく、専門知識を有する人材を受け入れることが可能であるということで、地方創生プロジェクトに実行できると、こういうことで言われているわけでございます。

それで、幾つか2021年度では、この企業版ふるさと納税は225億と、2020年度は110億で、それでも毎年伸びておるところでございます。で、要するにここで、うちの町に関連して申し上げますと、例えば、自伐型林業ということで、非常にうちの町に合ったこの事業だなど、我々も、議員一同思っておりますが、この担い手とした地域おこし協力隊がですね、隊員募集をしてもなかなか現状として集まらない。募集がないと。こういうことで、非常に「いいね、いいね」と、「これうちがやらないかんね」と思いながらも、やる人間がいないと、こういうことで、止まってるわけですね。

そういうことで、例えば、そういう山江村にですね、鎮山何とか塾と、十何人かですね、塾生が1年か2年かして修了証書が発行したとこの前出ておりましたが、例えば、企業から派遣してもらおうというのが第一義ですが、そういう山江村の研修を受けた人とか、うちの研修を受けた人もおられますね、町外から。芳ノ谷の林道にて、私も参加しましたがけれども、そういう研修を受けた人とか、やっぱり何か地域おこし協力隊でも条件がありますが、条件に合わなくても、町の予算でも人を雇ってですね、するようなこととか考えないと、これはなかなか難しいかなと。この企業版ふるさと納税で言いますと、例えば、御船町にですね、国武林業とか、いろいろ市内にも一生懸命そういう林業をやろうかという企業もあるわけですね。そ

ういう所にそういう大きな会社でないとでけんかもしれんけれども、いろんなほかの企業もありますので、やっぱりそういう企業版ふるさと納税のメリットをやっぱり話をして、人材派遣してもらって、会社にはこういうメリットがありますよというなことでするとかですね、いろいろ知恵を出してやらんとですね、なかなかいい事業なのに事業が進まないというふうに思います。

で、空き家にしてもそうです。空家バンクもつくりました。登録する場合5万円ですか、あげますと言っても、なかなか空き家バンクに登録する人が少ないと、こういうことでございます。じゃんじゃんやっているところは大分県にもありますし、いろいろこの前、東京の世田谷ですか、空き家活用株式会社というのがあってですね、これは不動産屋です。不動産屋が全部空き家物件を調査してですね、これは売れる物件、貸される物件、全国にオーナーを求めて、「ここの物件買いませんか、これを買ってリニューアルして、貸しませんか」とか、いろいろ会社が、社長がびんびんやりよるわけですね。それで、実際その地区に住んでる人以外が全国からネットで申し込みがあって、やっぱり安く物件を売るからですね、それを買って、リニューアルして、そして貸すと。買った金額は、金利で反映させて家賃ば計算すればいいからですね。そういうことで、空き家活用株式会社という不動産屋が、実際、自治体に代わってやっていると。いろいろ調べるとあるわけですね。だけん、もう少しやっぱ、その辺りも、地域おこし協力隊も今度は2人か3人入られましたが、この自伐型林業についてはなかなか今のところ難しいと、こういう状況でございますので、そういう町が幾つか、全部が全部というわけにはいきませんが、幾つか絞ってですね、やっぱり企業に働きかけて人材を派遣してもらおうと、非常に有効な手段としていいんじゃないかと思っておりますので、その辺りについてのお考えがあればですね、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 議員がおっしゃいますように、企業版のですね、人材派遣型、これに関しましては、まず、自伐林業におきましては、今2名、また新たに申込みがあっているというような状況であります。今後どうなるかわかりません。

また今、この人材派遣型のメリットを詳しくご説明いただいたわけなんです。派遣をすることによって、その会社が減税になる、しかも、行政の中でですね、いろんな、例えば公金の流れ、そういったものもわかる、発注の仕方もわかる、そういったいろんな、これはお互いにとってメリットになることだというふうに考えます。そういった意味では、今後この人材派遣型をもっとしっかりPRしながら、できるような分野から取り組んでいきたいというふうに考えるところです。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） よろしく願いしておきます。

次の質問に移ります。町の石橋群の保存・管理について、お尋ねをいたします。

まず、今度、通潤橋の国宝指定について、先ほど5番議員も質問されました。特に、2番目の霊台橋はじめ町の石橋群の保存・管理についてのお尋ねをしているところ、これはほぼ5番議員の質問と重複いたしますので、大部分を省略したいと思いますけれども、まず、通潤橋の国宝指定の関連でお尋ねをいたします。

まず、通潤橋につきましては、1854年、嘉永7年に竣工ということでございまして、その2年前に布田保之助翁が、霊台橋とかを視察されております。また、雄亀滝橋がその36年前の1818年、この水道橋ですね、これも見に来られたということで、この雄亀滝橋をモデルにして通潤橋を造ったというふうに言われておるところであります。この通潤橋そのものは霊台橋も一緒に、国の重要文化財として同格というか、そういうことだったろうと思いますが、今度、国の審議会において、国宝にするようにと答申が出たと。正式な指定は来月か11月ごろまでにはされるというふうに聞いておりますが、本来ならば国の重要文化財として同格だったのに、通潤橋が国宝になると、こういうことでございます。先ほど高田議員もいろいろ言われましたけれども、私も前の合併前の矢部町の甲斐町長のときにですね、全国の石橋サミットというか、石橋を守る会の支部会というのが清和の文楽館でありまして、そこに参加したことがございます。そういうことで、矢部の場合は、町長がその全国の会長か何かされてたですかね。そういうこともあって、また通潤の社長ですね、山下社長が観光連盟とか、いろんな役をされておりました、強力なバックアップをされてきたと、こういうこととか、全体的にこの通潤橋を国宝にするためのですね、体制づくりというのが、非常に長年にわたってできていたのかなというふうに思うわけです。

そういうことで、この霊台橋についても、「今すぐ国宝にしなせ」と言ってもですね、これは難しい話で、やっぱり長年にわたってそういう全体的な町民挙げての体制づくりということがないとなかなか難しいのかなと思いますが、この通潤橋の国宝指定について、どう考えられますか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 本年6月23日の、国の文化審議会におきまして、国宝に指定するよう答申が出された山都町の通潤橋につきましては、県内では、人吉市の青井阿蘇神社に次いで2例目でありまして、土木構造物としては全国初の指定となるということです。

今回の指定は、昭和35年の国の重要文化財指定を端緒に、平成20年から平成22年にかけて、通潤用水と白糸台地の棚田景観として重要文化財への選定、平成

28年熊本地震被災からの復旧を経て、令和3年度から実施された総合調査等、山都町のこれは長期にわたる取り組みの結実であると考えております。

本町にも、国指定重要文化財の霊台橋や県指定重要文化財の雄亀滝橋を含む35基の石造りアーチ橋があり、その中でも特に霊台橋は国内最大級のスパンを誇る石造り単一アーチ式として評価されているところでございます。

なお、霊台橋は、通潤橋架橋の7年前に竣工しており、霊台橋架橋での経験が、通潤橋架橋に生かされていることから、当時は両町双方に石造りアーチ橋架橋の文化や技術交流が盛んであったことが考えられるところです。

通潤橋の国宝指定は、本町をはじめとする近隣市町村はもとより、県内各自治体の文化財保護行政にも大きな影響を与えるものであり、山都町の取り組みは今後の石造りアーチ橋の調査手法や学術的評価、保存方法の指標になっていくものと思われれます。

本町におきましても、そのノウハウをしっかりと学習をし、文化財の調査・保全に役立ててまいります。併せて、今後さらに美里町の、議員がおっしゃいましたように、同等であったといわれるその霊台橋を含める石橋の魅力と価値を、内外にしっかりと広めていけるよう努めてまいります。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） 35基の石橋群、とりわけこの、読み方もいろいろ説がありまして、「れいだい」というのか、「れいたい」というのかですね。私たちは小学校の校歌は「れいたいきょう」だったですね。励徳小の校歌は、尋ねましたところ「れいだい」と。校歌は、私たちは「れいたいきょう」で歌ってきたから、いつも「れいたいきょう」としか言わんとですけどね。その呼び名についても、一説では文化財の指定を受けるときに、担当者が濁点を付けるのは余分に付けるんじゃないかとか、いろいろ説があるのかわかりません。中国の古典から持ってきてありますけれども、やっぱり普通、中国から持ってくるのは濁点がないというのが常識という人もおられます。だから、どっちが正しいのかわかりませんが、その呼び名についてもですね、少し研究をしていただきたいと思えますし、この霊台橋の、この石橋群の中でもとりわけ霊台橋の国宝指定に向けての取り組みを、とりわけですね、お願いしておきたいというふうに思います。

それから、2点目の質問については、先ほど5番議員がお尋ねになりました。大半がダブりますので省略をいたしますけれども、ただ1点だけですね、この指定文化財以外は実際放置状態になっていないかと、例えば桑野橋とか下用來橋、下用來橋は輪っかだけ、輪石だけ残ってるのがありますね。そういった所とか白岩橋、西ノ鶴橋、これは甲佐平です。志道原橋、この辺りが、要するに、手入れがされてな

くて放置状況になっていないか。この辺りは、文化財保護委員会等もごさいますので、これは教育委員会の所管だと思いますので、十分調査をしていただきたいというふうに思います。

それから、いつの間にか桑木野橋というのがですね、なくなっているというか、撤去されている。どういう経緯か知らないけれどもいつの間にかなくなっている橋もあります。また、中岳橋とか中央の萱野橋とかは、下に石橋がありますが、よく覗き込んで見ないとわからない。コンクリートで巻き込んであるんですね。よくよく見ると石橋というのがございまして、これは交通を優先したものではあると思いますけれども、この辺りの指定されていない文化財についても、よく調査していただいでですね、保存についてはお願いしておきたいというふうに思います。

で、3点目の霊台公園、駐車場などの周辺の環境整備、どうしていくのかお尋ねをするんですが、35基の周辺の整備を全部しなさいと言っても、これはなかなか難しいと思います。とりわけ、霊台橋の周辺、霊台公園、これはもう、行きますとですね、大体上って行ってですね、東屋がある所から見る眺望が一番、私はいと思うんですよ。ところが、下からの木が遮ってしまってますね、よく橋が見えなくなってる。これは予算が付いてるということで、伐採の予定であるというのは聞いておりますけれども、あと、道をもう草ぼうぼうになっとなってですね、結局、定期的にやっば草切りをボランティアに頼むか、町でけんならボランティアに頼んでもいいし、ある程度、何か月に一遍か草切りもしてほしいし、と、やっばりあとですね、大型バスを停めるということで、手前の桜並木の下は大型バスを停めていいですよとなっとなるわけです。ところが、桜の枝が垂れ下がって、バスに邪魔だから停められませんかと言われるんですね。ですから、せつかくならそこに、道が広いから、大型バスが来た場合に、その桜の木を少し切ってもらって、邪魔せんように。そういうことをするとか、あるいは県が設置しました橋の手前の駐車場とかですね、あります。問題は、渡った先の酒屋の横の駐車場はもう本当に狭くて、何台かしか停められん。停められる所は有村さんの所の下にあすこはもう一つありますがちょっと不便と。だから、全体的に、霊台橋と花定野ダムですか、その間の川の右岸の地区はもうほとんど耕作放棄地のようになってますから、そういった所とか、前の、昔の図面を見ると船津の村の中の田んぼにですね、入って田んぼをやっばある程度駐車場とかにするとか、もう少し、そういう周辺の整備をですね、せつかく霊台橋という立派な橋がありますので、その辺りについてはお願いしたいと思いますが、この点のお考えはどうでしょうか。

○議長（上田 孝君） 大本観光商工係長。

○観光商工係長（大本由加君） ご説明申し上げます。

まず、霊台公園の眺望についてですけれども、議員ご指摘のとおりですね、現在、同公園では木が生い茂っておりまして、公園の東屋から本来でしたら霊台橋をですね、見ることができるつくりではあったんですけれども、現状としてはできなくなっております。この木がある場所につきましては、民地となっておりますので、また急峻な地形であることから、所有者におかれましても管理が難しく、現状に至っているところでございます。

この状況を改善するために、本年度、県企業局の「水の恵み交付金」を活用しまして、伐採を行うことを、議員おっしゃるように予定をしているところでございます。また、今回の補正でも、立木補償のほうを上程させていただいております。一応、こちらの補正の申請が終わりまして皆様のご理解が受けられましたら、事業者の方とご相談いたしまして、年内には完了を目指しているところでございますけれども、これからの発注になりますので、少なくとも年度内には完了させまして、眺望ができるようにしたいと思っております。

次に、霊台公園下の駐車場における枝の剪定についてなんですけれども、今年の3月に大型バスが通らないというご相談とかもありましたので、駐車場として活用できるようにということで、剪定のほう行っております。で、先日、松岡課長のほうが確認をしましたが、現在としても支障のない状態で保たれているということでございます。

また、当該地の環境整備ですが、年2回、シルバー人材センターのほうに委託をして、草刈りを実施することで予算のほう確保させていただいております。また、今年がですね、5月のときに商工会青年部の方たちによりまして、ボランティアで草刈りを行っていただいたところです。

また、不定期ではございますけれども、やはり景観を見まして、私たち美しい里創生課の職員ほうでも清掃作業を行っているところです。議員のほうからご提案のありました近隣の土地を使つての駐車場の確保ということにつきましては、ちょっと私どもでは現在のところ、計画には入れておりませんので、その件につきましてはお答えができません。申し訳ありません。

以上です。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 近隣の土地の整備につきましては、何が一番いいのかとか、そういうこともしっかり調査しながらですね、先ほど議員がおっしゃいましたように、国宝を目指すのであれば、そういうことも必要になってくるかもしれませんので、そういった、まずは調査等を進めさせていただければというふうに考えます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） 残り少なくなりましたので、一遍にお尋ねいたします。

町政座談会の課題についてですが、まず、総括はどうなっているかということと、今後のよりよい座談会にするための案はあるのかということでお尋ねをしております。実際、先日の町の広報見てみますと、4,132世帯のうち、三百二十何人ですから、パーセントにすれば8%ですね、世帯の8%の参加ということでございます。で、場所によっては一人で長くしゃべる人がいたり、一方では時間制限をしたりですね、そういうことで聞いております。招集範囲は大体体協の支部単位ということで聞いておりますけれども、大抵用の方は8支部ですが7か所、中央のほうが2か所です。結局、旧の東・南・西校区が1か所、と、北校区が1か所ということで、特に中央地区については2か所というのはあまりに少ないじゃないかというふうにも思いました。

そういうことで、一定の総括・反省というのをされておるならばですね、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

今回の座談会の会場につきましては、砥用地区が7か所、中央地区が2か所、合計の9か所で開催させていただきました。9か所の会場の分け方につきましては、砥用地区を、議員おっしゃいましたとおり、主に体協支部単位でまとめさせていただき、中央地区は本年度から水道事業が始まりますので、中央北地区を1か所に、あと、体協支部の釈迦院川支部を1か所にまとめさせていただいたところでございます。

総括としましては、今回の座談会につきましては、時間の都合上、ご意見や質問がなかなかできなかった方もいらっしゃると思います。今後は、事前に座談会のタイムテーブルの周知や質問時間などの設定など、効率的な座談会にさせていただきたいと考えております。

さらには、これまでの座談会の人数等も300人台で推移しておりますので、周知方法や実施方法などについて、参加していただきやすい座談会の開催を研究してまいります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） 時間ですので、終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、坂田竜義君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。再開を午後1時といたします。

-----○-----

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、4番、隈部寛君の一般質問を行います。隈部寛君。

○4番（隈部 寛君） 議長、今回は通告に従い、質問いたします。4番、隈部です。

今回は、有安地区旧工場跡地についてだけの質問をしたいと思います。

現在、解体工事も終わり、汚染土も出され、更地になっているわけでございます。この広い土地を有効活用する必要性もあり、また、人口減少している状態ですので、この土地に企業誘致とか宅地とかの考えがありますと思います。

まずは①の質問ですけど、町では有安地区旧工場跡地には、企業誘致、住宅の推進など、計画を出されていますが、一方、町民の方々から意見として、「跡地には何になるのか」「人口減少の町で企業誘致などでできれば助かるのに」「企業が来ない場合は何になるのか」とか聞かれます。これに対して、工場跡地には、町民の皆様の多大なる税金も使われております。説明責任もあると思いますので、町民の方々にも説明をお願いしたいと思います。

また、水道事業が10年後に完了予定ですが、この水道事業と並行して、企業誘致、住宅の促進などの必要があると思います。町でもいろいろ計画を考えられ、またそういう思いで現在の進捗状況をお聞かせください。

○議長（上田 孝君） 本住まちづくり政策係長。

○美しい里創生課まちづくり政策係長（本住徹弥君） ご説明いたします。

当該跡地の情報については、現在、町のホームページや県の企業立地ガイド、また、日刊工業新聞の工業団地インフォなどの、ウェブサイトへ掲載しております。また、情報露出に協力してもらうため、県の広域本部長に現地視察を行ってもらいます。これらにより、物流企業や太陽光発電の会社などから問合せが数件はありましたが、現地視察までには至っておりません。

また、住宅用地としてハウスメーカーにPFIなどの可能性を打診し、現地視察の対応を行いました。民間で開発を行う場合、広すぎてリスクを負えないという結果をいただいたのが、現在までの進捗になりますので、今後とも積極的に情報発信を行っていきたいと思います。

以上です。

○議長（上田 孝君） 隈部君。

○4番（隈部 寛君） わかりました。ただ、まだ何も来ないということですね。この

工場跡地周辺は市内から約、市内から30分ぐらいで来られる所でございます。松橋インターからも15分、大変立地条件のよい所だと思います。誘致、宅地には適した場所と思いますので、また、美里のPRを兼ねて、県の出先機関とかいろいろありますと思います。東京事務所とか大阪事務所、こういう所と情報を共有し、美里の情報発信をお願いしたいと思います。

また、それに対して、企業もこちらからも精査する必要もあると思います。企業誘致にすぐ撤退したとか、そのようなことがないように、町からもその企業に対して補助金とか何とか出されるなら、大事にしてやるという方向性で考えていただきたいと思います。

続いて、②のほうに移ります。前回の定例会で町長が発現されました、「チーム美里で一緒になって誘致、また移住・定住の促進をしていきたいと思います」という内容についてですけど、このお考えには私も賛同します。ありがたく思います。議員になり、議員の仕事もありますが、その他に町民の皆様の安心・安全・住みやすい環境をつくる、これも議員の仕事だと私は思います。また、チーム美里で誘致、移住・定住の問題を前進させるためには、行政と議員のタッグが必要だと思います。

これに対して、町長はどのような動きを考えておられるのかの質問です。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 議員ご質問の、議員の皆様へ協力要請をしたということですが、本年6月の定例会の最終日に、閉会に伴う挨拶での発言だと承知しているところです。

発言の趣旨といたしましては、TSMCの進出に伴う波及効果を美里町でも享受できるよう、議員の皆様のご理解とご協力をお願いしたところでございます。

現在、本町におきましては、熊本県とも連携し、企業誘致を進めておりますが、なかなか有力な情報がない状況でございます。県北では半導体関連の企業誘致が進んでおりますが、その波及効果が、まだまだ県央・県南には及んでいないというような状況であります。

とはいえ、諦めたらその時点で終了してしまいます。町としては、これからも粘り強く企業誘致を進める上で、興味を示された企業が現れた場合、その企業への議会との合同での訪問であったり、議員の皆様方個々のネットワークを生かした企業の情報提供など、ご協力を賜れば幸いです。

また、先ほどの質問にも関連をいたしますが、この旧工場跡地は、美里町でも利便性に優れた場所に位置しております。町の人口減少が急激に進む中、企業誘致が思うように進まなければ、早い段階で宅地としての活用も検討する必要があると考えているところでございます。

○議長（上田 孝君） 隈部君。

○4番（隈部 寛君） はい、何かありましたら、行政側の政策に協力していきたいと思えます。必要なときは、いろいろ私たちを使っただけであれば、そういう仕事だと思えますので、よろしくお願ひします。

また、現在の企業誘致の対象といたしましては、今、町長がおっしゃられたT SMC、その関連企業が主に挙げられますが、これらの経済効果は、今、美里から考えますと、熊本市、益城、御船までの範囲内が伸びております。具体的に上げますと、菊陽町の地価が高騰しております。これは大変な額になっていると金額で表れておりました。それと、T SMCの並び、及び東京エレクトロン、高賃金になっているわけでございます。これは、菊池のハローワーク、宇土のハローワークと比べますと、随分格差が生まれております。それだけ雇用が必要ということで、賃金がアップされておりますというところになっているわけでございます。これを企業がどういうふうに考えるか、もう少し安い所に行きたいということで、今、菊池・大津、そちらのほうに動きがあるというお話でございました。

今後とも、こういう、今がチャンスともとれるところもありますので、行政の側もどうぞ、そういうところに顔を出して進めていっていただきたいと思えます。どうしても菊陽町では、本当に地価が上がり、賃金も上がって、なかなか大変なところになってきております。どうぞよろしくお願ひします。

続きまして、3に移りますですけど、③になります。今度、解体後の本格的な地質調査があります。このことに対しまして、町民の方々からは、「再度地質調査するのか」「お金がかかり過ぎではないのか」などとお声がありますですけど、私の場合は、前の調査は解体の地質調査は解体向けのための地質調査とお答えをしておりますですけど、今度また、高額な地質調査になりますので、この調査の内容と工事の内容をお尋ねします。

○議長（上田 孝君） 本住まちづくり政策係長。

○美しい里創生課まちづくり政策係長（本住徹弥君） ご説明いたします。

今回の土壌・地質調査は、建物があつた敷地全体1.8ヘクタールにおいて行うものです。

まず、土壌調査の前段として、調査地点の絞り込みを行うために、現在地歴調査を実施しているところでは、

当該地の利用状況について、可能な限り過去にさかのぼり、航空写真や登記情報等の資料を集め、さらに、関係者からの聴取や現地確認等を行い、当初予定していた約170地点からの試料採取の地点の絞り込みを行います。

その後、土壌調査として、絞り込みを行った地点で、試料採取及びその分析を行

うとともに、地質調査として、現段階では5地点、深さ15メートルのボーリングを行い、土質の試験及びその解析を行う予定です。

全ての調査は、年度内に完了する見込みですが、試料採取の対象物質の種類や土壌の状況等により、掘削の深さや採取量が異なってくるなど、不確定な状況も想定されると思います。

以上になります。

○議長（上田 孝君） 隈部君。

○4番（隈部 寛君） わかりました。企業誘致、宅地に適正な地質調査が出ればいいんですけど、そのところはしてみないとわからないということですね。で、この工事のどのくらいの範囲でボーリングしたり、ちょっと私が今、ちょっとわからない部分だったんですけど、そういう2メートルずつとかそういう感じで、何メートルずつとかありますでしょ。そういうのをちょっとお聞かせください。

○議長（上田 孝君） 本住まちづくり政策係長。

○美しい里創生課まちづくり政策係長（本住徹弥君） ご説明いたします。

予算の段階ではですね、1.8ヘクタールについて、10メートル四方の範囲で調査を行う予定でしておりましたが、今回の地歴調査を経てですね、土壌調査については的確な箇所を選定しまして、170か所より少ない箇所で調査を行うことになります。

以上になります。

○議長（上田 孝君） 隈部君。

○4番（隈部 寛君） わかりました。170か所、検査がやっぱり精密な検査が出ると思います。ありがとうございます。

続きまして、4に移りますが、この工場地区周辺は、馬場と堅志田、有安とありますが、この一带に行政指導型の企業誘致、今までは企業誘致は話しましたですけど、商業施設など呼び込んで、少しでも住みやすい地域づくりなど、計画したらいかがでしょうか。

前回、これは7番議員の方が質問されたと思いますですけど、ちょっと有線で流れなかった場所がありましたので、この辺を私は詳しく言いたいと思います。

この周辺は、国道もあり、甲佐からの乙女線ですね、これも合流しているところでございます。よい立地条件を備えております。これに対して、町が土地の権利の人に対して、問題をどこまでできるのかという問題もあります。企業がもしも来た場合、その土地の所有者に、相談を行政側からも説明しに行ったり、お話をしていたり、来やすいような話の対話ができる、前に進むというような商業施設誘致、企業誘致、これのお考えをお願いいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 工場跡地周辺の開発計画の構想ということでございますが、その前にですね、先ほどのご質問の土壌地質調査というところで、再度説明を求められました。その後ちょっとまだ伝わってないのかなと思うところもありますので、もう一度説明をさせていただきますが、当初は170地点を掘削する予定でありました。ただ、現在地歴調査を実施しているところです。地歴調査で今までどういうことに使われていたのかとか、どういうものが建っていたかとか、そういうのを正確に調査をして、その上で170地点から今後は絞り込みを行っていきますので、170地点ではないということがまず一つです。現段階では、そのボーリング、調査をするボーリングを5地点、そして、深さを約15メートル、こういった調査を行う方向で進めているということでございますので、ご理解をお願いいたします。

開発計画の構想でありますけども、これは昨年12月定例会でも答弁をいたしましたとおり、現在、有安地区旧工場跡地に行くためには、非常に狭い道路を通行する必要がございます。ご案内のとおりです。この状況は、何らかのかたちでやはり解消する必要があると考えております。非常に狭い道路でありますから、離合もなかなか難しい。例えば、何か企業が来たときに、大きなトラック、あるいはダンプが入るのかということも考えていく必要があるのではないかと考えております。

また、上水道の供給もできる限り早急に行えるようにすることも、これも考えていかなければなりませんし、また、隣接する農地等、こういったところの一体的な整備も重要だというふうに考えております。

旧工場跡地へ企業が進出した場合、あるいは住宅用団地として整備した場合、その波及効果がよい意味で周辺の地区、おっしゃるように馬場地区、堅志田地区、有安地区、その他、北校区、引いては町全体にですね、その波及効果が及ぶようにする、そういった努力も必要であると考えています。

例えば、今ある空地や空き家、そういった所に代わりまして、新たな住宅であったり、店舗、こういったものが整備されてくれば、町といたしましても大きな景観的、あるいは税的、いろんなこと含めてメリットになってまいります。

現時点では、周辺地区において、開発できる可能性がある農地等の農振除外を目指している段階でありまして、個別具体的な開発計画というものは作成をしておりません。まずは、旧工場跡地の将来図をもう少し具体的にお示しできるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 隈部君。

○4番（隈部 寛君） わかりました。やはり、農振関係がいろいろ手続きが大変だということ、そすと、農振が外れれば開発計画もしていただけたと思います。

それと、この地区にですね、町民の方々から、美里にはおいしい米、健康野菜、無農薬野菜とか有機栽培などがあります。こういう、この地区にもそういう野菜を集めて物産館などできないかという要望もありました。「これは大きかことだけん、一応は言いましょけど、すぐにはでけんですよ」とは言いますですけど、「いや、佐俣の湯にもあるでしょ。砥用にもあるでしょ。この辺は何も」林田さんという方がしよられておりますですけど、そこの吸収するかたちによって、この地区のいい野菜を販売所を造るという考えもございますですけど、これに対して、どのような反応を。お願いいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 繰り返しになりますが、今は、この旧工場跡地、これの将来図をですね、早く示せるように、いろいろと調査を進めたりやっているところです。今、議員がおっしゃった物産館などにつきましては、その後のお話になってきます。と同時に、これを公共がやるのか、あるいは民間でやるのか、そういったことも考えなければいけませんので、まずは旧工場跡地、その将来図をしっかりと示せるように、鋭意努力していきたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 隈部君。

○4番（隈部 寛君） はい、わかりました。将来的には、住みよいまちづくりをお願いしたいと思います。

それでは、⑤のほうの、こないだの7月の豪雨の件ですけど、工場跡地周辺の浜戸川が増水し、堰堤を超え、冠水したところが数か所ありました。町でも把握しておられると思いますが、これに対して、浜戸川の維持管理の熊本県と協議を行っておられるかの質問になります。

○議長（上田 孝君） 富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

7月3日の豪雨により、浜戸川において河川が増水し、馬場地区の馬場橋付近、それと有安地区の妙見堰付近、その下流の豊野町への農業用の取水堰の下流付近の3か所で道路や農地などが一部冠水したことを把握しております。

今回の7月3日の豪雨につきましては、熊本県が雨量計を設置しております砂川の観測所、これ白石野になりますけれども、砂川の観測所で、午前10時から午後2時までの4時間で166ミリ、11時から12時までの1時間雨量が55ミリと、記録的な大雨となっております。

冠水した場所を見てみますと、農業用水を取水する頭首工、堰になりますけれども、その頭首工がある所で越水をしておりますので、短時間での豪雨によって、一気に降った雨が河川に流れ込んだことと併せて、その頭首工付近で流れが阻害され

たことも原因の一つではないかというふうに考えているところでございます。

河川改修の必要性について、熊本県と協議を行っているのかというご質問でありますが、今回の河川越水につきましては、越水した状況の写真などを宇城地域振興局土木部に送って、情報提供を行っているところでございます。

今回の雨を受けてですね、具体的に、県に河川改修の要望というのは行ってはおりませんが、越水をしないような対策について、引き続き熊本県と協議を行っていききたいというふうに考えておりますし、先ほどお話ししましたとおり、河川の幅だけの問題ではなくてですね、ほかの要因なども考えられますので、幅広く情報収集し、最善の方法を熊本県と一緒に検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 隈部君。

○4番（隈部 寛君） 今の、この水害関係、国のほうもちょっとこれではいけないというような動きが、昨日のニュースの中でちょっと見とりましたですけど、異常気象が続きますので、対策を考えているということだったそうです。近年に異常気象がずっと続きますので、また、この辺は人口が多い所ですので、できれば町民の方々の安心して暮らせる浜戸川でありたいと思いますので、そこのところはよろしく、今後はお願いしときます。何せ、維持管理は熊本県のほうですので、ぜひとも宇城地域振興局と一緒にあって、下から河川はしていくという流れもわかっております。ただ今後、ここら辺に開発の構想がありますなら、そこの一角だけでも手直しするとか、そういう感じがよかろうと私は思いますので、そこのところをご理解いただいて、そこだけ直すとか、お願いしたいと思います。

このようなことで、私の一般質問、30分で大体終わりますですけど、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、隈部寛君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を13時45分とします。

-----○-----

休憩 午後1時27分

再開 午後1時45分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、3番、吉住淳一君の一般質問を行います。吉住淳一君。

○3番（吉住淳一君） 3番、吉住でございます。通告に従い、質問をいたします。

9月に入りましたが、まだまだ暑い日は続いております。特に、7月、8月にお

いては、連日熱中症警戒アラートが発令されるなど、例年に増して猛暑が続き、熱中症で亡くなられる方も少なくありませんでした。やはり、地球温暖化による気温変動の影響が大きいと思われます。

また、今月1日は防災の日でありました。これはご承知のとおり、1923年（大正12年）9月1日に発生した関東大震災が由来とされております。自然災害の中では、近代以降最悪の約10万5,000人が犠牲となったと言われております。そして、今年が発生から100年目の節目を迎えておるといってございませぬ。今月は防災月間にもなっておりますので、改めて防災について考え、必要な備えをしておくのが大切ではないでしょうか。

そういったことで、本日は、防災関連を中心に質問をいたします。

まず、最初に、梅雨時期の大雨に対する対応について、2番目に町の危機管理とリスク管理について、3番目に防災行政無線について、最後に、8月4日に発生した建物火災について、以上4項目、質問をさせていただきます。

まず最初に、大雨に対する対応についてということで質問いたします。まず、①になります。大雨により避難所に避難された方は、どのくらいおられたのかということでお伺いをいたします。

今年も6月下旬から7月上旬にかけて、各地で大雨に見舞われました。また、8月9日には台風6号が九州に接近をいたしました。台風6号については、九州の西側を北上したことにより、本町への影響も心配されましたが、予想よりも影響はございませんでした。

しかしながら、7月初めの大雨では、九州北部で線状降水帯の発生も予測される中、大雨特別警報が発表された地域もありました。本町においても、6月30日の夕方に警戒レベル3高齢者等避難、7月3日の午後に警戒レベル4避難指示、そして、8月8日の夕方に台風6号接近のため、警戒レベル3高齢者等避難が発令をされております。

防災行政無線や消防団の広報により、町民の皆さんに周知をされたわけですが、実際にですね、避難された方は、それぞれどのくらいおられたのか、まずお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

議員のご質問の6月30日から7月3日にかけての梅雨前線豪雨では、中央庁舎、砥用庁舎、湯の香苑、B&G体育館の4施設を避難所として開設をしております。実際には、7月2日に一度警報が解除されましたので、6月30日から7月1日までと、7月3日から4日までの2回、警戒レベル3の高齢者等避難を発令し、避難

所を開設いたしております。

また、7月3日の13時50分には、避難レベルを警戒レベル4の避難指示に引き上げ、避難情報を発令をいたしております。この避難情報の発令により避難された方は、4か所の避難所で、合計延べ23人となっております。

また、台風6号の防災対応では、8月8日に警戒レベル3の高齢者等避難を発令し、同じ避難所4か所を避難所として開設いたしております。この避難情報の発令により避難された方は、4か所の避難所合計で12名となっております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） 避難場所が4か所ということで、中央庁舎、砥用庁舎、湯の香苑、B&G体育館の4か所を避難所として開設されたというご説明でございました。

6月30日から7月4日までの大雨による避難者が合わせて23人、8月8日から10日までの台風6号による避難者が合わせて12人という説明でございました。

次にですね、2番目の被害状況ということでお伺いをいたします。

7月3日の大雨では、各河川の増水が見られ、心配をされました。加えて、国道・県道や町道への倒木や低い地への浸水、また田畑において法面やあぜ等の土砂崩れが発生したと思われまます。人的な被害はなかったかと思いますが、全体でですね、どのくらいの被害状況だったのか、これもお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

7月3日の大雨による被害状況でございますが、町や県に報告されたものと、調査により判明したものになりますが、県の管理施設のうち、国・県道が3件、県の管理河川が5件となっております。

また、町関係では、町道が95件、町管理河川が14件、農地が76件、農道が33件、農業用排水路が34件、頭首工が1件、林道が66件、集落道が5件、団地が1件、宅地が4件となっております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） 説明がありました。説明によりますと、県に報告されたものが、道路が3件、河川が5件の、合わせて8件ということです。

町関係では、まとめますと、土木施設が109件、農業用施設が144件、林業施設が66件、宅地その他で10件ということで、全部合わせますと337件の被害が報告されてるということになるかと思ひます。

それを踏まえてですね、次の3番目ですが、避難指示が今回も発令されました。

避難指示が発令されてもですね、避難者が少ないということがあります。原因はどこにあるのかということでお尋ねしますが、避難所は、命を守れる安全な場所であることは、これはもう間違いないところでございます。多くは学校の体育館や役場、公民館などであります。そのことから、プライバシーの確保やトイレの問題、また感染症などの不安があります。また、体育館によっては、室内の温度が自然環境のまま、夏場の暑さや冬場の寒さに耐えなければなりません。一方で、家のほうが安全だと言われる方や、親戚の家に身を寄せられる方もおられると思います。また、町は車中泊ができる駐車場を、砥用中学校横と中央中学校下に整備をされております。現在も、砥用庁舎北側に整備中でございますが、これは地震災害が中心となるかとは思いますが、台風による車中泊、これは危険を伴うということではできないと思いますが、大雨による避難指示が出された場合ですね、その場所の安全が確認できれば使用も可能ではないかと思うところであります。一番危ないのは、危険な場所にとどまってしまうことだろうと思っておりますので、その辺りも含めて、どう考えておられるのか、質問をいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

美里町では、避難情報を発令したときに、状況に応じて4か所から8か所の公共施設を避難所として開設しております。

避難者数の状況としましては、平成28年発生 of 熊本地震や、その後に発生しました豪雨時に避難された約3,000人が最大で、近年では、令和2年度の台風10号による、警戒レベル4避難指示発令時の489名が最大の避難者数となっております。

町では、避難者の想定を最大で3,000人として、避難所の指定や備蓄物の計画を行っておりますので、先ほどの質問で説明しました6月30日からの雨や、8月8日からの台風6号での避難者数は、その想定 of 1%にも満たないものとなっております。

議員ご指摘のとおり、避難には様々な形があります。町では、避難所を開設し、避難者の受入れを行っていますが、それ以外で避難を行われる方もいらっしゃると思いますので、現在の統計が実数となっているかはわかりません。実際に、避難者数が避難が必要な方 of 一部であることが現実だと思っております。

そのようなことから、町では、本年度よりマイタイムライン of 説明会を町内全地区で行うこととしており、現在3地区で開催をさせていただきました。このマイタイムラインは、各世帯ごとに自宅の災害リスクを知り、とるべき行動を再確認してもらおう取り組みとなります。

現状、思うように進んでいない避難行動につきまして、今後もこのような取り組みを進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） 新型コロナウイルス感染症が流行したことによってですね、分散避難という言葉が多く使われるようになったかと思っております。町が指定した避難所に限らず、先ほども申しましたが、自宅も含め親戚などの安全な場所に避難することが最も重要であると思っておりますし、自分の命を守ることにつながると思っております。

また、人口に対して、どのくらいの方が避難所に来られるのか、その予測といたしますか、見積りですね、をしっかりとっておくことも重要であると思っておりますし、避難所内の設備、運用についても、改めて確認する必要があるのではないのでしょうか。

先ほどの説明では、本町においては、最大避難者数の想定を3,000人とし、避難所の指定や備蓄計画を行っているとの説明でありました。また、環境整備についてはですね、欧米に比べると日本はかなり遅れていると言われております。

それから、先ほど説明がございましたが、自分に合った、自分だけの防災行動計画ということで、「くまもとマイタイムライン」というのがございます。今、町では、このことについて説明会を開き、各地区を回っておられるかと思っております。これは、一人一人の防災意識を高めるために、非常に有効だと考えています。また、スマホセミナーなどにおいても、キキクル（危険度分布）などを検索するなど上でもですね、大変有効だと思っております。

また、パーソナル防災サービスということで、略してpasobo（パソボ）と呼ばれておりますが、それが今年3月からスタートをしております。

これは自分が住んでいる家庭環境や住居、ライフスタイルなどを2分程度の簡単な診断に答えるだけで、住んでるところの災害リスクや逃げ時、避難所に持って行くものなどを最適な状態で表示してくれるものであります。

いずれにせよ、一人ひとりが防災意識を高めていただくことが一番重要であると思っておりますし、これから本格的に台風の季節に入り、災害リスクの高い状態は続くと考えられます。早目早目の準備が大切だと思っております。

続きまして、2番目の町の危機管理とリスク管理についてということで、質問いたします。

まず最初、1番目に、美里町国民保護協議会について、お伺いします。

本町では、平成18年3月に、美里町国民保護協議会条例を策定され、併せて美里町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例を策定されております。

条例によりますと、協議会においては、委員を40人以内とするとあります。資料によると、町防災会議の役職名簿をもって充てられているようでございますが、これについて協議をされたことがあるのか、内容も含めてですね、経緯をお尋ねします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

議員おっしゃいましたように、美里町国民保護協議会につきましては、平成18年3月に関係条例が制定されており、同時に美里町国民保護計画が策定されております。

この美里町国民保護計画は、策定及び改編の内容を熊本県知事に協議し、美里町国民保護協議会に改編内容を諮問した後、議会への報告を行うことが定義されています。美里町では、これまで国の方針を基に、町の計画上必要なものをこの美里町国民保護協議会で議論いただき、改編を行っております。また、美里町国民保護協議会の組織としましては、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」の第40条に定めがあり、会長は市町村長をもって充て、委員は市町村長が任命することが規定されております。

委員の選定要件につきましても同法の規定があり、当該地区、この美里町を所管する県職員や自衛隊に所属する者、副市長村長、教育長及び消防長又は消防団長など、国民保護に関し、知識又は経験を有する者となっております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） 説明をいただきました。

国民保護協議会とは、町の保護計画上、必要なものを協議会で議論し、策定又は改編を行っているとの説明であったかと思えます。また、協議会の委員については、市町村長が任命するとの説明でございました。

併せてですね、次の質問になりますが、美里町国民保護計画の内容と位置付けということでお伺いします。

美里町国民保護計画については、令和元年度に策定されておりますが、内容はどんなものか、また、これについては国や県の動きに合わせ、訓練等の研修を踏まえ、見直しを行うとされており、国民保護計画においても見直しに当たっては、先ほど質問いたしました国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとし、変更にあたっては協議し、町議会に報告し、公表するものとあります。改めて、内容と位置付けをお尋ねします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

まず、美里町国民保護計画は、平成15年6月に成立しました有事関連三法の成立により、国民を保護するための指針が議論され、平成16年6月に成立しました。国民保護法により、あつてはならない事態から国民を保護する仕組みとして、公的機関（国や県、市町村など）があらかじめ想定される事態を念頭に、その対応について計画をしておくものとなっております。

また、国民保護法とは、事態対処措置法に規定される「武力攻撃事態等」において、国の基本的な方針に基づき、国や県、市町村、関係機関と連携協力し、国民の生命、身体及び財産の保護、国民生活、国民経済に及ぼす影響の最小化を図ることを目的として、整備された法律でございます。

この国民保護法第4条には、国民の協力についても定義されており、国民全体で事態に対処するための計画として、美里町国民保護計画を策定しているところでございます。

国民を保護しなければならない危機としましては、自然災害や大規模事故、感染症なども挙げられてますが、あつてはならない事態として、国際的なテロや軍事侵攻などによる武力攻撃があります。この武力攻撃や大規模テロなどの武力攻撃事態、また、武力攻撃災害に対処するための計画が国民保護計画となります。

その計画の中には、町の責務や保護措置に関する基本方針、武力攻撃災害への対処、応急措置から復旧などについて示しております。

最近の変更は、議員がおっしゃいましたとおり、令和元年5月ですが、こちらは軽微な変更になり、県知事への協議、議会への報告は行っておりません。

また、国や熊本県では、避難実施要領パターンの作成や、避難施設の指定、特に地下避難施設や民間施設の指定につきまして、計画を改定するよう通達が発出されておりますので、今後、検討を進め、協議会に諮問することになると思います。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） 国民保護計画について、説明をいただきました。

これについては、平成16年に成立した国民保護法により、国際テロや他国からの武力攻撃などの有事事態から国民を保護する仕組みとしての対処について計画しておくものであるとの説明であったかと思えます。

また、変更については小さいものになり、県知事及び町議会への報告は行っていないという説明がありました。

このことから、国民保護協議会・国民保護計画とも密接に関係をしておりますし、国民生活に及ぼす影響を最小限に抑えることを目的につくられているものでござい

ます。

本町においては、有事に対するリスクは少ないかもしれませんが、こういったものがあることは知っておくべきだと感じておるところでございます。

次に、③番目の全国瞬時警報システム、いわゆる Jアラートの発令時の対応ということでお伺いをいたします。

この全国瞬時警報システム（Jアラート）でございますが、これはもう皆さんご承知のとおりですね、緊急事態が発生した際、通信衛星を通して、国が市町村の防災無線や情報伝達システムを介さずに直接起動して、瞬時に警報を鳴らすものでございます。この Jアラートには、大きく二つに分かれており、一つは国、ここで言うところの内閣官房ということになります。が発表する有事関連情報、弾道ミサイル、航空攻撃、ゲリラ、大規模テロの 4 種類と、もう一つは気象庁が発表する関連情報、地震、津波、火山の噴火、大雨特別警報など、20 種類以上の警報や注意報があるとされております。

ここでは、前者の内閣官房から発表される、弾道ミサイル発射や他国からのテロ攻撃についてお聞きしたいと思いますが、そもそもこの Jアラートですが、緊急事態の緊急情報の種類によってですね、警報音が異なります。町民の皆さんには聞かれたことのない警報音も当然あるかと思いますが、事前周知も含めですね、危険が切迫していると認められる事態に至ったときや、実際、有事が起きた場合です、どのような対応をとられていかれるのかをお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

Jアラートの配信に関しましては、議員がおっしゃいますとおり、有事関連情報と自然災害に関する情報が、人工衛星経由で地方公共団体や各省庁などの情報受信機関へ送信されるものです。

また、気象状況などにより、衛星回線が使用できない場合には、地上回線網を経由で配信できるよう、多重化されております。

配信情報の種類につきましては、全国瞬時警報システム業務規定により定められております。

同報系防災行政無線との連携（自動起動）につきましては、市町村の判断により行いますが、こちら同業務規定により、議員おっしゃいました関連情報 8 情報が正当な理由がある場合を除き自動起動を行い、住民に提供するものと規定されております。

美里町では津波に関するリスクはありませんので、6 情報につきまして自動起動を行っております。

このJアラートの情報につきましては、その性質上、むやみに試験放送を行えないため、運用が難しく、訓練につきましても、国が行う全国一斉の配信試験や緊急地震速報訓練に参加するのみとなっております。

また、警報音の周知に関しましても、サイレン吹鳴などのパターンも存在するため、今後どのような方法があるのか検討していきたいと考えております。

なお、有事の際の対応につきましては、町民の混乱を招かないよう、国や県の危機管理部局と連携をとり、情報収集に努めながら、美里町国民保護計画に基づき、対応していくことになると思います。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） 説明をいただきました。

美里町の場合は、内閣官房から発表される有事関連情報4種類に加え、気象庁が発表する緊急地震速報と噴火警報の6種類が自動起動するようになっているとの説明でございました。

弾道ミサイルが発射され、Jアラートが発令された場合、どのような行動を取ればいいのか、資料マニュアル等を見てみますと、頑丈な建物に逃げ込む、近くに適当な建物がない場合は物陰に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る、口と鼻をタオルやハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋又は風上に避難をする、屋内にいる場合はできるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する、換気扇・エアコン等を止め、窓を閉めて目張りをして室内を密閉するなどとなっているようでございます。

これは、住んでいる地域の環境でも違ってくるのかなというふうに思っておりますし、果たしてこういった行動がですね、一人一人できるのかというのも疑問が残るところでもございます。やはり、そういった、地域に合ったですね、避難行動をつくっておくべきだと考えているところでございます。

次に、④になります。そういったことも含めてですね、今後、有事に備えた職員の訓練や研修に力を入れる必要はないのかということでお尋ねをいたします。

近年になって、特にですね、昨年から今年に入って、北朝鮮は金正恩政権のもと、弾道ミサイルなどの発射実験を繰り返し、昨年の1年間で、その数は37回と、過去最高に上りました。さらに、今年に入ってから発射を繰り返しており、岸田総理は「一連の行動は我が国や地域、さらには国際社会の平和と安全を脅かすもので、断じて容認できない。国の安保理決議にも反しており、強く非難する。」と抗議を示しております。発射される方向としては、東北から北海道近辺が多いようでございますが、北海道奥尻町の地域政策課の課長さんのお話では、「今まで何度かミサ

イルが発射されてきたが、そのたびに奥尻島の近くに落ちるのではないかと島の人々は不安でいる。特に、漁業者は漁の最中に近くに落ちたら何が起きるかわからず不安になる」と話されているそうでございます。北朝鮮は、今後も発射実験を重ねていくとしており、先月24日早朝には沖縄方面に向けて発射されております。このことから、北海道近辺に限らず、日本全体がその脅威にさらされると推測されるわけでございます。そのほかにも、ロシアのウクライナ侵攻や、中国が台湾進攻に踏み切るのではないかと懸念が広がっております。こういった混沌とした世界情勢の中にあって、国内においても国の防衛力強化が図られるようでございますが、それに依存することなく、それぞれの自治体で住民保護のための措置を実現するため、改めて確認するときに来ているのではないのでしょうか。

今後、職員や関係者の訓練、あるいは研修に力を入れていくべきだと考えますが、その辺の見解をお伺いいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今後、有事に備えた職員の訓練や研修に力を入れる必要があると思うが、というご質問でございます。

我が国の防衛に関しましては、これは毎年度防衛白書の刊行に合わせ、自衛隊から直接説明を受けているところでございます。その際に、現在の日本を取り巻く状況やリスクの存在などの情報が伝えられます。それらの情報を伺い、日本を取り巻く環境が年を追うごとに厳しくなっているというふうに感じております。

このような説明や情報提供を受け、町民の皆様の保護に資する措置を検討していく必要があると考えますし、保護に必要な資源であったり、あるいは施設が乏しい中でも何ができるのかを考えていく必要もあると思っております。

現在、武力攻撃や大規模テロに対しての訓練は実施しておりませんが、情報の共有と危機感の共有をはじめとし、避難実施要領やパターンの作成、訓練や研修のあり方など、今後検討を進めてまいります。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） 町長から見解をお伺いしました。

危機管理と、リスク管理ということで質問をさせていただきましたが、危機管理においては、危機が発生した場合、有事が発生したときに、影響を最小限に抑え、いち早く危機からの回復を図ることだと思っておりますし、一方、リスク管理については、想定されるリスクが起らないように、そのリスクの原因となる事柄、事象の防止対策を検討し、実行に移すことだと思っております。防げる危機であれば、その発生を防ぐことが一番望ましいことではありますが、自然災害や外部要因による人的災害や事故などの、中には自分たちの力では防ぎきれないものも多くあります。

そういったことから、危機管理もリスク管理と同様に、起こり得る危機や、それに伴うリスクをリストアップしておくことが大切だと思っています。

つまり、危機はいつか起きるという大前提に立って進めることが第一歩になるかと思っています。

県内では、先月8月5日に、平成29年9月に上天草市で実施されて以来2か所目となる、ミサイル飛来を想定した住民避難訓練が水俣市で行われました。国民保護は、町民一人一人の命や財産に直結する大切なことだと思っています。国や都道府県と連携し、対応することになっておりますが、町職員においても有事の際は早急に対処に当たらなければなりません。このような事態への必要な備えは、平和なときこそ十分に考えておくべきではないかと思っています。

続きまして、3番目の防災行政無線について質問いたします。

まず、1番目の防災行政無線の更新に伴う進捗状況ということでお伺いをいたします。

防災行政無線については、昨年9月の議会定例会においても質問をさせていただきました。その後、今年3月に防災行政無線検討委員会が立ち上げられ、これまで4回の会議が開かれているところであります。

改めて、検討委員会におけるこれまでの経緯と進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

防災行政無線検討委員会は、これまで、令和4年度に1回、令和5年度に3回、計の4回開催をいたしております。主に、機器の更新について検討を進めております。

1回目の会議では、検討委員会での課題や作業の方法、検討から報告、整備までの全体スケジュールについて、議題として議論を行いました。2回目では、白山中継局の故障を受け、防災行政無線の現時点での問題点の共有やスケジュールの変更、また機器更新についての案の提示を行ったところでございます。3回目では、機器のメーカーを招き、現行システムと新たなシステムの相違点やメリット・デメリットについて説明を行っていただきました。4回目では、3回目の機器メーカーからの説明を受け、機器更新の方向性を決定いたしましたところでもございます。

今後は、先進自治体の視察を経て、今月中にも答申の取りまとめを行う予定でございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） 説明いただきました。

今月下旬に町長へ整備方針に対する答申を行い、来月以降に運用に関する検討を開始するとなっているようでございます。しっかり検討委員会で検討を重ねていただき、町民の皆さんに納得していただけるようなものにしていただきたいと思いますというふうに思っております。

それから、2番目の、現在の防災行政無線の不具合についてということでお伺いします。

今年に入って、一部の地域で電波が届かず、中継地のアンテナが機能しなかったり、放送があっても声が途切れるなど、障害や苦情が出ております。今後もそういった不具合が発生する可能性は大きいと考えられます。

新しく更新されるまでの期間、メンテナンスも含め、こういった対応をされていくのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

議員ご指摘の、一部の地域で情報の受信が行えなかったことにつきましては、大変遺憾に思っており、放送を受信できなかった地域の方々には大変ご迷惑おかけしましたことを思っております。この場を借りてお詫びを申し上げます。

また、不具合のあった中継局の機器につきましては、今定例会の補正予算に計上しておりますとおり、町民の生命や財産を守るためのシステムということを踏まえまして、必要な修理及び機器の交換を行っていくこととしております。

また、その他の機器につきましても、更新までの期間、これまでと同様にメンテナンスや機器の修理・交換を行ってまいります。

それと同時に、既存の広報公聴のシステムにつきましても、これまで以上に、情報の発信に力を入れていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） 既存の防災無線についてはですね、導入から16年が経過しており、経年劣化による不具合や、システムの老朽化による問題が発生しているところでございます。更新されるまでの間は、応急処置を含め、対策を講じていかなければなりません。問題が発生した場合には、早急に対応をお願いしたいというふうに思っております。

町民の皆さんからは、町からのお知らせとして、お子さん誕生とか、通夜葬儀のお知らせと言った身近な情報を必要とされていると思っております。こういった情報が途切れることのないように対応していただきたいと思いますと思っております。また、故障したときの情報収集として、RKK熊本放送の「データポン」というものがござい

ます。これは、町から発信された情報をいち早く d ボタンを押すことでテレビに表示するサービスであるとのことでございます。これも、先ほど説明がありましたタイムラインの説明会の中で説明をされておられると思いますので、ぜひこういったものもですね、利用していただければというふうに思っておるところでございます。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

議員おっしゃいましたように、特に、防災行政無線の戸別受信機以上に、各家庭で利用されているテレビでの情報配信システム（「データポン」と言いますが）の利用促進を図るため、現在各地区で開催しておりますマイタイムラインの説明会時に、併せまして、このデータポンの操作方法も説明させていただいております。ぜひ、この機会にですね、ご利用いただければと思います。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） 改めて説明をいただきました。よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、4番目、最後になります。8月4日に発生した建物火災についてということで質問いたします。

まず、1番目に、消火栓の設置が急がれると思うが、計画はあるかということでお伺いをしたいと思います。

先月、8月4日の早朝でございましたが、美里町中小路において二棟を全焼する火災が発生をいたしました。幸いけが人はありませんでしたが、消火活動に出火から7時間以上もかかり、鎮火したのは午後3時過ぎでありました。隣に延焼したのも原因の一つでございますが、近くに防火用水はありましたが、容量が小さいもので、短時間で吸い上げてしまう状態でありました。そこで、国道沿いの浜戸川に2か所水利を設けて、防火用水に中継をしながら消火活動にあたりました。使用したホースは150本近くに上り、この状態が消火に時間がかかった要因の一つだと考えております。

昨年6月の議会定例会においても質問をさせていただきましたが、このようなことを考えるとですね、消火栓の整備を急ぐ必要があると思いますが、今後、どう対応されていくのか、計画はあるのか、また、防火用水についてですが、基本的な木造住宅の火災を延焼させないために必要な水量は最低40トンであります。消防ホース1本当たり毎分500リッターから600リッターで放水した場合、2本使用したとして、状況で異なりはしますが大体30分ぐらいでなくなることとなります。これを概ね100メートルおきに設置しなければならないとされておりますが、こ

のようなことから、消火栓の設置にもし年数を要するのであれば、大きな防火用水の設置も検討していく必要があるのではないかとと思いますが、その辺も併せて、考えをお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 先月発生しました複数棟の建物火災におきましては、被害に遭われました住人の方に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く平穏な生活に戻るよう祈念をしているところでございます。

また、猛暑の中で懸命に消火活動にあたっていただいた消防団並びに消防署員の方々に併せて感謝を申し上げたいと思っております。

さて、この火災発生当日は地区のリサイクルの日で、地区住民の方々が早朝から活動をされており、早い段階で出火に気づいていただきましたが消火栓等がなく、初期消火に至ることはできませんでした。また、当日は平日で、出火時間が出勤時間と重なったため、地区の消防団員、あるいは関係の団員の現場への到着も遅れ、消火活動開始までに時間を要してしまいました。

以上のようなことから、地区住民の方々が初期消火を行えるような環境を整える必要があると痛感したところでございます。

消防団が到着するまでの間に、地区住民の方々が初期消火を行うためには、消火栓の整備が不可欠であると改めて再認識いたしましたので、町民の生命・財産を守り、安心・安全な生活確立するためにも、上水道事業に併せ、消火栓の設置を進めてまいります。

また、全地区での消火栓設置までには相当の期間が必要となりますために、防火水槽の整備であったり、自然水利の整備も併せて進めていきたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） 特にですね、この北校区においては、過去にも何度か大火が発生しております。先ほども申し上げましたが、今回は消防ホースを150本近く使用いたしました。このことを考えるとですね、もし、その日に別な場所で火災が発生していたら、対応は難しかったと思っております。過去にも、砥用地区と中央地区で同時に林野火災が発生した事案もございます。河川など自然水利から遠い地区においては、やはり大きな防火用水が必要になると考えますし、また、自然水利においても時期によっては水量が少ないときもございます。基本的には、消火栓の整備が必要不可欠だと考えております。

いずれにしても、防火に対して、水利の問題は大変重要だと考えております。早めの対応をぜひお願いしたいというふうに思っております。

次に、最後になります。夏場の消防団の活動についてということで、お伺いをい

たします。

今回の中小路の火災では、全分団に出動を要請いたしました。70名程度の団員が消火活動にあたりました。しかしながら、真夏の炎天下の中で、消火活動に体力を奪われ、職員と団員の2名が熱中症の疑いで病院に搬送されております。そのほかにも気分が悪くなった団員もおりました。温暖化の影響で、気温の上昇が昔に比べるとはるかに上っており、この状態は毎年続いていくものと考えられ、団員の身体にかなり影響を及ぼすと思われまます。また、消火活動にとどまらず、行方不明者の捜索などにもこれに当たると思っております。

団員の命を守るためにも装備を含め、対応を考えなければならないと思っております。例えば一例として、冷却機能の付いたベスト等を整備するとか、そういった計画の考えはないか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今回の火災では、これまでに経験したことのない7時間余りという長時間での消火活動となり、炎天下とも相まって、消防職員、消防団員にとっては過酷な環境下での活動となってしまいました。

町では、すぐに対策を検討し、午前9時には飲料水の確保及び配布を実施しましたが、水利から火点までの距離が非常に長く、活動範囲も広範だったため、均等な配布ができなかったことが反省点として残りました。

議員ご指摘のように、温暖化による気温上昇や甚大な災害の発生など、活動環境の悪化は今後ますます進行していくものと思われまます。また、団員の減少により、団員一人一人の活動における重要度も増していることから、団員の負担軽減のためにも、団員の装備につきましては早急に検討していきたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） 連日、熱中症警戒アラートが発令される中であってですね、消防団活動への暑さ対策は大きな課題だと考えています。少ない団員数の中であってですね、団員はそれぞれの活動に対して一生懸命取り組んでおります。

これまでも、様々な視点で要望改善されてきた消防団でございますが、今後ともですね、あらゆる環境や現場に対応できるような整備の検討をぜひお願いしたいというふうに思っております。

これで、本日の私の質問を終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、吉住淳一君の一般質問を終わります。

以上で、通告されておりました一般質問は終了しました。

これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日はこれで散会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

また、お諮りします。明日7日木曜日は休会とし、午前10時より各常任委員会を委員長の指示により開いていただき、終了後は委員長の指示により散会していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本日はこれで散会し、明日7日木曜日は休会とし、午前10時より各常任委員会を委員長の指示により開いていただき、終了後は委員長の指示により散会していただくことに決定しました。

なお、常任委員会の会場は、総務文教常任委員会が委員会室、産業厚生常任委員会が第3・第4会議室をご利用ください。

明後日8日、金曜日は、午前10時から会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後2時36分

第 3 号

9 月 8 日 (金)

令和5年第3回美里町議会定例会会議録（第3号）

令和5年9月8日（金）

午前10時00分開会

1. 議事日程

- 日程第1 各常任委員会報告及び質疑
(1) 総務文教常任委員会委員長
(2) 産業厚生常任委員会委員長
- 日程第2 議案第62号 令和4年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第63号 令和4年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第64号 令和4年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第65号 令和4年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第66号 令和4年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第67号 令和4年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第68号 令和4年度美里町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第69号 令和5年度美里町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第10 議案第70号 令和5年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第71号 令和5年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第72号 令和5年度美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第73号 令和5年度美里町生活排水特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第74号 令和5年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第75号 令和5年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第76号 公の施設の他の団体の利用に関する協定について
- 日程第17 議案第77号 町道路線（内園花定野線）の廃止について
- 日程第18 議案第78号 町道路線（内園花定野線）の認定について
- 日程第19 発議第3号 美里町議会基本条例の制定について
- 日程第20 議員派遣の件について
- 日程第21 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について
- 日程第22 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について

2. 出席議員（10名）

1番	村崎公一君	2番	吉住淳一君
3番	平野保弘君	4番	隈部寛君
5番	高田美千子君	6番	坂田竜義君
7番	濱田憲治君	8番	福田秀憲君
9番	今田政行君	10番	上田孝君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町長	上田泰弘君	副町長	吉住慎二君
教育長	宮寄幸仁君	総務課長	坂村浩君
まちづくり政策係長	本住徹弥君	税務課長	島田昌臣君
住民生活課長	松永栄作君	福祉課長	谷口信也君
健康保険課長	隈部尚美君	農業政策課長	西寺清君
森づくり推進課長	安達浩一君	建設課長	富永英司君
上下水道課長	酒井博文君	会計課長	中川利加君
学校教育課長	中川幸生君	社会教育課長	長井一浩君
観光商工係長	大本由加君		

5. 事務局職員出席者

事務局長 立道誠君 書記 野田まや君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。本日の会議を開きます。

日程に入る前に、上田町長より一昨日の高田議員の一般質問に対する答弁の訂正の申し出がありましたので、これを許可します。

上田町長。

○町長（上田泰弘君） 一昨日の高田議員の一般質問でのやりとりの中で、東部地区活性化施設の加工場、通称やまびこの家につきまして、公共施設マネジメント計画でD判定と説明及び答弁いたしましたところでございますが、再度確認しましたところ、個別施設計画ではD判定、改訂版の公共施設マネジメント計画ではC判定となっております。

この場をお借りしてお詫び申し上げますとともに、訂正のほうをよろしく願いを申し上げたいと思います。

なお、データの基礎となる個別施設計画と、それを反映させる公共施設マネジメント計画で、齟齬が生じていることにつきましては、今後調査をしてまいりたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

○議長（上田 孝君） 以上で、答弁の訂正を終わります。

お諮りします。ただいまの説明のとおり、答弁を訂正することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認め、答弁を訂正します。

それでは、会議に入ります。

-----○-----

日程第1 各常任委員会報告及び質疑

○議長（上田 孝君） 日程第1、各常任委員会報告及び質疑を行います。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。総務文教常任委員会委員長、濱田憲治君。

○総務文教常任委員会委員長（濱田憲治君） 皆さん、おはようございます。

令和5年第3回美里町議会定例会総務文教常任委員会を開催しましたので、報告をいたします。

期日が、昨日9月7日木曜日、午前10時より開会をしております。場所としまして、中央庁舎議会委員会室でございます。参加者は、委員より、福田副委員長、上田委員、吉住委員、村崎委員と私、濱田。執行部より、坂村総務課長、本住・大本美しい里創生課係長、島田税務課長、松永住民生活課長、中川会計課長、中川学

校教育課長、長井社会教育課長の出席のもと、会議を開いております。

まず、令和5年度美里町一般会計補正予算（第6号）について、説明を受けております。

総務課では、債務負担行為補正500万、これは令和6年11月1日予定の合併20周年記念講演開始事業で、記念講演会の講師招聘委託料を計上されているとのことでありました。職員昇任試験審査手数料は、受講者の増により増額分でありま
す。係長昇任は20名中15名、課長昇任は28名中13名の予定であるという説明でありました。

次に、職員衛生管理委託料は、職員のメンタルヘルス支援のため、臨床心理のカウンセリング等を行うための増額分であります。合併20周年記念ロゴ作成報償費及び町歌用歌詞作成報償費は、合併20周年記念事業であります。また、美里町合併20周年記念式典検討委員会を設置をされ、今後記念式典に向け検討されるということでありました。

次に、美しい里創生課になります。まちづくり政策係とし、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金は、交付決定による増額分であります。移住・定住促進住まい支援補助金は、移住者の住まいや生業確保のために関する補助であります。

観光商工係では、熊本県県民の未来につなぐ森づくり事業補助金は、石段の1,000段付近の東屋を解体し、同程度の東屋を建設する事業であります。地域づくり夢チャレンジ推進補助金は、雄亀滝橋完成に200周年経過のイベントで、フットパスを行うこととされており、それに付随して缶バッジ等のグッズの作成をし、令和6年フットパス全国大会が美里町で開催される予定であり、幅広く石橋をPRする予算にするそうでありま
す。地域おこし協力隊報償金及び地域おこし協力隊活動助成金は、観光に特化した協力隊を採用する半年分の予算であります。

会計課では、コンビニ収納等、事務委託料の増額は、利用率が上昇していることに伴う増額分であります。

学校教育課では、外国人児童教育支援講師謝金を設けられ、中央中学校に8月からアラブ首長国連邦より1名が転入されたため、通常の授業をサポートするための講師謝金であります。学校給食調理業務委託料は、中央中学校の学校栄養職員が7月から不在となったため、現在の委託先である株式会社シダックスに委託する予算であります。砥用中学校グラウンド排水流末整備工事については、校舎北側斜面に現場打ちの排水口が設置されておるが、経年劣化による損傷が激しく、隣接する民有地が排水により洗掘され、荒廃が著しいため、コルゲートフリューム管による流末整備を行うものであります。修繕料、中央小、学校教育課は、中央小学校のプレ

ハブ教室棟が7月の大雨により雨漏りが発生したもので、屋根全体に勾配が少なく、ドレインの排水不足により雨水の逆流が発生し、雨漏れが発生したと考えられるという説明でありました。

社会教育課では、工事請負費、総合体育館トイレ改修工事を設けておられ、男子用洋式化が1ありますが、和式トイレ1を含めた洋式化2をして、中身はウォシュレットを利用できるように改造すると。女子用洋式1、和式4を、洋式4に工事され、ウォシュレット化にするものでございます。

次に、令和4年度一般会計決算について、説明を受けております。各委員から特段の意見はなく、終了したところであります。

1時30分より現場調査に出向いております。まず、中央小学校校舎プレハブ棟を見に行っております。7月3日の大雨により、先ほど申し述べたように雨漏れがされておりました。対策としまして、既存屋根に再度重ね張りを新設し、屋根の勾配とダクト管を外部から既存へ新しく新設し、排水する工事での予算であります。

議員により、北側の一部、北から見て右側に同じような造りの天井部があり、その部分も一緒に修理したほうがよいのでは、という意見もありました。

次に、中央公民館駐車場を視察をしました。既に工事完了をされている駐車場であり、以前の駐車場より雨水が流れやすくなるように勾配をつけてあり、工事前では46台分の駐車スペースでありましたが、大集会室北側の樹木部分も駐車スペースとされ、現在は49台分の駐車スペースと障がい者の方が優先し駐車できる駐車スペース2台も含めて、計51台分の確保ができておりました。

次に、佐俣の湯消火栓設備を見に行っております。8月の建物火災で、長時間消防団員が防火水槽に水を供給されたことから、中央北地区にできる予定の上水道工事に伴い、同時に布設される予定の消火栓の仕組みを確認したところであります。

次に、砥用中学校排水流末整備工事は、砥用中学校校舎及びグラウンドの約半分の雨水が西側を経由し、国道218号方面への排水となっております。この排水口は幅も狭く、深さも浅いものを設置をされ、斜面では現場打ちでの施工となっております。国道沿いに流れる仕組みでありました。大雨時には、この排水口はあふれ、民有地でもある土地を一部侵食している現況でありました。

次に、霊台公園内支障木を調査しております。霊台橋を上部から見渡せる霊台公園からの眺望が、崖下の樹木の成長等で見えにくくなっております。急な崖になっており、御船町の専門業者に依頼し、以前のように霊台橋の絶好アングルを収められるよう、樹木の伐採を予定をされている現場でありました。

最後に、東部地区活性化施設加工場、やまびこの家を見ております。外見も築40年程度経過し、一部外壁もはがれている状況でありました。内側は整備すれば利

用できる環境であるように見えておりますが、合併浄化槽が単独浄化槽であり、また、上水道の整備に多額の費用がかかるという説明を聞いたところでございます。

以上で、総務文教常任委員長の報告といたしますが、報告漏れがございましたら、他の委員さんからの補足をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（上田 孝君） 以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 補足なしと認めます。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

なお、各常任委員会委員長に対する質疑は、申合せ事項により審査の経過と結果に対する質疑にとどめることとなっておりますので申し添えます。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。産業厚生常任委員会委員長、坂田竜義君。

○産業厚生常任委員会委員長（坂田竜義君） 本定例会中に産業厚生常任委員会活動をいたしましたので、概要を報告いたします。

9月7日午前10時より、第3・第4会議室におきまして、高田委員、今田委員、隈部委員、平野委員、坂田。執行部から富永建設課長、酒井上下水道課長、安達森づくり推進課長、西寺農業政策課長、隈部健康保険課長、谷口福祉課長出席のもとに会議を開催いたしました。

本常任委員会では、一般会計補正予算を中心に報告を求めたところでございます。

福祉課におきましては、令和4年度介護保険特別会計決算の実質収支に関する調書、また、債務負担行為補正として、美里町こども計画策定、地域福祉支援システムリース料についての説明がございました。

保育所等物価高騰対策費補助金、介護保険における低所得者保険料補助ほか、一般会計における決算の特徴的案件についても詳しく説明がありました。

健康保険課におきましては、令和4年度決算による国民健康保険特別会計繰越金を基金と予備費に充てる件、後期高齢者医療特別会計の補正予算について説明がございました。

農業政策課では、補正予算の歳出面での主な事業としては、棚田地域振興協議会

費用弁償、中山間地等直接支払事業測量委託料等の減額補正、町単独土地改良事業費補助金 878 万円、農地 27 件、施設 13 件、農用地等災害復旧工事（R5 年災害分）7,100 万円、内訳、農地 26 件、施設 17 件等について説明がございました。具体的工事箇所等の質疑がありました。

森づくり推進課におきましては、自伐型林業推進する地域おこし協力隊の募集の状況、林業施設災害復旧費 1,590 万円、地域おこし協力隊員報償費の減額補正について説明がございました。

上下水道課では、簡易水道事業特別会計の歳入面では、町道勢井下福良線道路改良箇所の路線変更による減額補正 844 万円、歳出の補正では修繕料 207 万円、水道布設替え設計業務委託料 270 万円、夏見地区水源調査として 493 万円、内山浄水場膜ろ過装置膜モジュール取替え業務委託料 1,035 万円、永富地区の給水工事 94 万円、勢井下福良線工事路線変更による減額 1,500 万円、建設課がらみでございます。

一般会計の補正は、簡易水道施設費整備補助金 237 万円等について説明があり、委託料の内容について若干質疑がございました。

建設課では、主なところでは、危険空き家等住宅推進補助金 453 万円、町道維持工事 3,000 万円、8 路線単独改良として中川原甲佐平線 900 万円、鳥越線ほか 3 路線工事として 1,145 万円、橋梁修繕料 330 万円、河川維持工事 3 河川 300 万円、町営住宅関係として約 600 万円、令和 5 年度災害復旧工事町単独として 1,500 万円、16 件。R5 年災害復旧工事 1 億 5,540 万円、内訳、道路 26 件、河川 9 件について詳しく説明がありました。これについても、工事箇所等について質疑がありました。

その後、午後から、1 番目は清水の水源地ですね。この霊台橋のちょうど裏側になりますけれども。清水の水源地。それから、旧水道課の事務所があった内山浄水場。3 点目として、町道坂貫線の災害復旧工事現場、4 点目で弘川地内の菅の谷川護岸災害復旧工事現場。以上、現場調査を終えまして、概ね 3 時に帰着いたしました。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、産業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 補足なしと認めます。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。
質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で、産業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

以上で、各常任委員会報告及び質疑を終わります。

-----○-----

日程第2 議案第62号 令和4年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田 孝君） 日程第2、議案第62号、令和4年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定についてを再度上程し、議題とします。

説明は終わっておりますので、質疑を行います。

なお、決算認定の質疑につきましては、一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、決算認定の質疑は一括質疑といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方は、ページと款・項・目・節を指定の上、発言をお願いします。質疑ありませんか。

8番、福田君。

○8番（福田秀憲君） ただいま上程中の決算認定について質問をいたします。

款・項・目・節ということでありましたけれども、ページを先に申し上げますけれども、33ページ、款の13使用料及び手数料、項1使用料、目の13土木使用料、節の2住宅使用料ということで、33ページの下のほうの3段目、町営住宅使用料で、収入未済額というのが2,000万ほど出ておりますけれども、私、毎年少しずつ上ってるような気がしておりますので、その理由を教えてくださいと思います。

○議長（上田 孝君） 富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

収入未済額が2,001万9,150円ということでなっております。議員ご指摘のとおり、こちらにつきましては、現年分の町営の住宅の使用料、それと町営住宅の駐車場の使用料、それと滞納繰越分の同じく住宅使用料・駐車場使用料ということで、調定のほう上げさせていただきまして、それに対する収入済額を引いた残りが収入未済額というふうなことになっております。

議員ご指摘のとおりですね、収入の徴収率につきましては、昨年度に比べまして、令和4年度につきましては、1.72%の減となっております。主な理由につきましては、元々町営住宅につきましては、高齢者又は低額所得者が入居をされる住宅

ということで、元々収入が少ない方が入居をされております。それに加えて、今回コロナの影響であつたり物価の上昇あたりの状況もあつてですね、やはり徴収率のほう下がってきている、年々下がってきている状況であるというふうに考えております。

対策としましてはですね、当然督促状を出して、年3回ほど催告状というのをを出しまして、滞納者の方にですね、連絡をとって、納付の誓約書あたりを、今現在ですね、いただいているところでございます。

徴収率が年々下がってきておりますので、引き続きですね、コロナも基本的には落ち着いてきておりますので、対面での徴収であつたりですね、というのを今後強化していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 福田君。

○8番（福田秀憲君） 令和3年度に比べて、約200万ぐらい増えてきております。年々こうやって増えてきているので、今までコロナ禍の影響でですね、なかなかこう対面での督促とかなんかできないような状態じゃなかったらうかと思うんですけども、コロナも落ち着いたんで、5年度からはもう少し収納率を上げるように努力をしていただきたいと思います。

この2,000万という数字があればですよ、学校給食の無償化も視野に入りますので、その辺りも考えて、ぜひですね、収納率を上げていただければと思います。

終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。なお、議案第62号から議案第68号までの採決は起立により行います。

議案第62号、令和4年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第62号、令和4年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第3 議案第63号 令和4年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田 孝君） 日程第3、議案第63号、令和4年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第63号、令和4年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第63号、令和4年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第4 議案第64号 令和4年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田 孝君） 日程第4、議案第64号、令和4年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第64号、令和4年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第64号、令和4年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第5 議案第65号 令和4年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田 孝君） 日程第5、議案第65号、令和4年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第65号、令和4年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第65号、令和4年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第6 議案第66号 令和4年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田 孝君） 日程第6、議案第66号、令和4年度美里町生活排水特別会計

歳入歳出決算の認定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第66号、令和4年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第66号、令和4年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第7 議案第67号 令和4年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田 孝君） 日程第7、議案第67号、令和4年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第67号、令和4年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第67号、令和4年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第8 議案第68号 令和4年度美里町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田 孝君） 日程第8、議案第68号、令和4年度美里町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第68号、令和4年度美里町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第68号、令和4年度美里町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第9 議案第69号 令和5年度美里町一般会計補正予算（第6号）

○議長（上田 孝君） 日程第9、議案第69号、令和5年度美里町一般会計補正予算（第6号）を再度上程し、議題とします。

内容説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

お諮りします。補正予算の質疑につきましては、一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、補正予算の質疑は一括で行います。

質疑ありませんか。

7番、濱田憲治君。

○7番（濱田憲治君） 議案第69号について、お尋ねをいたします。

ページ数は16ページです。民生費の委託料で、こども計画策定業務委託料52万5,000円という委託料が組まれております。このこども計画というのが具体的にちょっと描きができてないものですので、どういったものか、ご説明いただければと思います。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明いたします。

こども計画という内容でございますが、まず、流れがございまして、こども基本法という法律が令和4年6月15日に国会で可決成立し、令和5年4月1日から施行されております。この中で、市町村は、こども施策に関する計画を一体的に作成することができるかとされております。そこで、今回計上させていただいているものは、一つ目に「子どもの貧困対策計画」、二つ目に「子ども・若者計画」、三つ目に令和6年度改定となります「子ども・子育て支援事業計画」、四つ目に「次世代育成支援行動計画」を含めたものになっております。

なお、債務負担行為のほうで計上させていただいておりますとおり、それぞれ今回の補正予算では令和5年度分を、債務負担行為補正で追加させていただいております分については、令和6年度の業務支援に係るものでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 濱田君。

○7番（濱田憲治君） こども基本計画ということで、我々も勉強してまいっていきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに、質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。なお、議案第69号から、議案第75号までの採決は起立により行います。

議案第69号、令和5年度美里町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(上田 孝君) 全員起立です。

したがって、議案第69号、令和5年度美里町一般会計補正予算(第6号)は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第70号 令和5年度美里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(上田 孝君) 日程第10、議案第70号、令和5年度美里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第70号、令和5年度美里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(上田 孝君) 全員起立です。

したがって、議案第70号、令和5年度美里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第71号 令和5年度美里町土地取得特別会計補正予算(第1号)

○議長(上田 孝君) 日程第11、議案第71号、令和5年度美里町土地取得特別会計補正予算(第1号)を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第71号、令和5年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第71号、令和5年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第72号 令和5年度美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（上田 孝君） 日程第12、議案第72号、令和5年度美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第72号、令和5年度美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第72号、令和5年度美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第73号 令和5年度美里町生活排水特別会計補正予算（第2号）

○議長（上田 孝君） 日程第13、議案第73号、令和5年度美里町生活排水特別会計補正予算（第2号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第73号、令和5年度美里町生活排水特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第73号、令和5年度美里町生活排水特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第74号 令和5年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（上田 孝君） 日程第14、議案第74号、令和5年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第74号、令和5年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第74号、令和5年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第75号 令和5年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（上田 孝君） 日程第15、議案第75号、令和5年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第75号、令和5年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第75号、令和5年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第76号 公の施設の他の団体の利用に関する協定について

○議長（上田 孝君） 日程第16、議案第76号、公の施設の他の団体の利用に関する協定についてを議題とします。

内容説明を求めます。長井社会教育課長。

○社会教育課長（長井一浩君） 議案第76号につきまして、ご説明申し上げます。

システムの同期をお願いいたします。資料は「㊟議案第76号、公の施設の他の団体の利用に関する協定について」をご覧ください。

議案第76号、公の施設の他の団体の利用に関する協定について

公の施設の他の団体の利用について、別紙のとおり協定を締結する。

令和5年9月5日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

公の施設の他の普通地方公共団体の利用について、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき、議会の議決を求める必要があるため提案するものでございます。

次のページをお開きください。別紙、協定書になります。

1項は、協定の趣旨として、熊本市の施設において美里町民への図書資料の貸し出しを承諾する旨の記載となります。2項は、対象となる公の施設として、熊本市の図書館並びに公民館及び男女共同参画センターの図書室が対象となる旨の記載となります。3項は、施設の利用関係として、熊本市の条例、規則その他の規定により実施する旨の記載となります。4項は、経費の負担として、貸し出しに係る経費は、熊本市が負担する旨の記載となります。

本議案は、平成28年の熊本市と熊本連携中枢都市圏形成連携協約による公共施設の有効利用に関する取り組みとして、熊本市の5つの図書館と15の公立図書室を合わせた約164万冊について、美里町民が利用可能となることを目的としております。

熊本市との協議によりまして、利用に関する協定を行うため、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき、本議会及び熊本市議会において同文議決が必要となりますので、本議案を上程するものでございます。

なお、本年11月1日の利用開始を予定しており、議決後速やかに協定の締結を行うよう計画をしているところでございます。

以上で、議案第76号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第76号、公の施設の他の団体の利用に関する協定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第76号、公の施設の他の団体の利用に関する協定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第77号 町道路線（内園花定野線）の廃止について

日程第18 議案第78号 町道路線（内園花定野線）の認定について

○議長（上田 孝君） 日程第17、議案第77号、町道路線（内園花定野線）の廃止について及び日程第18、議案第78号、町道路線（内園花定野線）の認定についてを一括して議題としたいと思います。

お諮りします。議案第77号及び議案第78号を一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号及び議案第78号の2案件を一括議題とすることに決定しました。

それでは、議案第77号及び議案第78号を、続けて内容説明を求めます。富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） システムの同期をお願いいたします。

なお、議案第77号、町道路線（内園花定野線）の廃止につきましては、議案集フォルダー内の「㉔議案第77号、町道路線（内園花定野線）の廃止について」をご覧ください。

まず初めに、議案第77号について、ご説明申し上げます。

議案第77号、町道路線（内園花定野線）の廃止について

道路法第10条第1項の規定により、町道路線を別紙のとおり廃止する。

令和5年9月5日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

当該路線は、美里町町道編入基準第1条第2項第1号により、2級路線の町道として区分されているが、同基準の要件を満たさなくなったため、2級路線としての区分を廃止し、改めてその他の路線の町道として認定をするにあたり、町道路線の廃止が必要となるため、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものでございます。

次のページをご覧ください。別紙でございます。

町道の区分は2級町道でございます。路線名が内園花定野線、起点が美里町畝野字東平3907-2番地先から、終点が美里町畝野字内園3416-1番地先まででございます。延長が802.3メートル、幅員が3.5メートルから13.2メートルでございます。

内容説明につきましては、関連がございますので、次の議案第78号、町道路線（内園花定野線）の認定についてのときに一括して説明をいたします。

続きまして、議案第78号について、ご説明申し上げます。

なお、議案第78号、町道路線（内園花定野線）の認定につきましては、議案集フォルダー内の「㊸議案第78号、町道路線（内園花定野線）の認定について」をご覧ください。

議案第78号、町道路線（内園花定野線）の認定について

道路法第8条第2項の規定により、町道路線を別紙のとおり認定する。

令和5年9月5日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

当該路線は、美里町町道編入基準第1条第2項第1号により、2級路線の町道として区分されているが、同基準の要件を満たさなくなったため、2級路線として廃止した当該路線を、改めてその他の路線として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

次のページ、別紙をご覧ください。

町道の区分はその他の町道でございます。路線名が内園花定野線、起点、終点、延長、幅員につきましては、先ほどの議案第77号で説明した内容と変わりはありません。

引き続き、内容の説明を行います。

説明資料としまして、認定路線の道路台帳を議案第78号資料1～3まで、美里町町道編入基準を資料4として添付しております。

まず始めに、議案第78号資料1をご覧ください。図面左側の国道218号との接合部が起点となっており、内園公民館の前を通り緑川ダムに通じる岩石洞岳線を横断し、説明資料3の花定野集落内の町道岩石花定野線との接合部が終点となっております。

次のページ、議案第78号資料4の美里町町道編入基準をご覧ください。第1条第2項に2級町道の基準を定めてあり、第1号では集落（25戸以上）相互を連絡する道路、と規定されておりますが、花定野集落につきましては令和5年8月1日現在、戸数が10戸であり、基準を満たしていないため、2級路線としては廃止をし、新たにその他の路線として認定をするものでございます。

また、現在、熊本県において事業採択に向けての事業計画を作成中の県営美里2期地区、中山間地域農業農村整備事業において、町道内園花定野線を含めた区域において、農地のほ場整備が計画されており、ほ場整備の事業において町道の整備を行う場合につきましては、町道の区分がその他の町道路線であるということが条件となっておりますので、今回、町道区分の見直しを行ったものでございます。

以上で、議案第77号並びに議案第78号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

まず、議案第77号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第77号、町道路線（内園花定野線）の廃止については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第77号、町道路線（内園花定野線）の廃止については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号について質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、坂田君。

○6番（坂田竜義君） 6番、坂田でございます。

先ほど、建設課長の説明の中で、確認ですけれども、地元からほ場整備に伴って、いわゆるカーブカット、まっすぐしてくれと要望が出ていると思いますが、その辺りはするという前提の計画ということではよろしいでしょうか。

○議長（上田 孝君） 富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

ほ場整備の中でですね、農地の部分と町道の部分、農地の区画がきちんと形がいいようになるようにですね、今、町道曲がっておりますので、町道をですね、できるだけまっすぐにするというふうな要望についてはですね、そういうお話があって、ぜひ、ほ場整備の中で町道の改良も一緒にやっていただきたいというふうなご要望があって、建設課のほうにはですね、この路線の認定を二級町道にやってほしいというふうな要望で今回出させていただいております。実際、具体的に、その町道をどういう形で、そのほ場整備の区域の中を通すかというのはですね、おそらく県の中山間農業農村整備事業の中でですね、地元と協議をされて計画をされるものだというふうにご考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

令和5年度にですね、予算を計上しております、公有地編入承認申請書の計画業務委託ということで、当初予算のほうですね、100万円のほうを計上しております、その中でですね、ほ場整備の区域内につきまして、里道、水路等を調査をしましてですね、新規採択に向けての公有地の編入承認申請書をですね、作成する予定としておりますので、その中で対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） わかりました。よろしく申し上げます。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第78号、町道路線（内園花定野線）の認定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第78号、町道路線（内園花定野線）の認定については、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。再開を11時15分とします。

-----○-----

休憩 午前10時59分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第19 発議第3号 美里町議会基本条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第19、発議第3号、美里町議会基本条例の制定についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。8番、福田秀憲君。

○8番（福田秀憲君） それでは、発議第3号について説明をいたします。

美里町議会基本条例の制定について

美里町議会基本条例の制定について、別紙のとおり提出をします。

令和5年9月5日提出 提出者 美里町議会議員 福田秀憲、賛成者 美里町議会議員 坂田竜義

提出相手は、美里町議会議長 上田孝様

提案理由でございます。

美里町議会が町民の信託に応えるため、その運営の基本を明らかにし、議会と住民との関係及び議会と執行部との関係における基本的な事項を定めることにより、議会の果たすべき役割と責任を明確にするとともに、地方自治法の本旨の実現と豊かな町づくりに寄与することを目的に、議会基本条例を制定するために提出するものである。

それでは、条例について説明をいたします。

美里町議会基本条例、議会基本条例の策定に当たって、15回の活性化特別委員会を開催しました。美里町議会としては、全員が初めての条例づくりとなりました。議会活性化のために必要と思われる26項目を抽出し、検討を重ねて、美里町に適應する15項目について条例に盛り込むこととしました。

検討する中で、先進自治体である御船町での研修、地方自治の法令等の出版社「ぎょうせい」への検討依頼、パブリックコメントなど必要な手続きを経てきたところであります。

それでは、その条例について説明をいたします。

この条例は、8章23条の条文から成っています。前文に全体的な趣旨について記してありますので、それをちょっと朗読させていただきます。

1ページをご覧ください。前文です。

美里町議会は、住民の信託を厳粛に受け止め二元代表制の一方の担い手として、議会の機能を十分に発揮し町民全体の福祉の向上を実現するためにこの条例を制定する。

議会として積極的な情報の公開、政策活動への住民参加の推進、議員相互間の自由な討議、行政機関との緊張感ある関係による監視、議員の自己研鑽と資質の向上、公正性と透明性の確保などを実践することにより町民に信頼され存在感のある議会を築きたい、というふうにしております。

あとは、各章の中で主なものを説明させていただきます。

第1章の総則は、町民と議会の関係及び議会と執行機関の関係における議会の果たすべき役割と責任を明確にすること。

第2章は、議会及び議員の活動原則として、自己研鑽に努める、町民の意見を把握し、町政に反映させる、執行機関の活動を監視する、としております。

第3章は、議会の運営につきましては、議員の相互間の自由な討議により合意を目指す。合意された結論は守る。これは2ページになっておりますけれども、わかっておりますでしょうか。

第4章、議会の体制と議員の身分及び待遇。議員定数、議員報酬について、将来の予測と展望を総合的に考慮するとともに、広く町民の意見を聞くというふうにしております。

前回もアンケートで、議員定数削減したときはアンケートをやっておりましたけれども、それを明記して、広く町民の意見を聞くことにしております。

開けていただいて3ページをお願いいたします。

町民の町政の課題を調査する調査機関、町民から議会への要望、提言などを聴取して、議会運営に反映させる、議会モニターを設置することができる、としております。

第5章、町民と議会の関係。議案に対する各議員の賛否を議会広報で公表する。これは、反対というのはなかなかありませんので、反対があった場合に、議会広報で公表するというふうにしております。

それと、議会報告会を年一回開催する。また、町民、各種団体から、また議員からの働きかけもありますけれども、意見交換会を随時開催する、というふうにしております。

4ページです。

第6章、議会と行政の関係。これは今まで、内容については変わりませんが、特別に、町長等は、論点や争点を明確にするために、反問することができる、というふうに条例に明記しております。

第7章、議員の政治倫理。これは、美里町議会で政治倫理条例をつくっておりますけれども、それを遵守する、というふうにしております。

第8章、最高規範性。この条例の目的が達成されているかどうか、全員協議会で検討する、というふうにしております。

最後に、この条例は公布の日から施行する、としております。

これで説明終わりますけれども、本条例の趣旨を尊重して、可決していただき、今まで以上に町民に信頼される議会となるように願っております。

終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

発議第3号、美里町議会基本条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、発議第3号、美里町議会基本条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議員派遣の件について

○議長（上田 孝君） 日程第20、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。別紙のとおり議員を派遣したいと思います。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たに派遣が必要となった場合等の判断は、議長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たな派遣が必要となった場合等は、議長に一任していただくことに決定しました。

-----○-----

日程第21 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について

日程第22 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について

○議長（上田 孝君） 日程第21、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について、及び日程第22、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件に

ついてを一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

よって、日程第21及び日程第22を一括して議題とすることに決定しました。

日程第21及び日程第22を一括して議題とします。

お諮りします。各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に上程されました案件は全部議了しました。

したがいまして、会議規則第8条の規定により、閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

閉会に先立ち、上田町長に挨拶を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まずは、本9月定例会におきまして、提案させていただきました議案につきまして、全てご承認をいただき、誠にありがとうございます。

9月は決算議会と言われるわけですが、令和4年度の決算をして、監査委員の方からご意見、あるいはご指摘も受けたところがございます。ご指摘を受けたところはしっかりと改善をしながら、令和5年度の予算もですね、適切に、それから有効的に執行していきたいと思っておりますので、議員の皆様の引き続きのご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

大分空も秋の空に変わってきましたけども、まだまだ暑い日も続きますし、またコロナもですね、増えているというような状況でありますので、どうかお身体にはご自愛をいただきまして、ますますご健勝にてご活躍いただきますようにご祈念申し上げます。簡単ですが、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。大変お世話になりました。

○議長（上田 孝君） 以上で、町長の挨拶を終わります。

それでは、これもちまして、本日の会議を閉じ、令和5年第3回美里町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前11時29分

地方自治法第123条第2項の規定により署名いたします。

美里町議会議員

美里町議会議員

美里町議会議員

美里町議会会議録
令和5年第3回定例会

令和5年9月発行

発行人 美里町議会議長 上田 孝
編集人 美里町議会事務局長 立道 誠
作成 株式会社アクセス
電話 (096) 372-1010

~~~~~  
美里町議会事務局

〒861-4492 熊本県下益城郡美里町馬場1100番地  
電話 (0964) 46-2111